

平成24年度

# 自己点検・評価報告書

群馬県立県民健康科学大学

## 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	5
	基準2 教育研究組織（実施体制）	8
	基準3 教員及び教育支援者	12
	基準4 学生の受入	21
	基準5 教育内容及び方法	28
	基準6 学習成果	49
	基準7 施設・設備及び学生支援等	61
	基準8 教育の内部質保証システム	73
	基準9 財政基盤及び管理運営	77
	基準10 教育情報の公表	86
	基準11 研究活動の状況	88
	基準12 地域貢献活動	93

## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況（平成24年5月1日）

- (1) 大学名 群馬県立県民健康科学大学
- (2) 所在地 群馬県前橋市上沖町323番地1
- (3) 学部等の構成  
学部：看護学部、診療放射線学部  
研究科：看護学研究科、診療放射線学研究科
- (4) 学生数及び教員数  
学生数：学部476人、大学院25人  
専任教員数：63人  
助手数：6人

### 2 特徴

本学は、平成17年4月に4年制学士課程の看護学部看護学科及び診療放射線学部診療放射線学科の2学部2学科を有する大学として設立された。

本学の特徴として以下の点があげられる。

#### （1）教育面の特徴

##### ① 保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師の養成

最新の専門的知識・技術とともに豊かな人間性と高い倫理観を持つ保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成し、提供する保健・医療・福祉サービスの質を向上させる。ひいては、高い資質を持つ保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を県内に輩出することにより、県民への保健・医療・福祉サービスがより一層充実することに寄与することを目指す。

##### ② 大学院による高度保健医療専門職養成教育実現の基盤確保

本県の保健医療サービスの質的向上のためには、指導的役割を担う人材の育成が急務である。そのためには、大学における4年間の基礎教育課程に加え、大学院による教育を通して、深い学識及び卓越した能力を培う必要がある。大学院の開設については、平成20年10月に文部科学省から設置認可され、県議会における条例改正手続きなどを経て、平成21年4月に看護学研究科看護学専攻及び診療放射線学研究科診療放射線学専攻の2研究科2専攻で開設されることとなった。両研究科においては、学部教育と連動可能な教育カリキュラムを基盤とすることとしている。

なお、診療放射線学研究科では、国立大学法人群馬大学との間に、両大学の強みを活かして、放射線生命医学分野において活躍する高度な人材を養成するため、大学院教育研究に関する連携推進・協力協定を締結した。

#### （2）研究面の特徴

教員の研究活動を活性化するため、受託研究、共同研究、奨学寄付金等の受入に係る体制整備、さらには研究倫理審査、動物実験等の研究支援のための諸規程を整備している。また学内研究費の一部を公募による競争的配分とし、採択研究課題については研究終了後、審査委員会による評価を行っている。また大学運営組織としての学術・情報委員会の下に研究部会を置き、教員による研究の推進および外部研究資金導入のための支援体制をとっている。

#### （3）地域社会への貢献面の特徴

- ① 大学教員の特性を活かした公開講座を一般地域住民や医療従事者を対象に年5回程度開催している。
- ② 群馬県が運営している「出前なんでも講座」にほとんどの教員が登録し、県内諸団体からの要請を受けて講演等を行っている。
- ③ 教員による講演会、講習会、研修会等の地域貢献活動を大学が積極的に支援し、年度ごとに地域貢献活動報告書を作成し、公表している。
- ④ 現在就業している保健医療職者の継続教育への要望に応えるべく、公開講座等を通じて臨床現場の保健医療職や短期大学、専修学校等の養成施設卒業者に対する最新の研究成果に基づいた専門性の高い知識技術に関する学習機会を提供している。今後、県内の需要動向を踏まえつつ博士課程の設置を目指し医療専門職者への卒後教育機関としての整備を進めていく考えである。

#### （4）大学機関別認証評価の受審

平成23年度には学校教育法第109条第2項の規定により、認証評価機関である「独立行政法人大学評価・学位授与機構」による機関別認証評価を受審した。

評価結果については、同機構の定める「大学評価基準」を満たしているとされた。

#### （5）地域連携センターの開設

地域連携に関する拠点的機能を果たすべく、「地域連携センター」を平成24年4月に開設した。本センターでは、看護師養成所等の看護学教員などの養成を目的とした「看護学教員養成課程」をはじめとした6事業を主な事業として実施した。

## II 目的

### 1 本学の理念・目的等について

#### (1) 教育理念

対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠と倫理的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技術職者を養成する。さらに、将来、群馬県内のみならず国際的にも活用可能な研究成果を産出するとともに、わが国における最高水準のＥＢＰの創造・開発・普及に携わり、保健・医療・福祉環境における技術革新に貢献できる人材としての基盤を築く。

#### (2) 教育目的

教育理念の実現を目指し、本学の所在する群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学ぶ。この過程を通して、豊かな人間性を培い、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し独自の文化を育み生活する人間に対する理解と関心を深める。また、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術及び高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職としての基盤を築く。

#### (3) 「次世代指向型カリキュラム」について

本学では、保健医療の対象となる「人間」を中心に、社会や文化、自然への理解を深めながら系統的・段階的に専門的な知識、技術が習得できるようカリキュラムが組まれている。カリキュラムの特徴は、①従来の疾患を中心とした医学モデルに基づいたカリキュラムではなく、「人間」を中心においていること、②カリキュラム編成の理論に基づいて普遍的な教育内容の要素を組み合わせて編成されているため、一貫性と系統性がある知的基盤を形成できること、③将来にわたり成長し、社会の変化に対応できる能力の育成を目指す「次世代指向型」である。

## 2 卒業生の特性

群馬県立県民健康科学大学は、卒業生に期待する特性として次の6項目を掲げ、4年間の基礎教育課程を提供し、その獲得を支援する。

- (1) わが国、特に群馬県における保健医療チームの一員として科学的根拠に基づく専門的知識・技術を駆使し、責務を全うするための基礎的能力を持つ。
- (2) 対象の人間としての尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく実践を実現するための基礎的能力を持つ。
- (3) 人間の生涯とその生活に対する普遍性と多様性に強い関心と深い理解を示す。
- (4) 群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の健康維持・増進に対する強い使命感を持つ。
- (5) 人種、民族、年齢、性別等の異なるあらゆる対象の福祉に貢献する専門職としての責務を自覚し、高い倫理性を備える。
- (6) 科学及び学術の価値を確信し、ＥＢＰに意義を見出す。

本学は卒業生にこれらの特性を最大限に發揮しながら、保健医療専門職として自律的に成長することを期待する。また、将来的には、ＥＢＰに採用可能な研究成果を産出し、保健・医療・福

祉環境における技術革新を促進するとともに、群馬県のみならず国際的にも活用可能な新たなE-BPの創造・開発・普及に貢献することを期待する。

### 3 大学院

本学では学部教育に続き、より高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成すべく大学院修士課程を開設し、看護学研究科及び診療放射線学研究科を開設している。

看護学研究科では、看護学の理論及び応用の教授・研究を通してより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材の育成を目的とし、実践看護学及び看護教育学の2領域を設定した。実践看護学領域は、地域や臨床の現場において科学的根拠に基づいた看護実践の革新と充実に向け研究を推進できる人材育成をめざす。看護教育学領域は、看護学教育の革新と充実のために研究成果を元にスタッフディベロップメント（SD）とファカルティディベロップメント（FD）を推進できる人材育成をめざす。

診療放射線学研究科では、高度に専門化する放射線画像検査学並びに放射線治療学に対応できる基本的な研究・教育能力及び地域医療水準の向上を目指して以下の人材の養成を目的としている。

- (1) 地域保健医療において診療放射線学に関わる指導的立場に立ち、多様の実務の遂行能力、実践的な研究、及び問題解決能力を発揮できる高度医療専門職者の育成を行う。
- (2) 診療放射線学の学問的体系化及びそれを構成する放射線画像検査学並びに放射線治療学の新たな技術革新を積極的に推進できる研究者としての基礎的能力を有する者の育成を行う。
- (3) 将来大学及び大学院等において保健医療職者の養成に貢献できる教育者としての基礎的能力を有する人材の育成を行う。

本研究科では、高度に専門化する放射線画像検査学並びに放射線治療学に対応できる基本的な研究・教育能力を教授し、健康支援と疾病治療の向上に寄与する。また、地域医療水準の向上に貢献するとともに学術交流を一層推進し、学問成果を広く配信できる人材の育成を目指す。

### 4 研究

医療系の大学として、看護学、診療放射線学、基礎医学及び一般教育学等の研究を推進し、その成果を社会や教育に還元する。

本学が推進する研究は、次のいずれかに該当するものである。

- (1) 地域の健康問題に寄与する内容であること。
- (2) 先駆的または独創的であり、医療の発展に寄与する内容であること。
- (3) 国際的な学術の発展に寄与する内容であること。
- (4) 本学の教育・研究の発展に寄与する内容であること。

### 5 国際交流

本学ではまず、国際交流を進める上での基礎的な取組として、学術交流協定の提携拡大を推進している。具体的には、開学時から、アメリカ合衆国のSeattle Pacific University (SPU)との学術交流の締結を行っているが、平成21年度は高麗大学校（韓国）、平成23年度は香港理工大学（中華人民共和国香港特別行政区）、さらにはシカゴ大学（アメリカ合衆国）との間で学術交流協定を締結した。

上記の協定の締結により、SPUについては、隔年で学生の短期海外研修を実施している。そのほか、今年度は、国際交流サークルに所属する学生らが中心となって、学長の引率のもと、新たに学術交流協定を締結した高麗大学校保健科学大学を訪問した。このような、高麗大学校保健科学大学における学生間の学術的な交流や、韓国の主要な医療機関の見学の実施など、学生間の交流を促進する取組が行われた。

## 6 地域社会への貢献

学校教育法等の改正により、地域貢献活動が教育、研究活動に次ぐ大学の第3の役割に位置づけられた。本学は、県立の医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果等を、県民をはじめ、広く教育機関、医療機関、医療従事者、行政等に対し還元することにより、県民福祉の向上に寄与することを目的に、平成24年度に大学附属機関として「地域連携センター」を設置した。

本センターは、主に6事業を展開しているが、各事業ともにセンター設置初年度として積極的な取り組みを行い、群馬県内の看護の質や保健水準の向上、教育や研究支援等を通じた診療放射線分野の発展等に寄与し始めた。平成24年度の事業実績を土台として本格的な事業展開をスタートさせる平成25年度は、各事業の質及び内容を向上・発展させ、より充実した取り組みを行う予定である。

また、大学は前橋市の桂萱地区に所在し、地域にとって最も身近な行政機関のひとつでもある。桃木川左岸に隣接していることもあり、河川堤防の美化促進や地域の一員としての各種行事にも積極的に参加し、学生達のサークル活動参加等も含め学内全体で、当地域の美化運動等に積極的に協力している。

なお、平成21年4月に土井邦雄学長が就任したことにより、教育・研究・地域貢献の三本柱の元に、当面の本学の行動プランを「土井プラン2010」として掲げ、学内はもとより大学設置者、県議会や地域の方々に向けても発信している。

### III 基準ごとの自己評価

#### 基準1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

**観点1－1－①：** 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

##### 【観点に係る状況】

本学の教育研究上の目的は、教育理念（資料1－1－①－1）に基づき「群馬県立県民健康科学大学学則（平成16年群馬県規則第74号）」（以下、「学則」という。）において定められている。

また、本学の教育目的は、学校教育法第83条に掲げられた大学の目的および上記の教育研究上の目的に基づき、学部ごとに具体的に定めている。（資料1－1－①－2）

##### 資料1－1－①－1 教育理念

対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成する。さらに、将来、群馬県内のみならず国際的にも活用可能な研究成果を産出するとともに、わが国における最高水準のEBPの創造・開発・普及に携わり、保健・医療・福祉環境における技術革新に貢献できる人材としての基盤を築く。

※Webページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/philosophy>

##### 資料1－1－①－2 大学及び学部の目的（「学則」より抜粋）

###### (目的)

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下、本学という。）は保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

###### (学部及び学科等)

第4条 本学に看護学部及び診療放射線学部を置く。

2 学部の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 看護学部 群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持向上に貢献する方法を学ぶことを通して、人間と環境への興味関心を深め、豊かな人間性を培うとともに、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力に加え、看護専門職者としての自律的発達や看護学を探求できる基盤を身につけ、将来的には国内のみならず国際的にも普及する新たな看護実践の創造開発に携わることを目指す、社会貢献への使命感と意欲をもつ人材の育成を目的とする。

(2) 診療放射線学部 対象が人間であるという観点から人間中心の新たな診療放射線学の学術的体系化と教育課程を再構築し展開することにより、従来の理工学と医学の融合からなる診療放射線学に加え、人間の尊厳や生命・医療・技術の倫理、チーム医療の機能と役割を学ぶものとし、多用な実務の遂行を可能にし、科学的根拠に裏付けられた論理的な思考及び柔軟な発想によって自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力をもって、国際社会及び地域社会へ貢献できる人材を育成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は大学一般に求められる目的から外れるものでなく、かつ、本学の基本理念を実現するものとなっている。

**観点1－1－②：** 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の教育研究上の目的は、「群馬県立県民健康科学大学大学院学則(平成21年群馬県規則第39号)」(以下、「大学院学則」という。)において「資料1－1－②－1」とおり定められており、研究科ごとの教育目的も同大学院学則において明確に定められている。

資料1－1－②－1 大学院の目的（「大学院学則」より抜粋）

(大学院設置の目的)

第1条 群馬県立県民健康科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、看護学・診療放射線学の理論及び応用の教授・研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学・診療放射線学の発展に寄与することを目的とする。

(研究科の設置等)

第4条 本学大学院に看護学研究科及び診療放射線学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 看護学研究科 様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持及び向上への貢献に向けた科学的根拠に基づく看護の実践を究極の目的とし、革新され続ける看護学及び看護教育学の充実、発展及び次の革新に向けた研究を推進するとともに、これらの研究の成果を基にスタッフ・ディベロップメント（質の高い教育を展開できる看護職者の育成をいう。）及びファカルティ・ディベロップメント（質の高い教育研究を展開できる看護教員の育成をいう。）に向け継続的かつ自律的な学習を支援できる人材を育成する。

(2) 診療放射線学研究科 地域保健医療において診療放射線学に関する指導的立場に立ち、多様な実務の遂行を可能にする能力、実践的な研究を行う能力及び問題解決能力を有する高度医療専門職者、診療放射線学の学問的体系化と放射線画像検査学及び放射線治療検査学の新たな技術革新を積極的に推進できる研究者としての基礎的能力を持った人材並びに医療専門職者の養成に貢献できる教育者としての基礎的能力を持った人材を養成する。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、大学院一般にもとめられる目的から外れるものでなく、かつ、本学大学院の基本理念を実現するものとなっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 目的の内容は、本学基本理念に基づいて医療従事者養成を実現するために必要かつ十分なものである。

【改善を要する点】

該当なし

## 基準2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

**観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

#### 【観点に係る状況】

群馬県は昭和27年に群馬県立看護学院、昭和33年に群馬県立診療エックス線技師養成所を設立した。以降、これらが改組されて群馬県立福祉大学校、群馬県立医療短期大学となり、看護師、保健師、診療放射線技師を養成する学科が設置されてきた。そして、この群馬県立医療短期大学を改組する形で本学が設立された。

両学部とも「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号）」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年十二月十一日文部省・厚生省令第四号）」（以下、「各指定規則」という。）の基準に基づく教育組織を有し、これに適合するカリキュラムを編成して専門教育を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の学部学科構成は、本学の目的に則した適切なものである。

**観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。**

#### 【観点に係る状況】

教養教育科目の卒業要件は看護学部22単位以上、診療放射線学部18単位以上であるが、授業科目の提供は32科目61単位であり、学生の興味・関心に応じて選択履修できるよう配置されている。非常勤講師担当による科目については、専任教員による支援体制がとられ、教育の円滑化が図られている。（資料2-1-②-1）

資料2-1-②-1 非常勤講師担当科目に対する支援体制（「教養教育科目・専門基礎科目支援体制について」より抜粋）

#### 2 当該科目的支援を担当する専任教員

専任教員以外の教員が主として担当する教養教育科目・専門基礎科目は、1科目につき、講師以上の専任教員2名が担当する（以下、支援担当教員とする。）。なお、英語に関しては、英語の専任教員が担当する。

実験補助を必要とする専門基礎科目に関しては、別に定める。

#### 3 支援担当教員の業務

支援担当教員は、主として次の業務を行う。

- (1) カリキュラムの趣旨、教養教育科目の基本方針、当該科目における科目概要の説明
- (2) 当該科目に関する試験日程等の調整及び試験監督
- (3) 当該科目に関する学生による授業評価に関する趣旨説明
- (4) 当該科目的授業内容の把握
- (5) 担当教員交代時の教員候補者の推薦
- (6) その他、当該科目的教育内容に関わる事項

### 【分析結果とその根拠理由】

本学における教養教育の体制は、適切に整備されている。専任教員以外が担当する科目について、専任教員による支援体制が確立され、有効に機能している。

### 観点2－1－③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点に係る状況】

看護学研究科には実践看護学領域と看護教育学領域の2領域が置かれ、実践看護学領域は看護実践に資する研究能力を備えた研究者の育成を、看護教育学領域は基礎教育学、卒後教育・継続教育を展開するための教育能力を備えた看護学教員の育成を目指している。

診療放射線学研究科は放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の2分野で構成される。これら分野の課程修了により高度医療専門職者としての知識基盤を身につけた指導者として、医療現場における高い専門性の維持と展開が期待できる。（資料2－1－③－1）

#### 資料2－1－③－1 大学院の設置趣旨

##### ○看護学研究科

看護学士課程においては、群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の生涯に渡る健康水準の維持・向上を目標として、生涯発達看護学・地域健康看護学・看護技術学・機能看護学という4専門領域からなる新たな看護学教育モデルを構築した。従来の看護学教育は、小児・成人・母性・老人といった発達モデルを主軸に据え構築されており、昭和43年我が国に導入された。その後、約40年が経過し、医療の現状は、医療の高度化・入院期間の短縮化・在宅医療の推進等、大きな変化をきたしている。看護は、社会の変化と密接に関係する。この変化に対応するためには、特定の時期、特定状況下焦点化された従来の発達モデルによる看護学教育から人間の生涯を視野に入れ、あらゆる生活の場の特徴を反映したモデルによる看護学教育への移行が必要である。また、ここに看護への政策・管理・教育の視点を反映することを通して社会の変化に対応できる教育を実現できる。本学は、このような必要性に応じて4専門領域からなる新たな看護学教育モデルを構築した。平成20年4月現在、我が国の看護系大学は168校にまで増加し、各大学は本学と同様に各々の立場から社会の変化に対応できる多様な看護学教育モデルを構築し、教育を開始した。

群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科（以下、「本研究科」という。）は、本学及び我が国の看護系大学におけるこのような看護学教育モデルが、十全にその機能を發揮し、地域への研究成果の還元を通じ、今後、生じるであろう社会の更なる変化に対応していくことのできる研究者あるいは教育者の育成を目指す。

##### ○診療放射線学研究科

診療放射線学は、理学・工学的知識基盤を医学における放射線画像検査学並びに放射線治療学の進歩のために高度に応用することにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とした総合的かつ学際的な科学である。本診療放射線学研究科診療放射線学専攻（修士課程）の理念は、放射線画像検査学、放射線治療学等の臨床に即した学術研究を積極的に遂行することにより、個人及び集団の健康支援、疾病の予防、治療効果の向上への寄与を目指すとともに、学際的学問領域である診療放射線学のさらなる発展に貢献することである。かかる理念に沿って、本研究科は独自の手法と創造性をもって、健康支援に結びつく診療放射線学の体系化及びこれと密接に関係する物理現象並びに生命現象の探求を行う。

群馬県立県民健康科学大学では、群馬県並びに我が国における診療放射線学の教育研究拠点として機能すべく、平成17年4月に

設置された診療放射線学部を基盤とし、博士課程を視野にいれた診療放射線学研究科診療放射線学専攻（修士課程）を設置する。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科及び専攻の構成は、保健医療における高度専門職及び教育者の育成の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2－1－④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2－1－⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

県立の医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果等を、県民をはじめ、広く教育機関、医療機関、医療従事者、行政等に対し還元することにより、県民福祉の向上に寄与することを目的に、平成24年4月に大学附属機関として、「地域連携センター」を開設した。

地域連携センター開設以前も、本学では地域貢献活動に取り組んできたが、教育・研究に加え、地域貢献が大学の第3の役割と位置付けられた状況を踏まえ、より一層の地域社会への貢献を目標に地域連携センターを開設開設・運営し、主要6事業をはじめ様々な取り組みを展開している。

【分析結果とその根拠理由】

本学基本理念にも「(前略)研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境のさらなる向上に寄与する。」と謳われていて、地域社会への貢献を果たすため、大学附属機関として地域連携センターを開設し、必要な活動を開始した。社会全体や地域の状況を踏まえ、本学に求められるニーズを正確に把握した上で、各事業を展開している。

地域連携センターの運営にあたっては、地域連携センター長が中心となり、全学委員会である地域連携センター運営委員会を行い、全学的に地域貢献活動に取り組む体制を整えている。また、「地域連携センター運営会議」を開催し、4名の外部委員から地域連携センターの事業計画や事業評価について助言を得て、適切な運営を行っている。

観点2－2－①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学では学内における最高議決機関として大学運営会議を置き、全学的で各学部・各研究科に共通する教育活

動に係る重要事項について審議している。

学部の教育課程や試験、単位認定等の重要な事項は学部ごとに設置されている教授会にて審議している。教授会構成員は学校教育法第93条第2項の規定に基づき、教授、准教授、専任講師及び助教である。大学院研究科は、大学院を担当する教授によって構成される研究科委員会であり、教育課程や修士論文審査、試験、単位認定等の重要な事項を審議している。

大学運営会議、教授会、研究科委員会は原則毎月1回開催されている他、必要に応じて臨時に開催されている。  
(組織の状況については、「基準11 管理運営について」において詳述する)

大学全体として教育課程や教育方法を検討する組織としては合同教務委員会が設置され、学部や研究科における教育課程や教育方法の充実・改善を図ることを目的に、各学部及び各研究科に教務委員会が置かれており、教育課程編成や授業計画等教育内容の実質的な企画・点検を行っている。合同教務委員会の組織構成は、両学部長を含む各分野領域からの代表となっているため、実質的な検討に適切な構成となっている。また、各学部、研究科の教務委員会も各分野領域からの代表で構成され適切に検討が行える体制になっている。各委員会の組織構成や検討事項は、各自の委員会規程(規程集P.25~)により定められており、月一度の定例委員会の他、必要に応じて臨時に開催している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要な事項を審議するために、全学組織としての大学運営会議、学部ごとの教授会及び研究科ごとの研究科委員会が設置され機能していることから、必要な活動を行っている。

また、合同教務委員会をはじめとする各種学内委員会も、審議事項や構成員が規程により適切にかつ明確に定められ、必要な回数の会議を開催しており、各学部及び各研究科の教育課程や教育方法についての実質的な検討が行われている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・大学及び大学院の目的と学部及び研究科の構成とは整合性があり、教育研究のための実施体制が適切に機能している。
- ・大学運営会議は両学部及び両研究科をまとめる学内の最高意思決定機関として機能し、その下で両学部及び両研究科が各自の独立性をもって、教育研究を実施する体制になっている。

#### 【改善を要する点】

- ・教育活動に係る重要な事項は教務委員会にてあらかじめ審議され、教授会において審議されるが、ほとんどの場合そのまま承認されている。すべての専任教員が構成員である教授会で実質的な審議は困難であるが、教員からの意見が出やすい教授会運営が求められる。

### 基準3 教員及び教育支援者

#### (1) 観点ごとの分析

**観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。**

##### 【観点に係る状況】

本学において、教授は専門分野の責任者であり、専門分野の教育研究の遂行の責任を負い統括するとともに大学の組織運営において委員会運営の責任をもつ。准教授は、教授とともに専門分野の教育研究の円滑な遂行を担う。講師及び助教は、主として専門分野の実習や演習、講義を担当し教育活動を担う。助手は、専門分野および他分野の教育活動の補助業務を中心に担う。教育研究に係わる責任体制は教授が一義的な責任者となって原則として専門分野および領域ごとに負い、学部全体では学部長が担う責任体制となっている。

「教養教育」及び「専門基礎教育」を担当する教員は両学部に分かれて所属し、学部長の責任体制下にある。

看護学部における「専門教育」は専任教員が担当し、4つの分野「看護技術学」「生涯発達看護学」「地域健康看護学」及び「機能看護学」に区分されて配置されている。専門分野および領域ごとの階層順配置は、1名の教授、1から3名の准教授、1から2名の講師、1から3名の助教・助手である。

診療放射線学部における「専門教育」は「放射線画像学」及び「放射線治療学」に大別され、放射線画像学は「診療放射線技術学」、「診療画像技術学」、「医療画像情報学」及び「核医学検査技術学」の4領域に、「放射線治療学」は「放射線治療技術学」及び「放射線管理計測学」の2領域に区分される。各領域に教授、准教授、講師（助教）が配置され、組織的な連携関係を確保している。

教員間の連携体制は、主に分野毎の連携と学部・分野を横断した連携がある。分野毎の連携会議は、責任者である教授により定期的に開催され、教授、准教授、講師、助教及び助手の役割分担を決定し、情報共有している。横断的連携は、学部や分野を超えて複数教員が担当するオムニバス授業について科目責任者の主催による、授業前打ち合わせ、評価会議などが行われている。さらに、学部の実習に関する教育研究については、教務委員会の下部組織である実習運営部会が、年8回計画的に開催され、各学年の実習計画と達成度、課題が全教員に共有されている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

本学は適切な教員組織を編成している。

**観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。**

##### 【観点に係る状況】

学士課程を担当する専任教員数および大学設置基準第13条に基づく必要な専任教員数は「資料3-1-②-1」とおりである。教養教育科目のうち、「倫理と道徳」、「英語」、「情報科学」、「生物学」、「環境科学」、「化学」については専任の教授または准教授を配置している。専門基礎科目については、両学部とも全て専任の教授または准教授を配置している。看護学部の専門科目においては、全ての授業科目で教授または准教授を科目責任者と

して配置し、専任講師は主に実習を担当している。オムニバス形式の授業科目については一部を専任講師も担当している。診療放射線学部の専門科目においては、大半の授業科目は専任の教授または准教授を科目責任者として配置している、また、一部の科目について専任講師が科目責任者として配置されオムニバス形式の授業科目については一部を専任講師が担当している。

資料3-1-②-1：専任教員の数（事務局で記載）

		専任教員数（現員）					(平成24年5月1日現在)	
学部・学科	収容定員	教授	准教授	講師	助教	計	(助手)	
看護学部 看護学科	320	12	13	19	3	47	4	
診療放射線学部 診療放射線学科	140	9	7	3	1	20	2	

↓

区分	学部・学科	必要専任教員数	専任教員基準充足率	教授基準充足率
大学設置基準 別表第一による	看護学部 看護学科	12(6)	209.4%	131.3%
	診療放射線学部 診療放射線学科	12(6)		
大学設置基準 別表第二による	大学全体	8(4)		

( ) は教授数で内数

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程を遂行するために充実した教員数が確保されている。また、両学部とも教育上主要と認められる授業科目については専任の教授及び准教授を配置している。

#### 観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

##### 【観点に係る状況】

本学の大学院課程の教員は、全て学士課程との兼務であり、大学院専任の教員は在籍していない。研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員については、「資料3-1-③-1」のとおりである。

大学院設置基準及びそれを受けた文部省告示第175号では、保健衛生関係である本研究科においては専攻ご

とに6名の研究指導教員と6名の研究指導補助教員を配置することが要求されているが、いずれも満たしている。

## 資料3-1-③-1 研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員

		平成24年5月1日現在（単位：人）		
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計
看護学研究科看護学専攻	11	11	9	20
診療放射線学研究科診療放射線学専攻	16	7	3	19
計	27	18	12	39

## 【分析結果とその根拠理由】

本学研究科は、充実した大学院教育を実施するために必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している。

観点3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

教員組織活性化の一環として、教員採用を原則として公募によるものとし、任用形態として任期制を採用している（資料3-1-④-1）。再任を希望する教員は任期満了日の1年前までに、再任審査委員会に業績評価のための資料を提出して再任審査を受けることになっている。なお、教員は再任審査に該当しない年度にあっても、毎年度業績評価のための資料をとりまとめ、自己の活動を評価し資質向上に努めるものとすると定められている。再任審査申請者は審査結果に対して不服を申し立て、再審査を受けることが可能な制度となっており、審査の透明性を図っている。

審査は提出された申請書にしたがって計算式により点数化を行い、点数化できない項目では自由記述で業績を記載する。

## 資料3-1-④-1 任期制及び再任審査のシステム（学内諸規程より抜粋）

○教員選考細則（抜粋） (募集等の実施)
第5条 採用選考（助手の採用を除く。）は、公募によることとし、選考規程第10条に基づき設置された教員選考委員会（以下「委員会」という。）が、前条において決定された選考条件に基づき、実施するものとする。
2 昇任選考は、推薦によるものとし、学部長が、委員会に対し、昇任選考の対象となる教員（以下「被推薦者」という。）を指名することとする。
○教員の任期に関する規程（抜粋） (任期を定める職等)
第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

## 別表（第2条関係）

## 法第4条第1項第1号に基づき任期を定めて任用する教員の職

項目	内容
(1) 任期付きとする職	ア 教育研究組織 看護学部及び診療放射線学部 イ 対象教員 教授、准教授、講師、助教及び助手 教授 10年、准教授 7年、講師 5年
(2) 任期	助教 4年、助手 4年
(3) 再任に関する事項	再任可

## ○教員の再任用に関する規程（抜粋）

## (再任審査委員会の設置)

第2条 任期中の業績を評価し再任の可否を審査するため、群馬県立県民健康科学大学再任審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## (再任審査の基準等)

第3条 再任審査は、群馬県立県民健康科学大学教員の任期に関する規程第4条第2項に掲げる「教育活動」、「研究活動」、「大学運営への貢献」及び「社会への貢献」の4項目について、その活動状況を評価して行う。

## 2 再任審査の基準及び評価方法等は、委員会が別に定める。

## (再任審査申請書の提出)

第4条 任期付教員は、任期満了の日の1年前までに、別紙様式による再任審査申請書を学長に提出しなければならない。

2 再任審査申請書には、業績評価のための資料を添付しなければならない。資料は、任期初日から任期満了1年前までの間のものとし、できるだけ客観的な評価が可能になるよう工夫するものとする。なお、資料は、再任審査申請書提出前であっても、任期初日から1年間経過する毎に当該年度分を事前に提出することができるものとする。

3 学長は、再任審査申請書を受理したときは、速やかに委員会に審査を依頼するものとする。

## (教授会の審議)

第8条 委員会において再任を妨げないとされた任期付教員の採用については、教授会の議を経るものとする。

## (審査結果の活用)

第10条 学長は、審査結果を総合的に分析・検討し、本学の理念の実現、教育・研究活動等の活性化に活用するものとする。

2 学長は、再任用を決定した任期付教員で、業績評価が十分でないと評価されたものに対し、教育・研究活動等の改善について助言・指導を行うものとする。

3 学長は、審査結果について、適当な方法で公表するものとする。

但し、個人の評価については、個人情報として取扱い、公表しないものとする。

4 任期付教員は、再任審査に該当しない年度にあっても、毎年度業績評価のための資料を取りまとめ、自己の活動を評価し資質向上に努めるものとする。

## ○再任審査の基準等に関する内規（抜粋）

## 第2 運用

本学は、教員組織の活性化及び資質の向上を図るために全教員に対して任期制を採用したことを踏まえ、再任用規程第10条に審

査結果を活用することを定めた。このことを念頭において、再任審査における教員の評価を行うものとする。

### 第3 評価項目

評価は、「教育活動」、「研究活動」、「大学運営への貢献」、「社会への貢献」に関する活動状況について行う。評価項目の主なものは次のとおりである。

#### 1 教育活動

- (1) 授業の状況
- (2) 授業評価の状況
- (3) 卒業研究指導の状況
- (4) 授業改善、作成した教材・資料等の状況
- (5) その他教育活動に関する事項

#### 2 研究活動

- (1) 研究論文・著書等の公表の状況
- (2) 学会等での発表の状況
- (3) 外部資金の獲得に関する状況
- (4) その他研究活動に関する事項

#### 3 大学運営への貢献

- (1) 役職・委員会活動等の状況
- (2) 大学行事従事・広報活動等の状況
- (3) 学生の生活指導、就職指導等の状況
- (4) その他大学運営への貢献に関する事項

#### 4 社会への貢献

- (1) 学会活動の状況
- (2) 学術雑誌の編集員・審査員活動の状況
- (3) 他の教育機関での講義、審議会委員等の状況
- (4) 県民・専門職者の学習への寄与等の状況
- (5) その他社会への貢献に関する事項

### 第6 評価

- 1 委員会は、審査資料を総合的に検討し、審査を行い次表の区分により評価を行うものとする。
- 2 Fの評価を受けた者は再任不可とする。
- 3 委員会は、審査の結果を速やかに学長に報告するものとする。なお、委員会は審査の結果に意見を付することができる。

評価	評価基準
A	活動レベルが極めて高い
B	活動レベルが高い
C	活動レベルが標準的
D	活動レベルが低い
F	活動レベルが極めて低く容認できない

### 第7 その他

任期付教員は、再任審査に該当しない年度であっても、委員会に対し評価資料の提出を行い、評価を求めることができる。

### 【分析結果とその根拠理由】

教員採用の公募制、任用形態の任期制および教員評価制度の導入等により教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。

観点3－2－①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

### 【観点に係る状況】

教員の採用及び昇任は、前述の「資料3－1－④－1」にあるとおり、学内規程において明確に定められている。そのうち昇任は、定員は満たしているが当該職位に空きが生じた場合、及び設置者である群馬県人事課が特別に認めた場合について人事案件となり、この場合も教員選考規程に準じて選考される。

教員選考委員会は、当該学部の教授3名及びその他の教員2名から構成されるが、他学部の授業科目も担当する教員を選考する場合は当該学部の選考委員を加え、設置される。委員会は規程に定められた基準で、教育経歴、研究業績、人物評価等について書類及び必要に応じて面接により選考を行い、採用候補者を決定する。候補者の決定は教授会構成員による選挙または信任投票により行う。

学士課程では平成20年度が学部の完成年度であったため、多数の教員が他大学への転出等で退職した。教員補充の際には教員選考委員会が組織され、公募要領を作成して教授会の承認を得て候補者を公募し、教員選考規程の基準にしたがって応募者の本学教員の候補者として適格か否かの審査を厳正に行っている。大学院課程が完成年度を迎えた平成23年度以降は、大学院課程の教育・研究上の指導能力もあわせて審査している。

### 【分析結果とその根拠理由】

学士課程及び大学院課程教育を行うための適切な人材が確保できる体制が整備されている。

観点3－2－②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果、把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

### 【観点に係る状況】

本学教員の教育活動に関する定期的な評価を行う組織として、再任審査委員会と合同FD委員会がある。再任審査委員会では毎年度の活動状況をとりまとめた評価資料に基づき、再任用時に任期中の教育活動を評価している。合同FD委員会では学生の授業に対するアンケート調査を行い、調査結果を踏まえた改善点を授業評価報告書として各年度2回とりまとめている。

なお、より教員の負担がなく、かつ客観的な評価を行うために、新たに毎年度継続して実施する教員による自己評価の制度設計を進めており、平成24年度の試行運用開始を念頭に両学部でワーキンググループを立ち上げて、検討を行った。

なお、看護学部・看護学研究科では、平成22年度より教務委員会とFD委員会による専任教員を対象とした「教育活動実態調査」を年度末に実施して、教育活動の実態を把握する試みをしている。全学的には、合同FD委員会が、前期・後期各セメスター終了時に学生の授業評価を実施して、非常勤講師も含めた全科目の授業評価

をデータ化している。評価結果は、合同 FD 委員会が把握し、全体の傾向を分析し、課題を教授会で報告している。合同 FD 委員会は、各科目担当者に学生評価結果をグラフ化して送付し、結果に基づく教員の自己評価報告書の提出を求め、学生と教員の双方向性の評価システムをとっている。また、教員側が課題への対応策を適切に講じているかチェックし、問題がある場合は継続的に学生評価のモニタリングを実施している。平成 22 年度前期評価に基づき、教員研修会を開催し高い評価を得た教員による授業方法の工夫を提言してもらい、評価結果を学内教員に還元した（観点 9-2-①参照のこと）。学生による評価結果は、学内ウェブで閲覧できるようにしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教員は毎年度の活動状況を自己評価し、とりまとめて再任時の積算の根拠とし、再任時としての定期的な評価を受けている。

また、学生による授業評価と教員の自己評価報告書による双方向的な授業評価システムとなっており、評価結果は教員研修会等により教員の実践に還元する試みがされており、適切な取組がなされている。

#### 観点 3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

#### 【観点に係る状況】

教育課程を展開するための事務は主に事務局教務係が担っており、その体制は「資料 3-3-①-1」のとおりである。また嘱託の教務補助 1 名が教育支援を行っている。なお、臨床実習等での学外教育支援者として、診療放射線学部において臨床教授及び臨床実習指導者を配置している（制度の概要は資料 3-3-①-2 のとおり）。

一方、研究科開設と同時にティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）制度も運用しており、大学院学生を TA として採用して、学部学生に対しての教育補助として配置している（制度の概要、実績は資料 3-3-①-3 のとおり）。

資料 3-3-①-1 教育課程展開のための事務局職員の体制

(平成 24 年 5 月 1 日現在)					
	専任職員				非常勤職員
職位	補佐 (教務係長)	主幹 副主幹	主任	主事	嘱託職員 臨時職員
人数	1	2	1	0	1

以上、専任職員 4 名、非常勤職員嘱託職員 1 名を教務係として配置している。

資料 3-3-①-2 臨床教授及び臨床実習指導員

○臨床教授の制度概要（「診療放射線学部臨床教授の称号付与に関する規程」より抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）診療放射線学部における臨床教育に協力する医療機関等の

優れた指導者に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号)

第2条 称号は、臨床教授とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は、臨床実習施設及び研究協力施設の指導、研究に協力する医療機関等（以下「協力医療機関等」という。）に所属し、臨床実習指導等に携わる者に付与する。

(選考手続き)

第4条 臨床教授の選考は診療放射線学部教授会の議を経て学長が行う。

(選考基準等)

第5条 臨床教授に選考できる者は、医療機関等の臨床現場における豊富な経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者で次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学会等が認定した専門技師の資格を有する者
- (2) 本学における教員選考規程の教授の基準に準ずる者

(職務)

第6条 臨床教授は、所属する協力医療機関等において、学生に対する臨床実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨床実習指導等は、本学と協力医療機関等との間で協議の上、作成された学生の臨床教育カリキュラムに従い行うものとする。

○臨床実習指導員の制度概要（「臨床実習指導員設置要綱」より抜粋）

(臨床実習指導員の設置)

第2条 学生の病院等における臨床実習の指導等に関する業務を処理するため、本学に臨床実習指導員を置く。

(職務内容)

第3条 臨床実習指導員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 学生の臨床実習及び学内実習の実習指導に関すること。
- (2) その他学科の補助事務に関すること。

(身分等)

第4条 本学の臨床実習指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤嘱託員とする。

2 臨床実習指導員は、保健師、看護師又は診療放射線技師の資格を有する者であって、その業務遂行の適格を有する者について知事が任命する。

3 臨床実習指導員の任用期間は1年度以内とし、業務の必要に応じ更新することができる。

資料3-4-①-3 TA制度

○TA制度の目的（ティーチング・アシスト要綱）

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という）大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、本学大学院学生の待遇の改善に資するとともに、本学大学院学生に、将来教員・研究者となるためのトレーニングの機会を提供し、併せて、本学学部教育におけるきめ細かい指導の実現等、大学教育の充実を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

OTAの採用実績			
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
看護学研究科	0	1	2
診療放射線学研究科	0	2	2

※任期は採用の時（例年5月）から当該年度の3月31日まで

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に則した教育課程を展開するに十分な事務職員を配置できている。臨床実習等での学外教育支援者やTAの配置も適切である。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

教員間の役割分担や連携が適切に行われ、少人数教育の徹底のために、大学設置基準を大幅に上回る教員を配置している。

##### 【改善を要する点】

教員の教育研究活動等の評価活動を活性化するために、ワーキンググループの検討が行われたが、大学の方針として決定するには至らなかった。したがって、毎年度実施する教員自己評価の制度設計を継続して検討するとともに、第三者評価の導入の検討も併せて検討する必要がある。

## 基準4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

**観点4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学は、「本学が存在する群馬県の県民の生活と文化を通して、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学ぶ。この過程から、豊かな人間性を培い、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し独自の文化を育み生活する人間にに対する理解と関心を深める。また、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術及び高い論理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職としての基盤を築く。」を教育目的とし、これに基づいて大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

また、学部の教育目的に応じて、各々入学者受入方針を策定している。大学院修士課程においても、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。なお、入学者受入方針は、受験希望者にわかりやすいように、「～ができる人、～をもつ人、～いること」と表現している。（学部：資料4-1-①-1、研究科：資料4-1-①-2）

なお、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、学部、大学院修士課程ともに学生募集要項、大学案内パンフレット及び大学公式ホームページに記載し、広く社会に公表している。学部については、県内及び近県の高等学校の教員を対象とした入試説明会や高校生などを対象としたオープンキャンパス、さらに学園祭における入試説明コーナーにて受験希望者及び保護者への周知を図っている。また、高等学校への模擬授業、進路ガイダンス、進学相談会に積極的に参加し、本学の入学者受入方針並びに教育活動の実態をより深く理解してもらえるよう活動している。大学院においては例年6月に看護学研究科独自に大学院研究科説明会や資料配布などを実施し、受験者に対して周知を図っている。さらに、学部、大学院ともに、随時希望者への大学見学を受け、そこでも入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を含めた具体的な説明を行っている。

#### 資料4-1-①-1 学部アドミッション・ポリシー

##### ○大学アドミッション・ポリシー

1. 豊かな人間性を培い、自ら学ぶ姿勢を持つ人
2. 自立を目指し、自ら学ぶ姿勢を持つ人
3. 他者との関わりを通して成長できる人
4. 保健医療専門職を目指す者として、専門的知識や技術の獲得に意欲を示す人

##### ○看護学部アドミッション・ポリシー

1. 人間と環境に興味を持ち、人々の健康維持、増進に役立つことを希望する人
2. 看護学への探求心を持ち、社会貢献への意欲のある人

##### ○診療放射線学部アドミッション・ポリシー

1. 論理的な思考及び柔軟な発想により、自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力を持った人
2. 診療放射線学に関心を持ち、その学問的な発展を通して国際社会及び地域社会への貢献を目指す人

※Webページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/facadinfo/facpolicy>

資料4-1-①-2 研究科アドミッション・ポリシー

○看護学研究科アドミッション・ポリシー

1. 看護学を専攻する基盤となる看護専門職者として必要な教養と素養を備えている人
2. 看護学に関する基礎的な知識・技術及び専門科目の履修に必要な基礎学力・語学力(英語)を備えている人
3. 看護学の充実・発展・革新を志向する看護学研究者を強く志望している人
4. 看護学実践者・看護学教員を対象とした教育コーディネーター (SD : スタッフ・ディベロップメント、FD : ファカルティ・ディベロップメント) を強く志望している人

○診療放射線学研究科アドミッション・ポリシー

1. 診療放射線学の教育を受けるための基礎学力を持っていること
2. 診療放射線学に対する深い関心と強い目的意欲を持っていること
3. 診療放射線学における課題を自ら見出し解決する意欲を持っていること
4. 診療放射線学を基礎とした高度医療専門職者、研究者、教育者を目指していること

※Web ページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/grainfo/grapolicy>

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育目的に沿って入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、広く公表、周知されている。

**観点4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。**

【観点に係る状況】

学部入学試験については、アドミッション・ポリシーを受けて「入学者選抜の基本方針」（資料4-1-①-1）を定めており、これに沿って一般入学、推薦入学（群馬県内高校及び群馬県内在住の高等学校卒業者又は卒業見込の高校生の推薦）、社会人特別選抜の3つの形態を組み合わせた入学試験を実施している。

特徴としては、推薦入学試験、社会人特別選抜試験に限らず、一般入学試験においても「面接試験」を必須とし、保健医療専門職への目的意識と高い学習意欲を持つ学生を選抜していることがあげられる。面接試験では、「求める学生像」を適切に人物評価できるよう、学内資料として「面接試験実施要領」を作成し、その中に質問項目を設け、項目毎に質問例を挙げることで面接員間の格差をなくすとともに評価能力の向上を図っている。

学力検査は、一般入学試験では大学入試センター試験、推薦・社会特別選別では小論文（和文・英文）及び書面審査を用いている。

大学院では入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を受け、研究科ごとに入学者選抜の基本方針を定めている（資料4-2-①-2）。本学大学院では社会人が現職を継続しながら大学院教育を受けられるように教育方法を多様化しており、選抜においても一般選抜に加えて社会人特別選抜を設けている。なお、入学後の研究活動が円滑に進めるため、出願に先立って、志望する領域もしくは分野の担当教員との面接を行い、研究テーマや内容等の事前相談を実施することとしており、それを学生募集要項においても「出願前面接」の項を設けて説明している。

学部入学試験においては、いずれの試験形態においても面接試験を行うことで、保健医療専門職への目的意識と高い学習意欲を持つ学生を選抜している。

## 資料4－1－①－1 学部入学者選抜の基本方針

- ・一般入学試験では、大学入学試験センター試験の利用により基礎学力を判定し、個別学力検査で実施する面接により、総合的な人間性を見極め、医療専門職としての適性を判定する。
- ・推薦入学試験及び社会人特別選抜試験では、書類審査により基礎学力及び学習意欲を判定し、面接により総合的な人間性を見極め、医療専門職としての適性を判定し、小論文により論理的思考能力、問題解決能力を判定する。
- ・看護学部では、バランスの取れた基礎学力が求められ、診療放射線学部では理工学的素養を判定するために数学及び理科の基礎学力を重視する。

## 資料4－1－①－2 大学院入学者選抜の基本方針

## ○看護学研究科

- ・看護学を専攻する基盤となる看護専門職者として必要な知識・技術を専門科目の学力検査により判定する。
- ・看護学に関連する基礎的な知識・技術及び専門科目の履修に必要な語学力を英語の学力検査により判定する。
- ・看護学研究者及び教育コーディネーター（SD、FD）の志望意欲や自立的な学習意欲を面接により判定する。
- ・看護学の充実・発展・革新を志向するために必要な論理的な思考力を小論文により判定する。

## ○診療放射線学研究科

- ・専門科目は、診療放射線学全般及び専攻分野に関する専門的知識を学力検査により判定する。
- ・外国語は、診療放射線学に関する英語の文献を読解できる能力を学力検査により判定する。
- ・小論文は、診療放射線学に関する専門的知識及び論理的思考力を判定する。
- ・面接は、個別に専門知識や研究計画に関する試問を行い、診療放射線学研究者及び教育者としての適正や意欲を判定する。

## 【分析結果とその根拠理由】

学部では、これまでに5回の卒業生を輩出しつたが、看護師国家試験及び診療放射線技師国家試験を高い合格率を維持し、それそれが保健医療専門職者として社会で活躍している（基準6 観点6－1－②を参照）。このことは、本学が入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った「求める学生像」を適切に受け入れができていることを示している。

観点4－1－③：入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

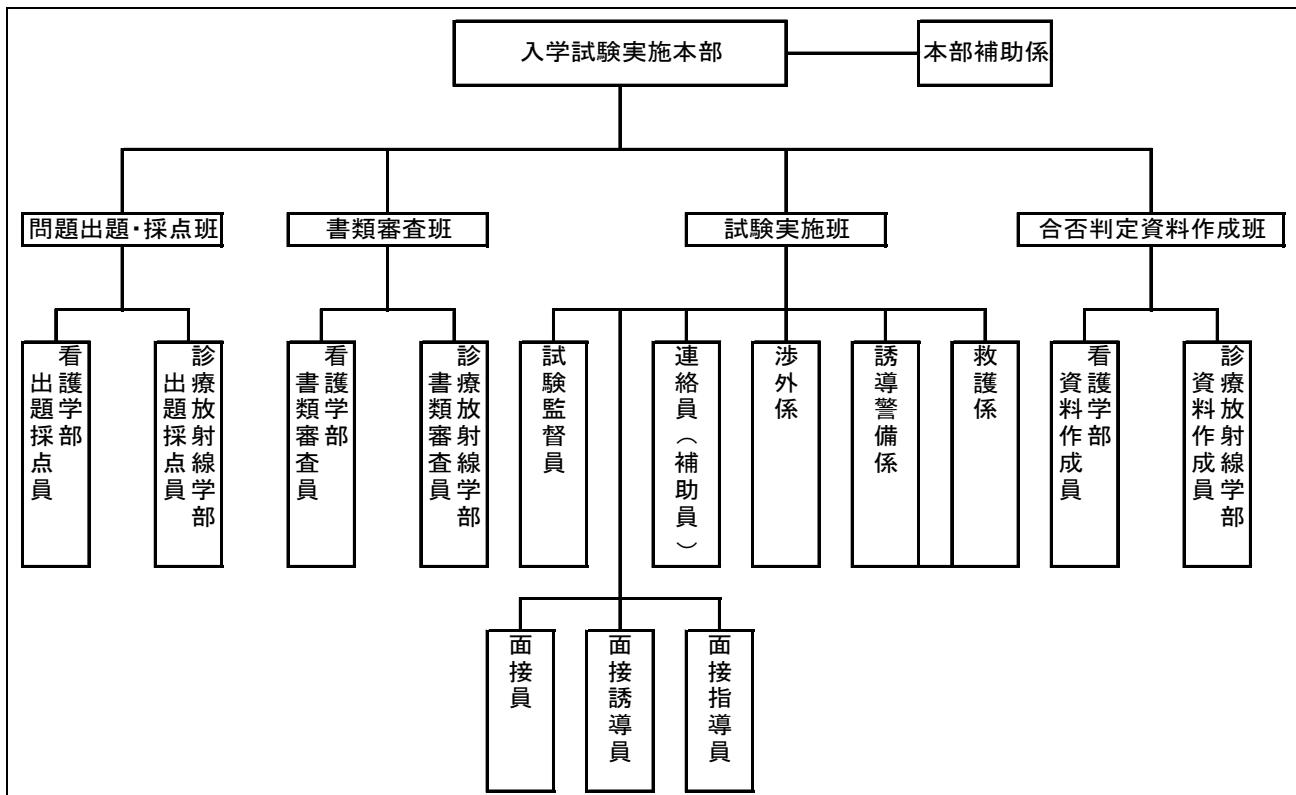
## 【観点に係る状況】

学部入学試験に関しては、入学試験の準備、実施、発表、入学手続き等の両学部共通の事項については合同入学試験委員会にて検討し、試験問題出題採点委員及び試験監督者等の選出、試験結果の集計、合否判定等は学部ごとの入学試験委員会で検討し、教授会の議を経て学長が決定する。試験及び合否判定における客観的な採点基準及び合否判定基準が各年度で検討され、設定される。

合否判定の方法は、社会人特別選抜試験においては小論文、面接、書類審査を総合的に審査し、A判定となった受験生を合格としている。推薦入学試験においては、小論文、面接、書類審査を点数化し、上位の受験生から、募集人員より社会人特別選抜試験合格者数を控除した数の合格者を決定している。一般入学試験においては、大学入試センター試験の各得点に、点数化された面接結果を加算し、上位の受験生から募集人員数の合格者を決定している。

入学試験は、学長を本部長とし、合同入学試験委員長及び事務局長を副本部長、入学試験委員及び事務局入学試験担当職員を本部構成員とする入学試験実施本部を組織し、ほぼ全教職員がそれぞれの配置について明確な責任体制の下で実施されている。

資料4-2-③-1 平成25年度入学試験実施体制



研究科入学試験に関しても、両研究科共通の事項については合同入学試験委員会で検討し、試験問題出題採点委員及び試験監督者等の選出、試験結果の集計、合否判定等は各研究科入学試験委員会で検討し、研究科委員会の議を経て学長が決定する。入学試験は、学長を本部長とし、合同入学試験委員長及び事務局長を副本部長、入学試験委員及び事務局入学試験担当職員を本部構成員とする入学試験実施本部を組織し、決められた教職員がそれぞれの配置について明確な責任体制の下で実施される。実施体制については、学部入試と同様で資料4-2-③-1のように表せる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜については、適切な実施体制により、公正に行われている。

**観点4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、それを公表、周知し、それに則した入学試験を実施したのは平成18年度からである。また、学生募集要項に「出願書類より志願者から提出された個人情報及び入学試験の実施により取得した受験者の個人情報は、学内で適切に管理の上、入学者の選抜、入学手

続き、入学者に対する学務業務、成績追跡調査等に利用します。」と明示したのは平成 19 年度からである。現在、各学部入学試験委員会で学部卒業生に対する入学者選抜の結果と入学後の成績追跡調査の分析方法や改善課題の検討を行うと同時に、平成 20 年度入学者から平成 23 年度入学者までを対象として、試行的に分析を行っている。この結果、看護学部では、GPA は推薦入学者が高く、看護師国家試験自己採点得点及び保健師国家試験自己採点得点は一般入学者が高い傾向が見られる。診療放射線学部では、GPA は、女性・推薦入学者が高く、国家試験自己採点得点は一般入学者が高い傾向が見られる。また、FD 活動の一環として両学部とも卒業生および就職先上司からの意見聴取を大学完成年から実施しており、本学の教育の成果や効果が上がっていることが明らかになっている。今後は、これらの分析結果を用いてアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかを検証することが課題である。

平成 24 年度入試から高校からの推薦者人数枠を 2 名から 3 名へと増枠し、また、県内に住所を有し県外高校へ在籍する学生の推薦も可能とした。

#### 【分析結果とその根拠理由】

各高校からの推薦人数枠を増やしたため、倍率は微増傾向である。しかし、県外高校からの受験者はあったものの、倍率自体は、低かった。選抜試験の適切性を保つため、多くの受験生を確保するには、今後さらに県外高校への学生募集の広報を行うなどの努力が必要である。

**観点 4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える 又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。**

#### 【観点に係る状況】

最近 3 年間の本学の入学定員及び入学者の推移は、次表のとおりである（学部：資料 4-3-①-1、研究科資料 4-3-①-2）。学士課程においては開学から 3 年間は定員数の入学者を受け入れてきたが、卒業者数が定員数を下回ったため、平成 20 年度より看護学部では 2 ないし 3 人、診療放射線学部では 1 人定員を上回った入学者を受け入れている。大学院課程では、平成 24 年度看護学研究科の入学試験において、定員 8 名に対し、6 名の志願者で 4 名の合格であり、入学者は 4 名となった。

資料4-3-①-1 過去3年間の志願者数、合格数、入学者数の推移（学部）

		看護学部・看護学科				診療放射線学部・診療放射線学科			
年度	試験区分	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者
25	一般	45	158	54	47	25	113	27	26
	推薦	35	75	34	34	10	24	10	10
	社会人	若干名	9	1	1	若干名	2	0	0
	計	80	242	89	82	35	139	37	36
24	一般	45	188	53	47	25	127	28	26
	推薦	35	70	33	33	10	33	10	10
	社会人	若干名	9	2	2	若干名	5	0	0
	計	80	267	88	82	35	165	38	36
23	一般	45	180	53	47	25	80	29	26
	推薦	35	65	32	32	10	29	10	10
	社会人	若干名	6	3	3	若干名	2	0	0
	計	80	251	88	82	35	111	39	36

資料4-3-①-2 過去3年間の志願者数、合格数、入学者数の推移（研究科）

		看護学研究科・看護学専攻				診療放射線学研究科・診療放射線学専攻			
年度	試験区分	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者
25	一般	8	6	4	4	3	1	1	1
	社会人	若干名	8	4	4	若干名	2	2	2
	計	8	14	8	8	3	3	3	3
24	一般	8	0	0	0	3	1	1	1
	社会人	若干名	6	4	4	若干名	2	2	2
	計	8	6	4	4	3	3	3	3
23	一般	8	0	0	0	3	1	1	1
	社会人	若干名	8	8	8	若干名	4	2	2
	計	8	8	8	8	3	5	3	3

※参考 Web ページ掲載箇所：

学部入学試験：<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/facadinfo/facresult>研究科入学試験：<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/grainfo/graresult>

## 【分析結果とその根拠理由】

定員に対して適正数範囲である入学者を確保できている。

看護学研究科において、平成 24 年度は定員数に満たなかったが、平成 25 年度は受験倍率も増加し定員数を満たした。大学院課程に必要な学力を判断するため、入学試験は適切に行われていると考える。継続的に定員を充たすために、今後さらに学生募集活動の広報を行うとともに、入学試験実施時期の検討を行う。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

学部においては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を選抜するため、一般入学に加えて推薦入学や社会人特別選抜入学など、多様な入学試験形態を取り入れる一方、すべての試験形態において面接試験を課すことで、専門職に対する適正、目的意識を含めた人物評価を重視した選抜を行うことができている。

### 【改善を要する点】

特になし

## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点5－1－①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

##### 【観点に係る状況】

本学の教育理念である「高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す看護職者・診療放射線技師を養成する。」及び教育目的である「科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術及び高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職としての基盤を築く。」に基づき、教育課程の編成は、教育目的と期待される卒業生の特性を基本とし、教育理念における主要概念である「人間」、「環境」、「健康」、「専門職」、「技術」から理論的に枠組みを構築した。この枠組みに基づき、看護職者及び診療放射線技師に必要とされる知識・理論・技術・態度を「内容の諸要素」としてすべて抽出し、これらから学部ごとの教育課程の全体構造を編成し、全科目を配置した。カリキュラムは「教養教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」、「保健医療専門職共通専門科目」の区分に分けて編成している。その結果、看護学部・診療放射線学部の枠を越えた学際性・総合性を考慮した編成になった。

##### 【分析結果とその根拠理由】

教育理念及び教育目的に基づき、明確に定められている。

観点5－1－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

##### 【観点に係る状況】

「教養教育科目」は、保健医療専門職としての知識と技術を修得する以前に、人間としてより豊かに成長・発達することを重視し、「文化と生活」、「個人と社会」、「人間とコミュニケーション」、「環境と科学」の4学科目群、計34科目から構成されている。このうち、科目群「文化と生活」に含まれる「群馬県民の文化と生活」は、群馬県民をはじめ、地域に生活する人々の保健・医療・福祉への貢献を目指す本学の基本理念との関連を意図し、また、科目群「人間とコミュニケーション」に含まれる「情報科学」は、未来社会におけるコミュニケーション技術の拡大を視野に入れ、両学部の必修科目に指定した。その他の科目は、専門基礎科目、専門科目と有機的に関連し、大学の教育理念・教育目的を反映する内容を提供しており、両学部合同の科目となっている。「教養教育科目」の卒業要件単位数は、看護学部22単位以上、診療放射線学部18単位以上である。

「専門基礎科目」は、看護職者・診療放射線技師の実践を支える独自の専門的知識・技術を学習するための前段階として学ぶ科目群であり、「環境と健康」、「人間の発達と健康」、「専門職的態度の基盤」の3学科目群、計20科目から構成されている。このうち、「環境と健康」、「人間の発達と健康」には、両学部同一の名称をもつ科目を配置している。これらの科目は、共通性を強調しつつ、各学部の教育目的及び学生の特徴を考慮し、独自の学科

目標、時間配分、方法を設定し展開している。また、「専門職的態度の基盤」に配置した科目の多くは、保健医療専門職としての特性獲得という共通性をもつため、合同授業を展開し、看護職者、診療放射線技師の役割や専門性への関心を高める機会を提供する。「専門基礎科目」の卒業要件単位数は、看護学部23単位以上、診療放射線学部30単位以上である。

看護学部の「専門科目」は、看護職者の実践を支える専門的知識・技術を学ぶために、「看護の本質と看護技術」、「人間の生涯発達と看護」、「地域で生活する人々の健康と看護」、「看護専門職の役割と機能」の4科目群、計36科目から構成されている。この「専門科目」を通して、教育目的・目標の達成に直結する能力の獲得を意図した内容を提供する。この能力とは、人間の生涯発達と生活の場に応じた看護展開能力、看護技術の原理を理解し、実践の現状に合わせて応用・発展させる能力などである。この能力獲得に向けた教育方法として、1年次から実習を開始するとともに、エビデンスに基づいた授業を展開する。また、4年次には、「看護専門職の役割と機能Ⅱ－1（総合実習）」、「看護専門職の役割と機能Ⅱ－2（役割移行実習）」を配置し、「専門基礎科目」「専門科目」を通して学習した内容を統合する授業を展開する。「専門科目」の卒業要件単位数は66単位以上である。さらに看護学研究概論が3年次必修科目、看護学研究Ⅰ（問題解決過程）・看護学研究Ⅱ（EBP）が4年次必修科目として設定され、看護職者として実践に研究成果を活用するための能力を総合的に高めていくことが意図されている。

診療放射線学部の「専門科目」は、診療放射線技術学の実践を支える専門的知識・技術を学ぶために、「診療放射線技術学」、「診療画像技術学」、「医療画像情報学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」、「放射線管理計測学」の6科目群、計47科目で構成されている。この「専門科目」を通して、教育目的、教育目標の達成に直接関連する能力の獲得を意図した内容を提供する。この能力獲得に向けた教育方法として、1年次から「診療放射線技術学導入実習」を開始する。2年次および3年次は講義科目を中心に据え、3年次後期セメスターには平行して実習科目「診療画像技術学実験」、「放射線機器工学実験Ⅰa（X線、CT検査）」、「放射線機器工学実験Ⅰb（MRI）」、「医療画像情報学実験」、「放射線機器工学実験Ⅱ（核医学）」、「放射線機器工学実験Ⅲ（放射線治療）」、「放射線管理計測学実験」を展開する。4年次前期セメスターには実習科目「診療画像技術学実習」、「核医学検査技術学実習」、「放射線治療技術学実習」を配置し、病院での実践的臨床実習を実施する。4年次通年科目として「診療放射線技術学研究」を配置し、担当教員の指導の下で学生1人につき1課題で研究を行い、口頭発表及び論文作成を行う。「専門科目」の卒業要件単位数は67単位以上である。

保健医療専門職共通専門科目は、両学部の各専門性を越えて、保健医療専門職に求められる知識・技術・態度を学ぶ科目群であり、計5科目から構成されている。これらの科目は、全て両学部合同授業であり、看護学部は「保健医療情報組織学」、「保健医療チーム連携論Ⅰ」、「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」3科目を、診療放射線学部は「保健医療チーム連携論Ⅰ」「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」「保健医療システム開発論」の3科目を必修科目に指定している。これにより、看護職者・診療放射線技師相互の役割を理解する基盤とし、専門領域の異なる保健医療専門職の役割や機能の共通性・相違性を学ぶ機会を提供する。「保健医療専門職共通専門科目」の卒業要件単位数は5単位以上である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容や水準、さらに授与される学士（看護学）、学士（放射線学）の学位において適切である。

**観点5－1－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

### 【観点に係る状況】

両学部とも他学部の授業科目を履修できるように両学部共通科目を多く配置している。これは、保健医療における協働やチーム医療を行う上で、共通科目開設が重要であるとの考えに基づいていることによる。

他大学等における既修得単位は、学則第 34 条の規定（入学前の既修得単位等の認定）に基づき、審査の上、60 単位を上限として本学における授業科目を修得したものとして認定している。関係規程を「資料 5-1-②-1」に、認定実績を「資料 5-1-②-2」に示す。

また、学生が本学の許可を得て留学した場合、審査を経ることにより、留学先大学での修得単位を本学において履修したものとして認定することが可能であることが規程で定められている。（資料 5-1-②-3）

本学では EBP (Evidence-Based Practice ; 科学的根拠に基づいた実践) を推進し得る人材の育成を推進しており、このことからも、本学の教員は自らの研究成果及び授業に関連する最新の研究成果を活用し、科学的根拠に基づいた授業を展開することを目指している。また、各教育研究分野に所属する教員は原則として、その専門分野と共に通する科目を担当し、研究活動と教育活動の関連を強化している。その概要は資料 5-1-②-4 に例示する。

### 資料 5-1-②-1 既修得単位等の認定

#### ○既修得単位等の認定に関する規程

第3条 単位認定を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書
- (2) 出身学校の成績証明書
- (3) その他単位認定に必要な書類  
(単位認定の方法)

第4条 単位認定は、該当学部の教務委員会が審査し、その教授会の議を経て、学長が行う。

(修業年限)

第5条 単位認定に関連する修業年限の短縮は、行わない。

【出典 規程集P. 151】

### 資料 5-1-②-2 既修得単位の認定状況（過去3年分）

年	看護学部							診療放射線学部						
	申請者 数	既修得科目		申請科目		認定科目数		申請者 数	既修得科目		申請科目		認定科目数	
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
24	2	25	42	18	29	18	29	0	-	-	-	-	-	-
23	4	112	196	67	123	56	94	2	25	54	19	37	21	36
22	1	22	42	9	17	8	16	0	-	-	-	-	-	-

### 資料 5-1-②-3 外国留学での単位認定

#### ○外国留学規程（抜粋）

## (対象)

第3条 留学の対象とする大学は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有する大学又はこれに相当する教育研究機関とする。

## (単位)

第6条 学生が留学先の大学で修得した単位（以下「修得単位」という。）等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 修得単位を本学において履修したものとして認定（以下「修得単位の認定」という。）を受けようとする者は、次の書類を帰国後速やかに学長に提出しなければならない。
  - (ア) 修得単位認定申請書
  - (イ) 履修科目授業内容
  - (ウ) 成績証明書及び履修証明書
  - (エ) (ウ)の邦文訳
- (2) 修得単位の認定は、教務委員会が審査し、学部の教授会の議を経て、学長が行う。なお、必要があると認めるときは、関係授業科目の担当者による面接等の審査を行うことができる。
- (3) 修得単位の認定を行うことができる条件は、原則として次のとおりとする。
  - (ア) 単位数は、学則第34条の定めるところにより、国内の他の大学等で修得した単位と合わせて60単位までとする。
  - (イ) 科目は、学則第29条第1項の定めるところによる。
  - (ウ) 授業時間数は、本学の履修基準に見合うものとする。
  - (エ) 成績の評価は、留学先大学の認定結果を尊重する。
- (4) 認定結果は、修得単位認定通知書により、学生に通知するものとする。
- (5) 本学と留学先大学等との学年度、セメスター（学期）の相違により、やむをえない場合は、履修届の期日を変更することができる。

【出典 規程集P. 162】

## 資料5-1-②-4 研究成果の授業への反映

## ○看護学部

シラバス：<http://www.gchs.ac.jp/faculty/nursing/curriculum-nur>

教員紹介：<http://www.gchs.ac.jp/staff/?CAt=4>

## ○診療放射線学部

シラバス：<http://www.gchs.ac.jp/faculty/radiation/curriculum-rad>

教員紹介：<http://www.gchs.ac.jp/staff/?CAt=6>

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の授業内容は、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に対して十分な配慮ができている。

**観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。**

## 【観点に係る状況】

教養教育科目の語学系科目やコミュニケーション科目は、発音やリスニング、実演、ロールプレイングなどの演習によって学習効果が期待される科目であるため、外国人教員の採用や演習形式の講義が実施されている。また英語科目ではコンピュータを利用した CALL (Computer Assisted Language Learning) システムを導入して教育効果を高めている。「群馬県民の文化と生活」、「芸術Ⅱ（造形芸術）」、「芸術Ⅲ（舞台芸術）」、「生活と科学Ⅱ（文学）」においては、実際に作品を鑑賞したり、創作したり、演じたりという形態での授業を組み合わせて行っている。「スポーツ科学Ⅱ（体力づくり）」は、履修希望者が多く、クラス増設を行い実技的授業の特性を損なわないよう配慮している。また「情報科学」など情報通信技術に関する授業では、実際にマルチメディア教室で端末を操作しながらの授業を展開しており、利用する端末が常に最新の状態で利用できるようにリース方式による調達を行っている。

専門基礎科目では、「人間の発達と健康概論」、「環境と健康各論Ⅰ（内部環境を支える人体の構造と機能）」、「環境と健康各論Ⅱ（代謝と栄養）」、「環境と健康各論Ⅲ（薬理作用）」、「環境と健康各論Ⅳ（病原体と免疫）」においては、学習効果を高めるために、講義と実習を組み合わせた演習科目（45 時間）として開講されている。

看護学部の専門科目においては、看護技術学各論ⅠからⅥにおいて講義と演習に加え「参加観察実習」を取り入れている。参加観察実習は、講義や演習での学習内容が臨床看護の中でどのように活用されているかを検証することを目的とする。これに引き続き、学生は看護技術学各論Ⅵ（実習）において初めてクライエントを受け持ち、看護過程を展開することになる。このように講義、演習、参加観察実習を段階的に組み合わせることにより、学生は学内で学習した技術と臨床で提供される技術の相違に戸惑いを覚えることがなくなり、看護技術教育における新たな教育方法として効果が上がっている。地域健康看護学概論では、講義に加え、様々な地域で生活する人々の環境と健康を参加観察する実習を実施している。県内の山間地域4箇所を教員とともに訪問し、そこで生活する人々との相互行為を通して、講義の学習内容に対する理解を深める機会となっている。また、看護学概論、機能看護学概論、機能看護学各論Ⅰ、看護学研究概論等の科目においては、大学院生を TA として採用して指導補助にあたらせることで、よりきめ細やかな指導を実現している。

診療放射線学部の専門科目においては、専門科目に本格的に進む前段階で、放射線診療の実践を理解するために 1 年次に「診療放射線技術学導入実習」を設け、病院施設での実習を実施している。授業は 8~9 名の小グループ制とし、各グループに講師以上の本学専任教員及び実習施設に配置した臨床教授・臨床実習指導員による教育体制を構築することで教育効果を上げている。3 年次後期セメスターに行われる実験 7 科目は、2 年次以降に講義と演習によって学習してきた個々の専門分野に分かれて、実際の機器を用いて行われる。1 グループ 4~5 名で専任教員が指導を行う。また、大学院生を TA として採用して指導補助を担当させることによって、きめ細やかな指導を実現している。実験で使用する CT と MRI については、期間中に学内へモバイル装置を導入することによって対処している。CT については、画像解析システムを導入することで画像の三次元構築技術の習得と応用を多角的に行なっている。また、「放射線治療技術学」においては放射線治療計画用コンピュータを複数台設置し、演習と実験に供している。これにより、学生が具体的なイメージをつかむことが難しい放射線治療技術の理解を促している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師の養成という教育目的から、講義、演習、実験・実習を有機的・体系的に配置しており、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ及びバランスは適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がされている。

## 観点5－2－②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

### 【観点に係る状況】

本学では授業時間外の学習時間を確保するため、1日の最大講義数を5コマとしている。時間割の設定に際し、必修科目が連続しないように配慮し、可能な限り選択科目を履修する機会を増やしている。そのため、学生は1週間の中で選択科目を履修しない自由な時間帯が適度に配分されることから、講義や演習に必要な事前学習、事後学習を行う時間が確保されている。卒業要件は、大学設置基準の下限（124単位）に近い126単位に設定しており、自己学習の時間は十分に確保できる範囲になっている。また、学生個々に対する組織的な履修指導体制として、GPA制度およびカリキュラム・アドバイザー（以下「CA」とする。）制度を導入している。CAは、学生約9～10名を1グループとし、1～2名の専任教員が配置されている。CAは担当する学生に対し4年間の学習の流れを見据えた上で学修内容を確認し、履修計画の改善を指導するとともに、セメスターGPAと累積GPAに基づき、履修計画のサポートや効果的な学習活動を支援している。（GPA制度の概要は資料5－2－②－1、CA制度については観点7－2－②を参照）

なお、卒業認定にはGPAを用いていない。また、CAによる履修指導の中で、過剰な履修登録をチェックし、効果的に学習が推進されるように指導しているため、履修科目数の上限設定（キャップ制）は行っていない。

### 資料5－2－②－1 GPA制度

#### ○履修方法及び学修の評価に関する規程（抜粋）

##### （GPA制度）

第5条 授業科目ごとに学修を評価するほか、グレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average 以下「GPA」という。）を用いて修学に関する指導を行う。

- 2 GPAは、授業科目の成績に応じてグレード・ポイント（Grade Point 以下「GP」）という。）を定め、当該授業科目の単位数を乗じ、その合計を履修した授業科目の総単位数で除して算出する。
- 3 新入学生の既習得単位認定に関する規程、外国留学規程に基づいて認定された単位及び別に掲げる授業科目については、GPA算出の対象としない。
- 4 授業科目を再履修したときは、入学時からの累積GPAについては、再履修における当該授業科目のGPを除いて算出する。
- 5 GP、セメスターGPA及び累積GPAの算出式は、次のとおりとする。

##### （1）GP

成績	GP
A	4
B	3
C	2
D	1
F	0

##### （2）セメスターGPA（少数点第2位を四捨五入）

セメスターGPA

$$= \frac{(\text{当該学期において履修した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目の GP}) \text{の和}}{\text{当該学期において履修した各授業科目の単位数の和}}$$

(3) 累積GPA（少数点第2位を四捨五入）

累積GPA

$$= \frac{\text{（全ての学期において履修した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目の GP})\text{の和}}{\text{全ての学期において履修した各授業科目の単位数の和}}$$

（カリキュラム・アドバイザーによる指導等）

第6条 学生は、学修に関して、毎学期カリキュラム・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）による指導を受けなければならない。

2 履修登録には、アドバイザーの確認を必要とする。

3 セメスターGPAが2.0未満となった者に対しては、アドバイザーカ特別の指導を行う。

4 セメスターGPA2.0未満が3セメスター連続した者に対しては、教授会の議を経て退学を含めた指導・勧告をする場合がある。

【出典 規程集P. 148～149】

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生の授業時間外の学習時間を十分に確保し、自主的に履修計画を作成して学習時間配分をバランス良く配置し、自習時間を確保できるようにしており、さらに、GPA 制度を活用することで修学上の問題が生じる前に支援しており、単位の実質化が図られている。

#### 観点5－2－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

##### 【観点に係る状況】

本学における教育課程は、看護学部及び診療放射線学部に共通な本学独自のカリキュラム編成方法論に基づいている。この趣旨に沿ったシラバス作成のための配慮として、カリキュラム編成から抽出された内容の諸要素（授業の概要）を示し、担当教員に対してその記載にしたがって授業内容と方法を提示するように依頼している。それに基づいて、学科目的、学科目標（評価基準）、授業内容、授業方法、評価方法等を作成するよう求めている。各科の担当教員は、シラバスにおける授業の概要、学科目的、教育内容等の整合性を確認することで、カリキュラム編成の趣旨との整合性を保つシラバスの適否を判断することが可能となっている。

シラバスには、「科目区分」、「授業科目名」、「科目番号」、「クラス番号」、「授業形式」、「必修選択区分」、「開講時期」、「単位数」、「科目責任者名」、「担当教員名」、「授業の概要」、「学科目的」、「学科目標」、「授業内容」、「授業方法」、「評価方法」、「教科書」、「参考書・参考文献」、「聴講生受講の可否」、「科目等履修生受講の可否」等について内容が明示されている ([http://www.gchs.ac.jp/study/education/curriculum\\_syllabus](http://www.gchs.ac.jp/study/education/curriculum_syllabus))。学生による授業評価の結果からも、シラバスの活用がうかがえる（直近の調査である平成23年度後期セメスター授業評価において、「シラバスどおりに授業展開されているか」という項目に対して、5点満点中4.4点という結果が得られている）。

##### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

**観点5－2－④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。****【観点に係る状況】**

基礎学力不足の学生への配慮として、セメスターごとに GPA2.0未満の学生に対しカリキュラム・アドバイザーが面接を実施し、学習方法等の指導を行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている。

**観点5－2－⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。**

該当なし

**観点5－2－⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。**

該当なし

**観点5－3－①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。****【観点に係る状況】**

本学では、「学位規程」に学位授与の方針を規定している（概要を資料5－3－①－1に示す）。

**資料5－3－①－1 学位規程（抜粋）**

(学位の種類)		
第2条 本学において授与する学位は学士及び修士とする。		
2	前項の学位に次の区分に従い、専攻分野を付記する。	
学部又は研究科	学科又は選考	学位の種類
看護学部	看護学科	学士（看護学）
診療放射線学部	診療放射線学科	学士（放射線学）
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

診療放射線学研究科	診療放射線学選考	修士（放射線学）
(学位授与の要件)		
第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。		
2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。		

## 【分析結果とその根拠理由】

明確に定められている。

**観点5－3－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

## 【観点に係る状況】

本学における成績評価基準は学則第31条に規定され、さらに「履修方法及び学修の評価に関する規程」において、授業科目の履修方法及び学修の評価の詳細が定められている。これらは、学生に対して学生便覧及びオリエンテーションにおいて周知されている。なお、各科目の評価基準についてはシラバスに成績評価法を個別に記載し、授業開始時にも教員から詳細な評価基準が示されている（資料5－3－②－1）。なお、単位認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

## 資料5－3－②－1 成績評価基準

## ○履修方法及び学修の評価に関する規程

## (学修の評価)

第4条 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。

2 前項の学修の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに試験及び平素の成績を総合して次の基準により行う。

評価	評価の基準（100点満点）	判定
A	90点以上 100点まで	合格
B	80点以上 90点未満	
C	70点以上 80点未満	
D	60点以上 70点未満	
F	60点未満	不合格

## (単位の授与)

第7条 単位は、A、B、C又はDの評価を得た者に与える。

【出典 規程集P. 148～150】

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は関係規程で明確に策定され、学生便覧、シラバス等を通じて学生に周知している。また、単位認定も適切に実施されている。

**観点5－3－③： 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。**

【観点に係る状況】

担当教員はシラバスに記載の評価基準に従い、成績を入力用紙に記入し事務局教務係に提出する。教務係は入力後に入力結果を担当教員に戻して確認を求めている。それを基に教務委員会は学則及び規程の基準にしたがって、成績、単位及び卒業の認定を行い、その結果を学部教授会または研究科委員会で報告し承認を得る体制になっている。また、成績評価に対して学生からの異議申し立て制度を設けており、文書による申し立てに対して教員が文書で回答し、学生と教員が相互に納得したことを教務委員会が確認する体制になっている。異議申し立ての件数は「資料5－3－③－1」のとおりとなっている。いずれの場合についても、教員の回答に対して、学生から納得が得られている。

資料5－3－③－1 異議申し立ての状況

過去3か年の状況					(単位：件)
年度	セメスター	看護学部	診療放射線学部	合計	
24	前期	1	0	1	
	後期	2	1	3	
23	前期	0	3	3	
	後期	1	0	1	
22	前期	3	0	3	
	後期	1	0	1	

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確さを担保するための措置を講じている。

**観点5－3－④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。**

【観点に係る状況】

卒業認定基準は、学則第35条に卒業要件として規定されており、本学に4年以上在籍し、所定の授業科目を126単位以上修得した学生に対し、教授会の議を経て、学長が卒業認定を行う（資料5－3－①－1）。卒業認定基準は、学生便覧に記載され周知が図られている。

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準は関係規程で明確に策定され、学生便覧、シラバス等を通じて学生に周知している。また、卒業認定は適切に実施されている。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

**観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。**

【観点に係る状況】

本学大学院では、本学の主要概念、教育理念、教育目的・目標に基づき、学士課程に続く修士課程の教育課程を編成している。看護学研究科では、医療機関等における院内教育や管理にあたり実践的指導者となる人材、診療放射線学研究科では、CT・MRI・重粒子線治療など高度化が進む医療機器に対応した高度な知識・技術を持つ人材など、医療現場を支えるリーダーとなる人材を、それぞれ育成することを目的としている。

看護学研究科においては、様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上に向けた科学的根拠に基づく実践の実現を究極の目的とし、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント、看護学教員のファカルティ・ディベロップメントを支援できる人材を育成する。

診療放射線学研究科においては、平成17年の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」を踏まえ、大学院を巡る社会状況の変化に対応し、教育の実質化を遂行できるよう教育課程を編成した。人材養成目的の明確化及び教育体制の整備を意図し、組織的・体系的な教育の展開を可能にしている。

また、保健・医療従事者のキャリアアップや生涯学習の必要に応じて広く社会人を受け入れるため、長期履修制度、昼夜開講制、夏季・冬季集中講義制をとっている。

【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも、医療現場におけるリーダーとなる人材を育成することを目的として、教育課程の編成・実施方針が明確に定められている。

**観点5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、  
水準が授与される学位名において適切なものになっているか。**

【観点に係る状況】

教育課程編成の特色をみると、看護学研究科では「実践看護学領域」と「看護教育学領域」の2つの専門領域から構成されることが最大の特徴である。実践看護学領域は、看護技術学、生涯発達看護学、地域健康看護学、看護政策管理学を専門とする領域であり、新たな看護学の構築に必要な研究を推進し、それらを体系化していくための研究能力と確かな教育能力を兼ね備えた研究者の養成を目指す。他方、看護教育学領域では、看護基礎教育・卒後教育・継続教育を展開するための確かな教育能力と看護学教育に資する新たな知識・技術を産出するための確かな研究能力を兼ね備え、看護職養成機関において看護学教員のファカルティ・ディベロップメントを支援できる人材、院内教育のコーディネートを支援できる看護職者、つまりスタッフ・ディベロップメントを担うことのできる人材の育成を目指している。以上の2専門領域の目的達成に向けた教育課程の特色は3点ある。第1は、学生の主専攻の領域の種類に関わらず、研究遂行に必要な基礎能力を培うため、共通科目として「看護学研究方法論Ⅰ（研究過程と研究方法の理解）」「看護学研究方法論Ⅱ（研究批評と研究成果の活用）」「研究と倫理」を提供する。第2は、学生の主専攻領域の種類に関わらず教育遂行に必要な基礎能力を培うため、共通科

目として「専門職教育展開論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）」「専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実際）」「教育と倫理」を提供する。第3は、学生の専攻領域の種類に関わらず、看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映させるために必要な基礎能力に必要な科目として「看護政策管理論」を提供する。主専攻科目において、学生が既存の概念、理論の学習から関心領域の研究の現状や課題の明確化、研究成果の応用へと進み、最終的には「特別研究」に統合されることを意図して体系的に編成されている。

診療放射線学研究科では、診療放射線学部における6つの専門領域を、学術的共通性を考慮して「放射線画像検査学分野」と「放射線治療学分野」の2つの専門分野に統合・編成したことが最大の特徴である。これにより、学部教育課程との連続性を保つつつ、高度かつ幅広い応用力を身につけることを主眼においていた教育課程を実現した。「放射線画像検査学分野」では、学部における2つの専門領域「放射線画像学領域」と「放射線情報学領域」とを結び付け、CT検査、MRI検査、核医学検査、超音波検査、機能画像検査等の画像検査に関する各種モダリティの開発・改良、撮像手技の開発、データ処理法の開発・応用、ネットワーク構築・運用に関する演習科目を置き、医療画像情報に関するエキスパートの育成を目指している。「放射線治療学分野」では、学部における専門領域「放射線治療学」と連続し、重粒子線治療装置など最先端の放射線治療装置を用いてがん等に対する効果的な治療を行うための治療装置の開発・改良、治療計画の作成、治療手技の開発、機器の精度管理等に関する演習科目を置き、放射線治療に対する高い専門性を有する人材の育成を目指している。以上の2専門分野の目的達成に向けた教育課程の特色は2点ある。第1は「診療放射線学特別研究」以外、すべてが選択科目であることである。「診療放射線学特別研究」以外に修了に必要な単位は18単位以上である。自分の専門分野からは6単位以上修得すればよいものとし、その他については他分野及び共通科目からの選択を認め、学生の専門及び目的意識に応じた幅広い科目履修を可能にしている。第2は、保健医療の広い基礎的知識を持ち、かつ高い専門性を兼ね備えた研究者及び教育者、並びに医療現場において指導者たり得る高度医療専門職の養成を目的として、これを達成するために、幅広い医療実践的知識及び医療課題への理解を目的とした共通科目を設定していることである。「診療放射線学」、「保健医療安全学」、「保健医療倫理学」、「保健医療経営学」、「医療統計解析学」、「画像解剖学」、「画像診断学」、「画像解析学」の他、看護学研究科で開講されている「専門職教育展開論」、「教育と倫理」、「研究と倫理」などの科目を提供している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科では、医療機関等における院内教育や管理にあたり実践的指導者となる人材、診療放射線学研究科では、CT・MRI・重粒子線治療など高度化が進む医療機器に対応した高度な知識・技術を持つ人材など、医療現場を支えるリーダーとなる人材を、それぞれ育成することを目的としている。両研究科とも、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、高度かつ幅広い応用力を身につける内容であり、その水準は授与される学位名において適切なものになっている。

**観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

#### 【観点に係る状況】

社会人学生の占める割合が高い本学研究科においては、その時間的制約を考慮して、夜間開講、夏季・冬季集中講義等の個々の学生に配慮した対応を行っている。また、学生のニーズの把握は、指導教員による直接聴取及びアンケート調査を行い、調査結果に対して可能な限り対応し、対応できない事項については、学生に理由の説明を行い、理解を求めている。

なお、看護学研究科の約半数の学生は3年または4年間の長期履修制度を活用している。これら社会人学生に對しては、履修モデルを提示し、仕事と研究活動を両立できるように効率的な履修方法について入学前説明会を開催し、研究指導教員が個別指導により対応している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

社会人学生の受入は、医療技術が高度に発展を続いている現状で医療機関からの要請もあり、本学では社会人学生が修学しやすい環境を整備している。また、本学教員による研究活動は学術の発展動向と密接に関連しており、それを授業科目において取り上げることで学生に研究成果の還元がなされている。

#### 観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それとの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

##### 【観点に係る状況】

看護学研究科では、科目ごとの履修者数は1名から8名の範囲であり、少人数授業を実施している。授業の目的に照らして、講義や演習に討議・討論型授業やプレゼンテーションを多く組み込んでいる。また、コンピュータを用いた統計解析演習も展開しており、教育内容に応じて様々な授業形態を組み合わせて実施している。

診療放射線学研究科では、開講する授業科目の形態はすべて演習科目であり、少人数授業、対話・討論型授業が展開されている。授業時間外には電子メールを利用して指導を行うなど、最大限の教育効果を得るために各教員は工夫して指導を行っている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも演習形態を中心とした少人数教育を実施しており、教育内容、学習の進度に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

#### 観点5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

##### 【観点に係る状況】

本学研究科の修了要件は、看護学研究科は32単位、診療放射線学研究科は30単位でいずれも大学院設置基準を満たしている。また、過剰な履修登録による学習の質低下を防ぐため、1年間の履修登録の上限を24単位（集中講義及び特別研究は含まない）とする、いわゆるキャップ制を導入している。また、GPA制度を採用しており、学生が自らの学習活動を自己評価できる客観的な成績評価を数値として示している。授業はシラバス通りに展開されており、学生の出席不足による履修認定不可は生じておらず、また教員の休講は報告されていない。学生アンケート、授業評価においても、学生による授業内容への満足度は高い。

看護学研究科においては、科目履修方法について大学院説明会及び入学予定者への入学前説明会においてシラバスを用いた具体的な説明を行っている。シラバスには、事前・事後学習における課題を示すとともに、この事前・事後学習を前提に授業が展開されることを明示している。事前学習として学生は学科目に関する主要文献を精読し、要約を行って発表したり、自己の研究テーマに関連する国内外の最新文献を精読し批評したりしている。

このような学生の事前学習に基づく授業展開は、文献の読解力、批判的思考力、探求力、表現力等を育成することに繋がっている。

診療放射線学研究科においては、入学時のオリエンテーションの他、個々の学生に対して、各指導教員がシラバスを用いて具体的に履修科目の選択について指導し、予習、復習に要する時間配分を計画することで単位の実質化を保証している。学生は自分の机及びパソコン等を備えた大学院生室において、いつでも自習を行える環境にある。また、2/3以上の学生が社会人であることから、臨機応変に集中講義を実施し、メールでの指導で補足するなどして、指導を充実させている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

組織的に単位の実質化を担保する取組がなされている。

#### 観点5－5－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

##### 【観点に係る状況】

シラバスは両研究科でも教育課程編成の趣旨に沿って統一した形式で作成されている。内容は「科目区分」、「授業科目名」、「科目番号」、「クラス番号」、「授業形式」、「必修選択区分」、「開講時期」、「単位数」、「科目責任者名」、「担当教員名」、「授業の概要」、「学科目的」、「学科目標」、「授業内容」、「授業方法」、「評価方法」、「教科書」、「参考書・参考文献」、「聴講生受講の可否」、「科目等履修生受講の可否」などの項目であり、授業内容が具体的に明示されている ([http://www.gchs.ac.jp/study/education/curriculum\\_syllabus](http://www.gchs.ac.jp/study/education/curriculum_syllabus))。

活用状況については、24年度に在学生 10 名からのアンケートにより情報収集したところ概ねシラバスどおりの授業展開であるとの回答が得られている。学生は、シラバスから授業目的・内容を把握し、履修計画を立てており、自主学習を進めていた。

#### 【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも、適切なシラバスが作成され、活用されている。

#### 観点5－5－④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

##### 【観点に係る状況】

本学研究科は、勉学意欲のある医療従事者（社会人）が在職したまま就学できるように、大学院設置基準第14条の規定を受けた大学院学則において夜間等にも授業を開講できるようにし、入学時の時点で学生の希望を取り入れ、夜間開講や夏季及び春季集中講義を組み入れるなど個々の学生に合わせて時間割の調整を行っている（資料5－5－④－1）。また、履修に無理が生じないよう、長期履修制度も採用している（資料5－5－④－2）。ただし、学部教育と大学院教育の両方を担当する一部教員に時間的制約と過度な負担が生じているため、これの軽減を図る必要があり、今後、各教員の授業担当時間を調査し、偏りを少なくするよう担当科目・担当時間の調整が求められる。

さらに学生に対して個別に履修及び研究指導を行うことで、学生が計画的に行動できるようにしている。各教員は、オフィスアワーを設け、夕方から夜間にかけて質問や相談に対応できるようにしている。時間外や週末の大学院生室の使用は、守衛室の管理の下に、学生自身が自習室の施錠に責任を持った上で、自己学習に使用している。教員は、学習課題を学生に提示し、教室での学習をさらに確実にするように工夫している。

資料5-5-④-1 夜間授業等の開講（「大学院学則」より抜粋）

（教育方法の特例）

第32条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

【出典 規程集大学院編P. 7】

資料5-5-④-2 長期履修制度（「大学院学則」より抜粋）

（標準修業年限）

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第12条 学長は、学生が職業に就いている等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

（在学期間）

第13条 在学期間は、4年を超えることができない。

2 第22条第1項の規定により入学を許可された者にあっては、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

【出典 規程集大学院編P. 3~4】

【分析結果とその根拠理由】

社会人など時間的制約のある学生に対する配慮がなされた時間割となっている。

観点5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

看護学研究科では、主専攻とする領域の研究を遂行するために必要な基礎能力の獲得を目的とした学科目と、研究過程または教育過程に不可欠な倫理的態度を育成する学科目、質の高い専門職教育を展開するための基礎能

力を育成する学科目等を履修することとしている。学生は、これらの学習を基盤に「特別研究」を通して学習成果を統合していく。「特別研究」は、主専攻領域で行い、学生個々の履修期間に合わせて計画的に履修する。研究指導教員は、学生と相談のうえ研究指導補助教員を指名し、本人の了解を得て研究科委員会に報告し、承認を得ている。研究指導教員は研究指導補助教員と十分に連携をとり、学生の研究遂行を支援する。また、主専攻領域の研究指導教員が指導を行うが、必要に応じて、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言を得ることができる。2年間の修業年限の学生は、1年次中に研究計画審査及び倫理審査に合格し、2年次末に論文審査できるよう研究指導を行う。研究指導は主専攻領域の研究指導教員と研究指導補助教員の複数指導体制をとっている。研究指導教員は、ゼミ形式により「特別研究」を展開し、学生が計画した履修期間に合わせ修了できるように修士論文作成過程に必要な指導を行っている。また、研究指導補助教員と十分に連携をとり、学科目の履修及び研究の遂行を支援している。さらに、必要に応じて、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言が得られるように配慮している。教務委員会は、学生に向け「修士論文作成の手引き」、教員に向け「修士論文作成指導・審査の手引き」をそれぞれ作成している。これにより、「特別研究」による研究の遂行と論文に関わる審査等の流れを共通認識できるようにしている。

診療放射線学研究科では、教育目標の達成に向け学生の質を確保するために、教育・研究の指導プロセスに従い体系的な教育を行っている。研究指導教員は、診療放射線学特別研究における研究指導及び履修科目の選択に関する指導を中心に行い、研究指導補助教員は、研究指導教員と連携して研究遂行や論文作成への助言及び履修指導を行っている。入学時に提出された学生の研究課題の要望を基に、研究科委員会において研究指導教員及び研究指導補助教員を決定する。学生は、研究指導教員の指導に基づき先行研究、関連文献等を調査し、学生自身の立案及び研究指導教員、研究指導補助教員からの助言により、1年次前期セメスター終了までに研究課題を設定する。研究課題設定後は、引き続き先行研究などの調査を実施し、1年次後期セメスター終了までに研究計画を立案する。研究計画立案後、研究指導委員会及び本学倫理委員会において論理性及び倫理性の両面について審査し、研究科委員会の承認を経て1年次終了までに研究を開始する。研究の進捗状況は、毎年9月及び2月に研究指導委員会へ報告書を提出するとともに、中間報告会を開催し、学内に公表することで確認する。

以上のように、研究指導教員及び研究指導補助教員を中心とする集団指導体制の下に研究を遂行し、半年ごとの中間報告を経て修士論文を完成させる。各学生に1名の研究指導教員及び1名以上の研究指導補助教員がチームを組んで指導に当たっている。研究指導補助教員は、概ね複数名が配置されていることから、各学生は2~4名程度の教員の指導を直接受けながら研究を進めることになる。学生への履修指導及び研究指導については、研究指導教員及び研究指導補助教員を構成員とし、研究科長を委員長とする研究指導委員会の総意に基づいて実施される。修士論文研究を実施する者は、研究課題の設定に際し、研究指導委員会の承認を受けなければならない。したがって、修士の学位とかけ離れた研究課題設定は未然に防止することができる。学生は、研究指導委員会が主催する半年ごとに開催される中間報告会において、指導教員以外の教員からも意見を聴取し、指導を受ける機会が設けられており、研究を遂行する上で役立っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも研究指導体制を整備し、教育課程の趣旨に沿った充実した研究指導を、学生個々に合わせて計画的に行っている。

#### 観点5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

観点5－3－①を参照のこと。(学士課程・修士課程ともに「学位規程」で方針が定められている。)

**観点5－6－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

【観点に係る状況】

成績評価基準については、規程により明確に定めており(資料5－6－②－1)、学生便覧に掲載して全学生に配付し、入学時のオリエンテーションにおいて説明している。

成績評価及び単位認定は、大学院履修規程に基づき、各セメスター終了時に当該科目の担当教員による評価について教務委員会が内容を確認し、研究科委員会の合意を経て実施している。

資料5－6－②－1 修了認定基準及び成績評価基準(関係規程より抜粋)

○大学院学則

(評価基準等の明示)

第27条 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画を明示するものとする。

2 学修の成果、修士論文の評価及び修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、その基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与及び学修の評価)

第28条 授業科目を履修した学生に対し、試験の上、合格した者に所定の単位を与えるものとする。

2 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。

3 学修の評価に関する事項は、別に定める。

【出典 規程集大学院編P. 6】

○大学院履修方法及び学修の評価に関する規程

(学修の評価)

第3条 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。

(修了に必要な単位数)

第7条 学生は、別表2に規定する数以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の学修の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに試験及び平素の成績を総合して次の基準により行う。

評価	評価の基準(100点満点)	判定
A	90点以上 100点まで	合格
B	80点以上 90点未満	
C	70点以上 80点未満	
D	60点以上 70点未満	
F	60点未満	不合格

【出典 規程集大学院編P. 21～22】

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されている。また、成績評価、単位認定は適切に実施される体制が整えられている。

#### 観点5－6－③：成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

##### 【観点に係る状況】

成績、単位及び修了の認定については、学則及び規程に基準を明確に示し、学生には学生便覧、シラバスに明記し周知している。成績評価に係る審議についても正当性、透明性を図るために、研究科教務委員会、研究科委員会で厳格な審議が行われている。また、成績評価に関する組織だった対応として、成績評価に関する異議申し立て期間を設け、この制度の目的、方法について学生便覧に明記している（ただし、現在までに研究科において異議申し立てはなされていない）。

##### 【分析結果とその根拠理由】

評価基準の公開及び審議の正確性、学生からの成績異議申し立て制度の導入など、成績評価の正当性を担保するための措置が整備されている。

#### 観点5－6－④：専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

##### 【観点に係る状況】

本学研究科では、修士論文審査に先立ち、修士論文研究計画審査を行うことが修士論文審査規程に定められている。修士論文研究計画審査及び修士論文審査は、研究科委員会での承認を受けた研究科教授2名と当該学生の研究指導教員が審査委員会を開催し実施する。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者1名あるいは専門の異なる研究者1名を追加出来ることとしている。

修士論文研究計画審査は、「修士論文審査規程」、「修士論文審査内規（修士論文の審査基準を含む）」、及び研究科委員会で承認された「修士論文作成指導・審査の手引き（看護学研究科のみ）」にしたがって個別に行われる。審査結果は、「修士論文研究計画審査報告書」に基づき研究科委員会において合否を決定している。

修士論文審査は、提出された修士論文の個別審査に加え、公開論文発表会（最終試験）を行うこととしている。公開論文発表会後、研究科委員会を開催し最終審査を行い、研究科委員会全員（看護学研究科は2／3）の承認を合格の条件としている。

学位論文の審査基準は明確に策定されており、新規性、有用性、信頼性の3条件について審査を行う。信頼性は修士論文において必須の要件となるが、新規性と有用性はいずれかを満たせば良いものとしている。また、ヒト、動物を対象とした研究の場合、倫理的配慮に関する記載を必要としている。これらの審査基準は学生便覧に記載し、周知を図っている。

修士論文の審査を希望する学生は、研究科委員会が指定した期日までに、修士論文の概要を含む修士論文審査

願を研究科長に提出する。研究科委員会は、提出された修士論文審査願について審議を行い受理の可否を決定する。また、このとき研究科委員会は、研究審査委員会を設置して以後の審査に充てる。研究審査委員会は、審査の公平性を考慮し、当該学生の研究指導を行う研究指導教員1名及び研究指導を行わない教員2名以上を含む複数の教員で構成される。研究審査委員会の委員長は、研究指導教員以外の教員がこれに当たる。研究審査委員会には、必要に応じて外部の有識者を加えることを可能とする。審査を受けようとする学生は、修士論文審査願が受理された後、研究科委員会が指定した期日までに修士論文を提出する。研究審査委員会は、提出された修士論文について審議を行い、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、研究審査委員会の審議結果を受け、修士論文審査の実施の可否を決定する。

修士論文審査の実施が認可された場合、研究科委員会は、修士論文研究公聴会を開催し、研究成果を学内に公表する。修士論文研究公聴会の開催後、研究審査委員会は口頭試問を形式とする最終試験を実施する。最終試験実施後、研究審査委員会は、修士論文審査判定会議を開催し、提出された修士論文及び最終試験の結果に基づき審査を行う。研究審査委員会の審議においては、審査の透明性を考慮し、研究審査委員会の委員長を含む委員全員が個別に評価を行い、合格判定については全会一致（看護学研究科は2／3）を原則とする。研究審査委員会の委員長は、審議の過程で出された意見、各委員の評価結果、合格判定結果等をまとめ、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、研究審査委員会による審査結果を受け、学位授与の可否について審議し決定する。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る評価基準は策定されており、基準及び手続きは詳細に学生便覧に記載され、学生への周知が図られている。学位論文審査体制は適切に整備されている。

## &lt;正規の課程以外の者に対する教育サービス) &gt;

**観点5－7－①： 聴講生・科目履修生等の正規の課程以外の者に対する教育サービスの提供は適切に行われているか。**

## 【観点に係る状況】

聴講生・科目履修生等の受入状況については資料 12－1－③－1 のとおりとなっている。平成 24 年度は大学間で協定書を締結した海外の大学から特別聴講生を 1 名受入れ、本学の教育内容を提供することができた。しかし、看護学研究科の研究生より「研究生が学習、研究を行う教室や機材が整っていない」という意見が出ており、研究環境の整備が必要である。

資料 12－1－③－1 聴講生等の受入状況（過去3か年の実績）

【学部】				
○平成 24 年度				受講延べ人数（単位：人）
看護学科	○	○	○	○
診療放射線学科	○	1	○	○
○平成 23 年度、平成 22 年度				
聴講生等の受入れ実績なし				
【大学院】				
○平成 24 年度（平成 24 年 5 月 1 日現在）				受講延べ人数（単位：人）
看護学研究科	○	○	9	3
診療放射線学研究科	○	○	○	○
○平成 23 年度（平成 23 年 5 月 1 日現在）				受講延べ人数（単位：人）
看護学研究科	○	○	4	3
診療放射線学研究科	○	○	○	○
○平成 22 年度				受講延べ人数（単位：人）
看護学研究科	○	○	6	0
診療放射線学研究科	○	○	○	○
○平成 21 年度				
聴講生等の受入れ実績なし				

## 【分析結果とその根拠理由】

正規の学生以外の者への教育機会は、適切に提供できている。しかし、看護学研究科に所属する研究生の研究環境が確保できていない。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

カリキュラム・アドバイザー制度及び GPA 制度の活用により学生個々の履修と成績の状況を把握し、これをもとに学習方法の助言を行っている。

成績評価の学生からの異議申し立て制度が機能し、学生教員間の教育上の信頼関係の向上に役立っている。大学院においては、社会人学生に考慮して柔軟な授業展開を実現している。

### 【改善を要する点】

看護学研究科に所属する研究生の研究環境の整備が必要である。

## 基準6 学習成果

### (1) 観点ごとの分析

**観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学は半期ごとのセメスター制を採用し、セメスター終了時に授業科目の成績評価及び単位認定を行っている。3ヶ年度とも平均して入学者の96%程度の学生が、規定年数で学士の学位を取得し、卒業している（資料6-1-①-1）。資格取得に関しては、全国平均を上回る高い合格率を達成している（資料6-1-①-2）。

大学院修士課程については平成22年度に初めての修了生を輩出し、平成24年度については11名が修了認定を受けた。修了生は、それぞれ医療機関もしくは教育機関に就職もしくは復帰、あるいは博士後期課程への進学を果たした。（資料6-1-①-3）

資料6-1-①-1 標準年数で卒業した卒業生の状況

(単位：人)			
	22年度(19年度入学生)	23年度(20年度入学生)	24年度(21年度入学生)
看護学部	76 (92.7%)	82 (98.8%)	78 (94.0%)
診療放射線学部	35 (97.2%)	36 (100.0%)	35 (97.2%)
計	112 (95.0%)	118 (99.2%)	113 (95.0%)

※（ ）内は入学者のうち、規定年数で卒業した者の割合  
 ※平成21年度入学者数 看護学部：83名、診療放射線学部：35名  
 平成20年度入学者数 看護学部：82名、診療放射線学部：36名  
 平成19年度入学者数 看護学部：82名、診療放射線学部：36名

資料6-1-①-2 学部生の国家試験合格率の推移（単位：人、%）

<平成24年度 第5期卒業生>						
試験種別	卒業生	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	合格率 全国平均
看護師国家試験	80	80	80	0	100.0%	88.8%
保健師国家試験	80	80	80	0	100.0%	96.0%
診療放射線技師国家試験	35	35	33	2	94.3%	66.6%

<平成23年度 第4期卒業生>						
試験種別	卒業生	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	合格率 全国平均
看護師国家試験	83	83	82	1	98.8%	95.1%
保健師国家試験	83	81	72	9	88.9%	89.2%
診療放射線技師国家試験	36	36	36	0	100.0%	83.4%

<平成 22 年度 第 3 期卒業生>						
試験種別	卒業生	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	合格率 全国平均
看護師国家試験	78	78	77	1	98.7	96.6%
保健師国家試験	78	78	69	9	88.5	89.7%
診療放射線技師国家試験	35	35	34	1	97.1	83.0%

※国家試験不合格であった既卒生が受験するケースがあるため、卒業生数より受験者数が多い場合がある。

## 資料6-1-①-3 研究科生の修了状況

<平成 24 年度>	
	修了生
看護学研究科	8
診療放射線学研究科	3
計	11
<平成 23 年度>	
	修了生
看護学研究科	5
診療放射線学研究科	2
計	7
<平成 22 年度>	
	修了生
看護学研究科	4
診療放射線学研究科	3
計	7

※研究科においては、長期履修制度選択者（在籍期間が 3 年以上の計画の者）がいるため、入学定員と修了者数に差が生じている

## 【分析結果とその根拠理由】

学部学生の卒業状況や資格取得状況、研究科生の修了状況から、教育の成果は十分に上がっている。

**観点6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。**

## 【観点に係る状況】

平成 22 年度から合同 FD 委員会主催で学生による授業評価を実施しており、評価項目に対して 5 点満点で評価を行っている。教養教育科目、専門基礎科目、専門科目のいずれにおいても、また講義、演習、実習、実験のいずれの授業形態においても、4 点以上の得点を得ている。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価においても本学の授業は高い評価を得ており、教育の成果や効果は十分に上がっている。

**観点6-2-①：就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。**

【観点に係る状況】

本学学生の進路状況については、資料6-2-①-1に示すとおりである。就職希望者の就職率は看護学部で100%、診療放射線学部で93.9%であり、進学希望者についても100%が大学院もしくは助産師課程等に進学を果たした。

研究科修了生は、原所属の医療機関への復帰者を含め、全員が就職している

資料6-2-①-1 卒業生・修了生の進路状況

<平成24年度卒業・修了生>								
学部・研究科名	卒業・修了者数	進路希望			進路状況			就職率 b/a
		就職希望(a)	進学希望	その他	就職(b)	進学	未定	
看護学部	80	77	3	0	77	3	0	100.0%
診療放射線学部	35	33	2	0	31	2	2	93.9%
看護学研究科	8	8	0	0	8	0	0	100.0%
診療放射線学研究科	3	3	0	0	3	0	0	100.0%

<平成23年度卒業・修了生>								
学部・研究科名	卒業・修了者数	進路希望			進路状況			就職率 b/a
		就職希望(a)	進学希望	その他	就職(b)	進学	未定	
看護学部	83	79	4	0	78	4	1	98.7%
診療放射線学部	36	34	2	0	34	2	0	100.0%
看護学研究科	5	5	0	0	5	0	0	100.0%
診療放射線学研究科	2	2	0	0	2	0	0	100.0%

<平成22年度卒業・修了生>								
学部・研究科名	卒業・修了者数	進路希望			進路状況			就職率 b/a
		就職希望(a)	進学希望	その他	就職(b)	進学	未定	
看護学部	78	76	2	0	76	2	0	100.0%
診療放射線学部	35	33	2	0	33	2	0	100.0%
看護学研究科	4	4	0	0	4.	0	0	100.0%
診療放射線学研究科	3	3	0	0	3	0	0	100.0%

※ 就職率は「就職を希望する者」のうち「就職を果たした者」の割合

※ 研究科修了生のうち、就職者は原所属の医療機関に復帰を果たした者を含む

【分析結果とその根拠理由】

就職・進学実績は非常に良好であり、学習成果は十分上がっている。

**観点6-2-②：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上**

がっているか。

【観点に係る状況】

看護学部はカリキュラム評価を目的とし、卒業予定者、卒業生および卒業生の上司・先輩を対象とした調査を行った。

卒業予定者を対象とした調査の概要は、資料6-2-②-1のとおりである。平成24年度の卒業予定者80名のうち3月に行ったキャリアガイダンスの出席者32名に対して調査用紙を配付し、回収数は25部であった（回収率31.3%）。調査の結果、卒業予定者は、4年間に「人々の健康維持・促進に対する使命感」「人間の生涯とその生活に対する関心と理解」「個別性のある看護」「看護過程」「看護技術」などが身についたと評価していた。また、4年間に「解剖生理の知識」や「薬理の知識」「診療科別の看護」「疾患の知識」などをもう少し身につけたかったと評価した（資料6-2-②-2）。大学で受けた教育内容の満足度については、22名（88.0%）が「満足している」「ほぼ満足している」と評価していた（資料6-2-②-3）。

看護学部の卒業生を対象とした調査の概要は、資料6-2-②-4のとおりである。平成22年度および平成23年度の卒業生161名に対して調査用紙を配付し、回収数は22部であった（回収率13.7%）。調査の結果、卒業生は、質問項目の大項目IVを除くI～VIのほぼ全ての下位項目において、8～9割以上の卒業生が「3：わりに当てはまる」「4：かなり当てはまる」「5：非常に当てはまる」と回答した（資料6-2-②-5）。大学で受けた教育内容に対する満足度では、全員が「満足している」「やや満足している」のどちらかに回答していた（資料6-2-②-6）。

看護学部の卒業生の上司・先輩を対象とした調査の概要は、資料6-2-②-7のとおりである。平成22年度および平成23年度の卒業生の県内就職先の上司・先輩72名に対して調査用紙を配付し、回収数は43部であった（回収率59.7%）。調査の結果、卒業生の上司・先輩は、質問項目の大項目IV・VIを除くI～Vのほぼ全ての下位項目において、7割以上の上司が「3：わりに当てはまる」「4：かなり当てはまる」「5：非常に当てはまる」と回答した（資料6-2-②-8）。

資料6-2-②-1 卒業予定者に対する調査の概要〔看護学部〕

	対象者	平成24年度の看護学部卒業予定者80名
調査方法	調査用紙	独自に作成した「群馬県立県民健康科学大学看護学部の教育に関する調査用紙」を用いた。質問内容は、4年間に身についたと思うことおよび4年間に身につけたかったと思うこと及び大学で受けた教育内容の満足度（4段階リッカート法）である。
	データ収集	調査担当が直接、対象者に調査用紙を配付した。また、対象者に調査用紙と返信用封筒とともに調査の目的、意義、返信方法を明記した調査依頼用紙を配付した。また、返信用封筒を使用して調査用紙を個別に返信するよう依頼した。
	データ分析	各質問項目ごとに回答数を集計し、割合を算出した。

資料6-2-②-2：卒業予定者が4年間に身についた及び身につけたかったと思う内容〔看護学部〕

n=25 単位：人

項目	身についたと思うこと		身につけたかったと思うこと	
	回答数	(%)	回答数	(%)
1. 保健医療チームの一員としての基礎的能力	5	(20.0)	3	(12.0)
2. 専門職としての倫理観	9	(36.0)	2	(8.0)
3. 科学的根拠に基づく実践のための基礎的能力	16	(64.0)	1	(4.0)
4. 科学的根拠に基づく実践の重要性	17	(68.0)	1	(4.0)
5. 人間の生涯とその生活に対する関心と理解	9	(36.0)	0	(0.0)
6. 人々の健康維持・促進に対する使命感	4	(16.0)	2	(8.0)
7. 看護の対象としての人間の理解	10	(40.0)	0	(0.0)
8. 対象に対する觀察力	11	(44.0)	4	(16.0)
9. 対象の安全への配慮	12	(48.0)	1	(4.0)
10. 発達段階に応じた看護	14	(56.0)	1	(4.0)
11. 健康障害に応じた看護実践	6	(24.0)	2	(8.0)
12. 個別性のある看護	16	(64.0)	1	(4.0)
13. 看護技術	13	(52.0)	17	(68.0)
14. 看護過程	15	(60.0)	2	(8.0)
15. 対象のアセスメント	16	(64.0)	6	(24.0)
16. 疾患の知識	10	(40.0)	14	(56.0)
17. 解剖生理の知識	5	(20.0)	20	(80.0)
18. 薬理の知識	5	(20.0)	18	(72.0)
19. 問題解決能力	7	(28.0)	4	(16.0)
20. コミュニケーション能力	9	(36.0)	3	(12.0)
21. 主体的に学ぶ姿勢	7	(28.0)	0	(0.0)
22. 責任感	8	(32.0)	1	(4.0)
23. リーダーシップ	4	(16.0)	7	(28.0)
24. 発表資料の作成方法	7	(28.0)	7	(28.0)
25. 教養	5	(20.0)	3	(12.0)
26. 社会のマナー	5	(20.0)	4	(16.0)
27. その他	0	(0.0)	0	(0.0)
計		245		124

## 資料6-2-②-3：卒業予定者の本学の教育内容に対する満足度【看護学部】

n=25 単位：人

項目	回答数	(%)
1. 満足している	2	(8.0)
2. ほぼ満足している	20	(80.0)
3. あまり満足していない	2	(8.0)

4. 満足していない	0 ( 0.0)
無回答	1 ( 4.0)
計	25 (100.0)

## 資料6-2-②-4 卒業生に対する調査の概要【看護学部】

	対象者	平成 22 年度および平成 23 年度の看護学部卒業生 161 名
調査方法	調査用紙	独自に作成した「群馬県立県民健康科学大学看護学部の卒業生の特性に関する尺度」を用いた。この尺度は、I～VIの大項目について、各項目に5つずつ 30 の下位尺度より構成されており、5段階リッカート法で測定した。大項目 I は、「保健医療チームの一員としての責任と義務を全うする」、IIは「対象の尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく実践を提供する」、IIIは「対象の発達や生活への関心と理解を示し、看護を実践する」、IVは「様々な地域に生活する人々の健康維持・増進に貢献する責任を自覚する」、Vは「看護専門職としての自覚と倫理観を持つ」、VIは「科学や学術、研究成果の活用を価値づける」に関する質問項目である。また、授業の満足度を問う質問では、4段階リッカート法で回答を求めた。
	データ収集	対象者の保護者宅に調査用紙を郵送した。その際、調査の目的、意義、返信方法を明記した調査依頼用紙を同封し、返信用封筒を使用して調査用紙を個別に返信するよう依頼した。
	データ分析	各質問項目ごとに回答数を集計し、割合を算出した。

## 資料6-2-②-5：「卒業生の特性に関する尺度」に対する卒業生の回答結果【看護学部】

## I. 保健医療チームの一員としての責任と義務を全うする。

単位：人、( ) 内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
1.他職種の役割を理解した上で看護職者としての役割を果たす	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	10 (45.5)	8 (36.4)	9 (40.9)
2.対象の問題を解決・回避するための情報をチームメンバーと共有する	0 ( 0.0)	1 ( 4.5)	5 (22.7)	9 (40.9)	4 (18.2)
3.対象の問題を解決・回避するためにチームメンバーと協働する	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	1 ( 4.5)	15 (68.2)	3 (13.6)
4.チームの一員としてよりよい看護を実現するために他者に支援を求める	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	2 ( 9.1)	11 (50.0)	7 (31.8)
5.職場内外の保健医療システムの理解に努める	1 ( 4.5)	4 (18.2)	11 (50.0)	6 (27.3)	2 ( 9.1)

## II. 対象の尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく実践を提供する。

単位：人、( ) 内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
6.原理・原則に基づいて対象に安全かつ安楽な看護を提供する	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	5 (22.7)	8 (36.4)	9 (40.9)
7.対象の意思や価値観、ライフスタイル等を尊重して看護を実践する	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	6 (27.3)	12 (54.5)	4 (18.2)
8.対象の健康状態を把握するために情報を多角的に収集しアセスメントする	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	3 (13.6)	16 (72.7)	3 (13.6)

9.看護学の専門的な知識、専門基礎の知識に基づき実践する	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (18.2)	11 (50.0)	7 (31.8)
10.正確な対象理解に基づき教育的な支援を行う	0 (0.0)	1 (4.5)	7 (31.8)	12 (54.5)	2 (9.1)

## III. 対象の尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく実践を提供する。

単位：人、( ) 内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
11.解剖学・生理学等の知識に基づき対象の健康問題をアセスメントする	1 (4.5)	0 (0.0)	7 (31.8)	14 (63.6)	0 (0.0)
12.対象の発達や加齢に伴う変化を理解した上で看護を実践する	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (27.3)	12 (54.5)	4 (18.2)
13.対象の生活の場や暮らししぶりを理解した上で看護を実践する	0 (0.0)	1 (4.5)	5 (22.7)	14 (63.6)	2 (9.1)
14.対象の過去や将来の生活・健康を見据えて日々の看護を実践する	0 (0.0)	1 (4.5)	6 (27.3)	12 (54.5)	3 (13.6)
15.対象の家族やキーパーソンも含めて看護を実践する	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (27.3)	11 (50.0)	5 (22.7)

## IV. 様々な地域に生活する人々の健康維持・増進に貢献する責任を自覚する。

単位：人、( ) 内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
16.対象となる人々が継承してきた文化の特徴に関心を向ける	1 (4.5)	6 (27.3)	12 (54.5)	3 (13.6)	1 (4.5)
17.対象となる人々が生活する地域特有の生活様式に柔軟に対応する	1 (4.5)	9 (40.9)	8 (36.4)	4 (18.2)	0 (0.0)
18.対象となる人々が生活する地域の健康問題の動向に関心を向ける	2 (9.1)	12 (54.5)	4 (18.2)	4 (18.2)	0 (0.0)
19.対象となる人々が生活する地域の行政に関心を向ける	3 (13.6)	12 (54.5)	4 (18.2)	3 (13.6)	0 (0.0)
20.国内外の社会情勢やその変化に関心を向ける	4 (18.2)	8 (36.4)	8 (36.4)	1 (4.5)	0 (0.0)

## V. 看護専門職としての自覚と倫理観を持つ。

単位：人、( ) 内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
21.対象となる人々に公平に看護を提供する	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (9.1)	10 (45.5)	10 (45.5)
22.守秘義務を遵守し、対象の個人情報の保護に努める	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (13.6)	6 (27.3)	13 (59.1)
23.自己の責任と能力を自覚し、自分自身の実践した看護に責任をもつ	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (9.1)	13 (59.1)	7 (31.8)
24.社会の人々の信頼を得るよう個人として正しい行いを心がける	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (13.6)	11 (50.0)	8 (36.4)
25.職能団体への加入等を通して看護の質	0 (0.0)	2 (9.1)	11 (50.0)	8 (36.4)	1 (4.5)

向上に結びつく活動に参加する					
----------------	--	--	--	--	--

## VI. 科学や学術、研究成果の活用を価値づける。

単位：人、（ ）内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
26.看護実践をよりよくするために創意工夫する	0 (0.0)	1 (4.5)	10 (45.5)	10 (45.5)	1 (4.5)
27.研究成果を活用しながら日々の看護を実践する	1 (4.5)	8 (36.4)	8 (36.4)	5 (22.7)	0 (0.0)
28.職業上の問題を解決するために看護学の知識や理論を活用する	0 (0.0)	3 (13.6)	11 (50.0)	7 (31.8)	1 (4.5)
29.客観的に物事をとらえ道筋を立てて職業上の問題を解決する	0 (0.0)	2 (9.1)	12 (54.5)	8 (36.4)	0 (0.0)
30.自己評価しながら学習を継続する	0 (0.0)	1 (4.5)	8 (36.4)	10 (45.5)	3 (13.6)

## 資料6-2-②-6：大学で受けた教育内容に対する卒業生の満足度〔看護学部〕 単位：人、（ ）内は%を示す。

	満足している	やや満足している	あまり満足していない	満足していない
教育内容への満足	12 (54.5)	10 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)

## 資料6-2-②-7 卒業生の上司・先輩に対する調査の概要〔看護学部〕

	対象者	平成22年度および平成23年度の看護学部卒業生の県内就職先の上司・先輩72名
調査方法	調査用紙	独自に作成した「群馬県立県民健康科学大学看護学部の卒業生の特性に関する尺度」を用いた。これは、I～VIの大項目について、各項目に5つずつ30の下位尺度より構成されており、5段階リッカート法で測定した。大項目Iは、「保健医療チームの一員としての責任と義務を全うする」、IIは「対象の尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく実践を提供する」、IIIは「対象の発達や生活への関心と理解を示し、看護を実践する」、IVは「様々な地域に生活する人々の健康維持・増進に貢献する責任を自覚する」、Vは「看護専門職としての自覚と倫理観を持つ」、VIは「科学や学術、研究成果の活用を価値づける」に関する質問項目である。
	データ収集	調査依頼は看護部長等に説明する方が協力が得られやすいため、複数の卒業生が就職している施設については、教員が直接、看護部長に説明し調査用紙を配付した。対象者には調査用紙と返信用封筒とともに調査の目的、意義、返信方法を明記した調査依頼用紙を配付した。また、返信用封筒を使用して調査用紙を個別に返信するよう依頼した。
	データ分析	各質問項目ごとに回答数を集計し、割合を算出した。

## 資料6-2-②-8：「卒業生の特性に関する尺度」に対する先輩・上司の回答結果〔看護学部〕

## I. 保健医療チームの一員としての責任と義務を全うする。

単位：人、（ ）内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
1.他職種の役割を理解した上で看護職者としての役割を果たす	1 (2.3)	5 (11.6)	27 (62.8)	6 (14.0)	4 (9.3)

2.対象の問題を解決・回避するための情報をチームメンバーと共有する	0 (0.0)	3 (7.0)	18 (41.9)	17 (39.5)	5 (11.6)
3.対象の問題を解決・回避するためにチームメンバーと協働する	1 (2.3)	2 (4.7)	18 (41.9)	17 (39.5)	5 (11.6)
4.チームの一員としてよりよい看護を実現するために他者に支援を求める	2 (4.7)	2 (4.7)	11 (25.6)	21 (48.8)	7 (16.3)
5.職場内外の保健医療システムの理解に努める	2 (4.7)	16 (37.2)	19 (44.2)	5 (11.6)	0 (0.0)

## II. 対象の尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく実践を提供する。

単位：人、( ) 内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
6.原理・原則に基づいて対象に安全かつ安樂な看護を提供する	1 (2.3)	5 (11.6)	19 (44.2)	14 (32.6)	4 (9.3)
7.対象の意思や価値観、ライフスタイル等を尊重して看護を実践する	1 (2.3)	5 (11.6)	21 (48.8)	11 (25.6)	5 (11.6)
8.対象の健康状態を把握するために情報を多角的に収集しアセスメントする	2 (4.7)	8 (18.6)	18 (41.9)	13 (30.2)	2 (4.7)
9.看護学の専門的な知識、専門基礎の知識に基づき実践する	1 (2.3)	8 (18.6)	22 (51.2)	11 (25.6)	1 (2.3)
10.正確な対象理解に基づき教育的な支援を行う	1 (2.3)	10 (23.3)	26 (60.5)	6 (14.0)	0 (0.0)

## III. 対象の発達や生活への関心と理解を示し、看護を実践する。

単位：人、( ) 内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
11.解剖学・生理学等の知識に基づき対象の健康問題をアセスメントする	1 (2.3)	4 (9.3)	27 (62.8)	10 (23.3)	1 (2.3)
12.対象の発達や加齢に伴う変化を理解した上で看護を実践する	1 (2.3)	4 (9.3)	23 (53.5)	13 (30.2)	2 (4.7)
13.対象の生活の場や暮らしぶりを理解した上で看護を実践する	1 (2.3)	7 (16.3)	25 (58.1)	10 (23.3)	0 (0.0)
14.対象の過去や将来の生活・健康を見据えて日々の看護を実践する	3 (7.0)	8 (18.6)	27 (62.8)	4 (9.3)	1 (2.3)
15.対象の家族やキーパーソンも含めて看護を実践する	2 (4.7)	11 (25.6)	16 (37.2)	14 (32.6)	0 (0.0)

## IV. 様々な地域に生活する人々の健康維持・増進に貢献する責任を自覚する。

単位：人、( ) 内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
16.対象となる人々が継承してきた文化の特徴に関心を向ける	4 (9.3)	14 (32.6)	19 (44.2)	6 (14.0)	0 (0.0)
17.対象となる人々が生活する地域特有の生活様式に柔軟に対応する	5 (11.6)	16 (37.2)	18 (41.9)	4 (9.3)	0 (0.0)
18.対象となる人々が生活する地域の健康	7 (16.3)	18 (41.9)	12 (27.9)	6 (14.0)	0 (0.0)

問題の動向に関心を向ける					
19.対象となる人々が生活する地域の行政に関心を向ける	8 (18.6)	20 (46.5)	12 (27.9)	3 (7.0)	0 (0.0)
20.国内外の社会情勢やその変化に関心を向ける	9 (20.9)	21 (48.8)	11 (25.6)	1 (2.3)	1 (2.3)

## V. 看護専門職としての自覚と倫理観を持つ。

単位:人、( )内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
21.対象となる人々に公平に看護を提供する	0 (0.0)	3 (7.0)	13 (30.2)	19 (44.2)	8 (18.6)
22.守秘義務を遵守し、対象の個人情報の保護に努める	0 (0.0)	1 (2.3)	11 (25.6)	18 (41.9)	13 (30.2)
23.自己の責任と能力を自覚し、自分自身の実践した看護に責任をもつ	2 (4.7)	3 (7.0)	15 (34.9)	17 (39.5)	6 (14.0)
24.社会の人々の信頼を得るよう個人として正しい行いを心がける	1 (2.3)	2 (4.7)	14 (32.6)	20 (46.5)	6 (14.0)
25.職能団体への加入等を通して看護の質向上に結びつく活動に参加する	5 (11.6)	8 (18.6)	19 (44.2)	10 (23.3)	1 (2.3)

## VI. 科学や学術、研究成果の活用を価値づける。

単位:人、( )内は%を示す。

項目	ほとんど当てはまらない	あまり当てはまらない	わりに当てはまる	かなり当てはまる	非常に当てはまる
26.看護実践をよりよくするために創意工夫する	5 (11.6)	15 (34.9)	19 (44.2)	3 (7.0)	1 (2.3)
27.研究成果を活用しながら日々の看護を実践する	7 (16.3)	21 (48.8)	12 (27.9)	3 (7.0)	0 (0.0)
28.職業上の問題を解決するために看護学の知識や理論を活用する	6 (14.0)	14 (32.6)	18 (41.9)	5 (11.6)	0 (0.0)
29.客観的に物事をとらえ道筋を立てて職業上の問題を解決する	4 (9.3)	15 (34.9)	18 (41.9)	6 (14.0)	0 (0.0)
30.自己評価しながら学習を継続する	2 (4.7)	6 (14.0)	23 (53.5)	7 (16.3)	5 (11.6)

## 【分析結果とその根拠】

看護学部の卒業予定者に対する調査結果から、「4年間の学習で身についたと思うこと」は、回答数が50%以上の項目でみると、「科学的根拠に基づく実践の重要性」、「科学的実践に基づく実践のための基礎的能力」、「個別性のある看護」、「対象のアセスメント」、「看護過程」、「発達段階に応じた看護」、「看護技術」であり、本学の卒業生の特性である「科学的根拠に基づく実践」や「看護過程の展開」に関する重要な知識・技術の修得度が高いことを示している。「4年間の学習で身につけたかったこと」は、回答数が50%以上の項目でみると、「解剖生理の知識」、「薬理の知識」、「看護技術」、「疾患の知識」であり、解剖生理、薬理、疾患等の専門基礎科目に関する知識は、さらに高い修得度を求めており、「看護技術」は、「4年間の学習で身についたと思うこと」の回答では修得度が高いが、一方、「4年間の学習で身につけたかったこと」の回答では、さらに高い修得度を求めており、修得度に差があることを示している。「大学で受けた教育内容の満足度」については、「満足している」

「ほぼ満足している」を合わせると 22 人 (88.0%) であり、概ね本学の教育内容に満足していることを示している。

看護学部の卒業生からの本学部カリキュラムの評価は、概ね良好であり、本学部の教育目的・目標の達成に有効なカリキュラムであり、本学部の教育成果が卒業後の実践に活かされている。しかし、大学で受けた教育内容に対しての満足度においては、現実の実践場面での適応困難感に関する記載があり、教育内容の再検討の必要性が示されている。

看護学部の上司・先輩からの本学部カリキュラムの評価は概ね良好であり、大学が期待する卒業生像を反映させた実践者の育成が出来ていると判断できる。しかし、科学的根拠に基づいた看護実践は、本学部の教育目標のキーワードでもあり、4年次における看護学研究Ⅱ（EBP）等を開講し、本学部カリキュラムの独自性を打ち出し、強化している部分もあるが、多くの上司・先輩は目標達成ができないと評価している現状が明らかになり、今後の検討課題である。

診療放射線学部も、卒業生と就職先の上司に対する調査を行った。調査内容は、資料6-2-②-5 のとおりである。平成 22 年度卒業生および就職先の上司、各 35 名に対して調査用紙を配付した。回収数は卒業生が 9 部（回収率 25.7%）、就職先上司が 29 部（回収率 82.9%）であった。

卒業生に対する調査の結果、本学で受けた教育を全体的に満足したと回答した者は 66.7% であった。診療放射線技師の仕事を行う上で、「知識と教養を身についた」、「医療チームの一員として職種と協力する上で役立つ」、「診療放射線技師として法的・道徳的・倫理的視点で問題を捉える上で役立つ」という回答者が 70% 前後であるのに対し、「物事を批判的に思考する上で役立つ」、「人間を包括的に理解する上で役立つ」という回答は 2% であった。また、診療放射線技師としての行動調査の結果は、「わからないことについて積極的に調べている」、「職場内での人間関係を円滑にするよう積極的に働きかけている」、「患者の人権やプライバシーが損なわれそうなときは何らかの行動を起こしている」という回答者が各々 70% 以上存在した。自由記述には、「最新の放射線の知識、技術、機器の情報を得ることができた」、「研究を学会で発表できたことでプレゼンテーションの仕方や学会の雰囲気を知ることができた」という意見に加え、「画像読影、救急撮影など臨床場面で使える実践的な授業が必要」など問題点を指摘する意見も寄せられた。

就職先上司に対する調査の結果、卒業生は、「仕事への適応力」、「チームの一員として仕事を遂行する能力」、「専門的な知識や技術を習得しようとする努力」に対し 60% 前後の評価を得たものの、「問題解決能力」、「患者の状況の的確な把握」には 35% 前後の評価であった。参考までに、他校新卒者と相対的に比較した本学卒業生の総合的な能力に対する評価を受けたところ、66.7% が優れているとの結果であった。

資料6-2-②-5 診療放射線学部における卒業生および就職先上司に対する調査内容

対象者	調査内容
卒業生	<p>自作の調査用紙を用いた。これは、次の問 1 から 8 より構成されている。</p> <p>問 1 から 3 は、回答者の基礎情報（性別、診療放射線技師としての勤務状況、病床数）についての質問である。</p> <p>問 4 から 7 は、「本学で受けた教育の全体的な満足度」、「学習設備が十分であったか」、「診療放射線技師の仕事を行うにあたって本学で受けた教育が役立ったか（11 項目）」、「診療放射線技師の仕事を行っている中でどのような行動をとっているか（10 項目）」について、5 段階リカート型尺度を用いた質問である。</p> <p>問 8 は、本学の教育について思うことを問う自由回答式質問である。</p>

就職先上司	自作の調査用紙を用いた。これは、次の問 1 から 3 より構成されている。 問 1 と 2 は、回答者の基礎情報（性別、病床数）についての質問である。 問 3 は、本学卒業生について「コミュニケーション能力」、「仕事への適応力」など、11 項目について、5 段階リカート型尺度を用いた質問である。 さらに、本学の教育についての意見や要望について自由記述による聴取を行った。
-------	---

#### 【分析結果とその理由】

看護学部は今回の調査から、卒業予定者が本学看護学部の教育をどのように評価しているのかが明らかになった。この結果は、学習者の意見を反映した教育改善に活用可能である。また、卒業予定者が同様の内容であっても、それに対して異なる評価をすることも明らかにした。例えば、「看護技術」を身についたとする評価もある一方、身につけたかったとする評価もあった。また、「EBP の開講を早めて欲しい」とする評価もある一方、「EBP の開講時期は問題ない」とする評価もあった。これは、卒業予定者の価値基準が教育の専門的観点から確率されていないために生じている可能性が高い。また、この結果のみに基づき教育の成果を判断する危険性を示す。

今後は、就職先等の関係者、教育の提供者等の意見を聴取し、専門的観点から、本学の教育理念・教育目的・目標と関連づけながら学習成果が上がっているか否かを総合的に検討していくことが課題である。

診療放射線学部では、大学完成年から実施している卒業生および就職先上司からの意見聴取を今年度も実施した。その結果から本学の教育の成果や効果が上がっていると判断できる。しかし、教育に対する問題点も具体的に指摘されていることから、今後は過去3年分の卒業生および就職先上司に対する調査結果に基づき、学習成果を総合的に評価し、カリキュラムを検討していく必要がある。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

学生からの授業評価により、いずれの授業科目において高い満足度が得られている。

国家資格等の取得状況、就職・進学状況からみると、教育の成果は十分上がっていると判断できる。

看護学部卒業予定者の評価より、4年間に身についたと思う内容は、「主体性」「問題解決方法」「コミュニケーション能力」「責任感」「根拠に基づく実践」等、本学卒業生の特性の根幹となる内容が含まれており、教育の成果が上がっていると判断できる。

##### 【改善を要する点】

看護師、保健師、診療放射線技師の国家試験合格率をさらに高い水準で維持できるよう、組織として一層の努力が必要である。

## 基準7 施設・設備及び学生支援

### (1) 観点ごとの分析

**観点7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。**

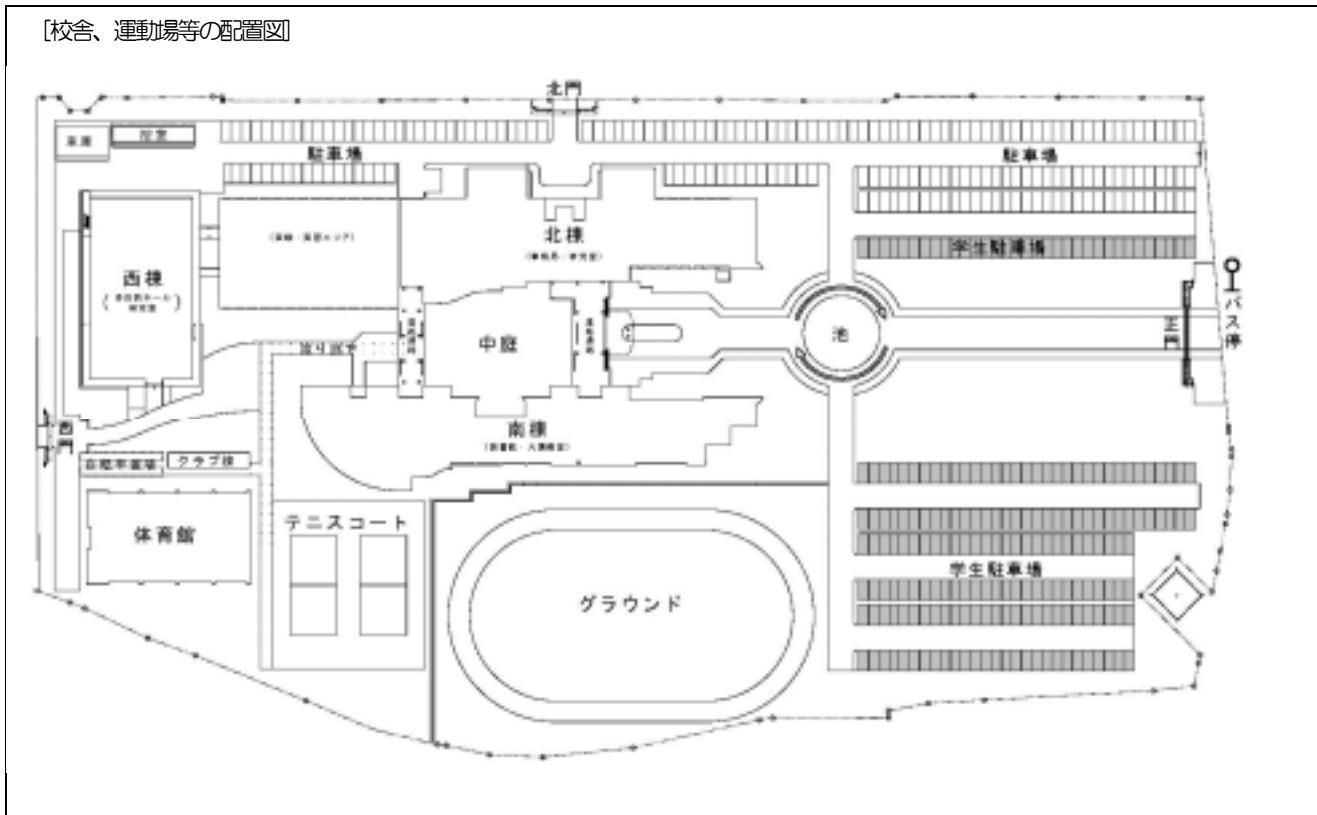
**また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学の校地面積及び校舎面積はそれぞれ、43,715.63 m<sup>2</sup>である。敷地内に、建物（北棟、南棟、西棟）、体育館、車庫、運動場（200mトラック1面含む）、テニスコート2面があり、さらに約400台の駐車場と自転車置き場等がある（資料7-1-①-1）。

バリアフリー対応については各所にスロープが設置され、北棟及び西棟にはエレベーターが設置されている。身体障害者用トイレを南棟及び西棟に設置している。駐車場には身体障害者用駐車場を北棟及び西棟入り口に設けている。

資料7-1-①-1 校地・校舎等



【建物の状況】			
区分	階数	使途	面積 (m <sup>2</sup> )
北棟	1階	学長室、事務室、食堂（センターホール）、学生ラウンジ、放射線実験室（3）、講義室、基礎実験室、MRI室、演習室（4）、準備室（3）、その他	7,300.39
	2階	大会議室、応接室、共同研究室、研究室（10）、看護実習室、講義室、演習室（9）、学部長室（2）、準備室、その他	
	3階	共同研究室、研究室（19）、マルチメディア教室（2）、看護実習室、講義室（3）、演習室（2）、大学院生室、印刷室、演習室（2）、その他	
南棟		図書館 大講義室、演習室、大学院生室、その他	1,829.28
西棟	1階	学生ラウンジ、多目的ホール、放射線演習室（3）、超音波演習室、演習室（2）、その他	3,181.19
	2階	研究室（8）、講義室（2）、演習室（6）、学生相談室、その他	
	3階	研究室（28）、共同研究室、会議室、印刷室、その他	
体育館			803.14
その他		サークル棟、公用車車庫、自転車置場 等	594.00

※（ ）内の数字は部屋数

## 【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準以上の校地・校舎面積を確保している。バリアフリー化への配慮がなされている。ただし、平成21年度大学院設置、平成24年度看護教員養成課程設置に伴い、教室等のやりくりが常態化しているので、これまで以上の充実に努める必要がある。

**観点7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。**

## 【観点に係る状況】

学生が自由に使えるコンピュータは、「資料7-1-②-1」のとおりであり、コンピュータを設置している教室等の利用時間については「資料7-1-②-2」のとおりである。

学内情報ネットワークではネットワーク接続設定の自動設定機能（DHCP）により利便性を向上するとともに、論理ネットワーク構成によるアクセス制御機能（VLAN）、利用者認証機能付きウェブアクセス中継機能（認証プロキシ）等により安全性を確保している。また、西棟学生ラウンジ、北棟センターホール及び図書館の3箇所には無線LAN基地局が設置し、学生が個人所有するコンピュータ等の情報通信端末を接続できる環境を提供している。

学外へのインターネット接続は、国立情報学研究所の運営する学術情報ネットワーク（SINET）を介して接続している。SINETへの接続については、広域インターネット回線（通信帯域：約100Mbps）を経由し、群馬大学内に設置されたSINETのノードに接続している。

学内の情報サービスについては、全ての学生および教職員にアカウント及びパスワードを発行しており、ログイン認証により学内ネットの利用が可能となっている。また、メールアドレスを発行し、学内及び学外の端末ウェブ

サーバー利用による電子メールの送受信が可能である。

学外向けのホームページについては、コンテンツ管理システムを導入しており、掲載情報を効率的に更新している。

また、セキュリティサービスシステムを導入し、学内のコンピュータ端末に対して一定レベル以上のセキュリティ対策機能を安定的に実現している。

各施設・設備の利用方法の周知は、入学時のオリエンテーションで説明しているほか、学内ポータルに「桃の木キャンパスネットについて」という項目を設置し、関係規程や施設利用方法、個人用ファイルサーバーや個人用ホームページ、ウェブメール等の利用方法、学生ラウンジに設置されている情報機器の利用方法等を掲載している。また、両学部1年生前期の必修科目となっている情報科学に関する演習科目においても、本学のコンピュータネットワーク利用方法及びコンピュータリテラシーについて周知徹底を図っている。

#### 資料7-1-②-1 学内における学生が自由に使える情報端末の整備状況（平成25年3月31日現在）

(単位：台)	
設置場所	設置台数
学生ラウンジ	10
図書館	6
マルチメディア教室	46
マルチメディア教室2	48
キャリア形成支援室	2
計	112

利用時間は、観点7-1-④-2を参照。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程の遂行に必要なICT環境は十分整備され、活用されている。

#### 観点7-1-③：図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学附属図書館は、毎年教育研究に必要な図書、雑誌、電子ジャーナルの選定と購入をし、これらの図書資料が系統的に整理されている。学生や教職員からの図書購入希望は常時受け付け、教職員にはメール等での購入希望調査を実施し、さらに図書館員が収集した新刊情報等を含めたカタログによる選定も行い蔵書の整備に努めている。図書の受入数の推移については「資料7-1-③-1」に示す。一方で、館内図書等の迅速な検索を可能とするOPAC公開システム「JOPAC」を運用し、学内外からの蔵書検索の利便性も高めている。

またDVDなどの視聴覚資料についても購入希望調査を実施し、資料の系統的な整備を進めている。平成24年3月現在で視聴覚資料は学術関係1,123点、教養関係547点を所蔵し、実習の事前学習等に利用されている。

なお、雑誌については、平成24年3月現在で和雑誌115誌、洋雑誌46誌を購入し、電子ジャーナルについては1,949誌が閲覧できる。

図書館利用の利便性向上や大学院生の最終講義後の図書館利用、さらに事務局閉庁後の窓口業務取り次ぎを図書館で対応するために、授業のある日の開館時間を午後 10 時までとしている。また、学生の試験期間中は開館延長もしくは臨時開館している。(観点7-2-①を参照)

図書館利用状況は「資料7-1-③-3」に示すとおりとなっている。貸出人数と貸出冊数は、順調に伸びており、地域に開かれた図書館として県内の医療従事者や医療福祉系の学生、一般県民等学外利用者も多い。また図書館の活用促進のため、新入生を対象としたオリエンテーションや電子ジャーナルの利用説明会、教員と大学院生を対象としたオンラインデータベース操作説明会などの積極的な活動を行った結果、電子ジャーナル利用件数とオンラインデータベース利用件数は着実に増加してきている(資料7-1-③-4~5)。

資料7-1-③-1 図書受入数の推移と蔵書数

(単位：冊)					
	4~24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	合 計
和 書	51,621	2,285	1,688	1,689	57,283
洋 書	4,561	63	69	46	4,739
合 計	56,182	2,348	1,757	1,735	62,022

※ 合計欄が平成25年3月31日現在の蔵書数となる

資料7-1-③-2 図書館利用状況の推移

(単位：人、冊)						
	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
入 館 者	55,282	64,756	63,446	64,430	66,324	64,637
貸 出 人 数	7,053	7,608	8,162	8,736	9,112	8,442
総貸出数	14,491	14,280	16,220	17,662	17,632	16,286

資料7-1-③-3 学外者図書館利用状況

(単位：人、冊)						
	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
学外登録者	330	217	258	201	169	151
学外入館者	1,981	3,085	2,840	2,431	1,944	2,284
学外貸出人数	,662	1,717	1,550	1,263	1,103	1,052
学外貸出冊数	3,734	3,702	3,529	2,926	2,278	2,225

資料7-1-③-4 電子ジャーナル利用件数

(単位：件)						
	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
メディカルオンライン	3,562	4,585	5,812	4,526	5,778	7,049
CINAHL with full text	1,303	644	4,878	5,028	4,024	2,232

※利用件数の多い電子ジャーナルについて、利用件数を示す

## 資料7-1-③-5 検索データベース利用件数

							(単位：件)
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
医中誌 Web 版	データなし	データなし	22,057	25,334	30,825	26,092	
CINii (NII 論文情報ナビゲータ)	4,158	3,703	11,189	9,095	11,431	11,705	

## 【分析結果とその根拠理由】

本大学附属図書館は教育研究上必要な資料系統的に収集・整理され、有効利用されている。

観点7-1-④：自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

## 【観点に係る状況】

本学では、学生の自立的・主体的な学習を促進するよう必要に応じて学習環境設備を整えている。具体的には、附属図書館の開館時間の延長等サービス拡大（資料7-1-④-1）及び学内ネットワークの整備に伴い学生が自由に使えるコンピュータがマルチメディア教室、学生ラウンジ等に計112台設置されている（観点7-1-②を参照）。

また、授業時間外の学習場所の確保のため、放課後の時間帯に講義室や演習室を開放し、学生の積極的な使用を促している。（資料7-1-④-2）

## 資料7-1-④-1 図書館の利用時間（「図書館利用規程」より抜粋）

(開館時間)
第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、必要により変更することがある。
(1) 学部の授業のある日（補講日及び定期試験日を含む） 9:00から22:00まで
(2) 学部の授業のない平日及び第2・第4土曜日 9:00 から17:00 まで
(3) 第1・第3・第5土曜日 11:00から17:00まで（前条第4号の利用者（=館長が特に認めた者）を除く）
(休館日)
第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3) 群馬県民の日（10月28日）
(4) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
(5) 図書館資料の点検・整理に要する日
(6) その他、館長が特に必要と認めた日

## 資料7-1-④-2 学内施設の利用（「施設管理規程」より抜粋）

(施設)
第2条 この規程において、「施設」とは、次の各号に掲げるもの及びその附属設備をいう。

(1) 校地(運動場、テニスコート等を含む。)

(2) 校舎

(3) 体育館

(4) サークル棟

(使用時間)

第4条 施設を使用できる日は、12月29日から翌年1月3日を除いた日とする。

2 施設を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。ただし、学長が認めた場合は、その認めた時間とする。

区分	学内者		学外者	
	平日	土・日曜、祝日等	平日	土・日曜、祝日等
センターホール	8:30~23:30			
西棟学生ラウンジ	8:30~22:30			
南棟ラウンジ	8:30~22:00			
体育館	8:30~21:00			
キャリア形成支援室				
その他の施設 (附属図書館を除く。)	8:30~20:00			9:00~16:00 (サークル棟を除く。)

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除き、センターホール及び学生ラウンジについては8:30~22:30、キャリア形成情報室については8:30~20:00とする。

3 前項の表中、学内者とは、本学の教職員または学生をいい、学外者とは、それ以外の者をいう。ただし、学内者と学外者が合同で使用する場合は、学内者の取扱いとする。

なお、大学院生は社会人学生が大多数であることから、看護学研究科院生から夜間授業後の院生室等の利用希望があり、大学院学生研究室看護学専攻A(院生室)の平日の利用時間を23時まで延長とし利便性を図った。また、「開館時間外の図書館資料利用届」を記載することにより、夜間・休日の文献コピー等を可能にした。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学習環境は、適切に整備され利用されているが、研究科学生および研究生の研究学習環境の整備がさらに必要である。

#### 観点7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

新学期開始時、2日間にわたり、新入生を含め全学部学生に対し教育課程の特色、授業科目の概要及び履修方法に関する履修ガイダンスを実施している(学生生活ガイダンスと同時開催)。履修ガイダンスでは履修方法や履修手続き、選択科目や、選択必修科目における科目の選び方などを説明し、また学部別、学年別に教員紹介、カリキュラム・アドバイザー紹介等を行っている。

研究科新入生に対しては、受験予定者に対する大学院説明会や入学予定者への説明会を行っている。さらに、入学式当日に各研究科合同及び研究科ごとの教務ガイダンスを行った。

## 【分析結果とその根拠理由】

教務に関するガイダンスは適切に実施されている。

**観点7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。**

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

## 【観点に係る状況】

本学では履修計画の円滑化と効果的な学習活動を支援するために、カリキュラム アドバイザー（以下「CA」という。）制度を導入している。これは、学生9～10名につき1～2名の助教以上の専任教員が担当し、学生と個別に面談してニーズの把握に努め、さらに学習相談、助言、支援を行うものとなっている。また、各学年に教務委員による学年カリキュラム・アドバイザーを配置し、教務委員会として学生のニーズや支援状況を把握できる体制にある。なお、GPAが2.0以下等の特別な支援が必要な学生に対しては、担当CA、学年CA、教務委員長が個別に対応し、深刻な事態になる前に当該学生に個別対応することになっている。

また専任教員については、オフィス・アワーを週1回、1時間以上設定し、学習を含めた学生生活全般の相談等に応じられる態勢を整えている。

特別な支援を要する学生として、本学では社会人学生を想定している。研究科では社会人学生を積極的に受け入れており（資料7-2-②-1）、社会人大学院生が講義を受けやすいように昼夜開講制をとっている。また、夏季、春季集中講義や土曜日の開講、さらに長期履修制度等、社会人学生が職を辞さずに学修できる教育環境を整えている。研究科生は図書館閉館後もカードシステムで入館、利用を可能としており、学習環境を整備している。

資料7-2-②-1 研究科の社会人学生の状況（単位人、%）

平成24年5月1日現在					
	1年生	2年生	計	うち社会人	社会人率
看護学研究科	4人	14人	18人	18	100%
診療放射線学研究科	3	4	7	6	85.7
計	7	18	25	24	96.0

平成23年5月1日現在					
	1年生	2年生	計	うち社会人	社会人率
看護学研究科	8人	12人	20人	18	90.0%
診療放射線学研究科	3	3	6	4	66.7
計	11	15	26	22	84.6

※看護学研究科の長期履修制度適用者は2年に算入している。

## 【分析結果とその根拠理由】

CA制度の導入により、学習支援に関する学生のニーズの把握と学習相談、助言、支援が適切に行われている。

また、本学において想定される特別な支援を必要とする学生は社会人学生であるが、彼らへの学習支援やサポート体制は適切に行われている。

観点7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生自治会とサークル活動の支援については、全学組織である合同学生委員会及び事務局学生図書係が担当している。学生自治会行事としては、5月の球技大会と11月の学園祭があり、教員及び事務職員が救護や危機管理担当者として配置される。保健医療系大学である本学の特徴として、学生の自由時間が少なく、自治会活動は小規模にならざるを得ない。しかし、学生は、少ない自由時間を最大限活かして、多くのサークル活動を立ち上げ、また球技大会や学園祭を積極的に企画・実施している。毎年5月にサークル設立もしくは継続の申請を行い、メンバー、活動内容、活動場所、顧問教員の承認印等を明記して事務局経由で合同学生委員会に提出することになっている。学生によるサークル活動については、運動系サークルが14サークル、文化系サークルが17サークルの計31サークルが存在する。本学の学生サークルの特徴は、ボランティア活動等の社会貢献を目的としたサークルが多数立ち上がっていることで、新聞紙面上で紹介されたものもある。

グラウンドや体育館の使用場所や時間の調整及び施設設備や道具等の不備については事務局が対応している。合同学生委員会と学生自治会役員との情報交換会を年2回開催し、意見交換を行っており、施設整備や利用時間の延長、学食メニュー、学内連絡ネットワークなどの学生からの要望に対して、大学が対応して改善できる事項、学生側が検討する事項を相互に明らかにし、問題点を共有している。

平成24年度より、学生の卒業後のキャリア発達支援にむけ、学園祭開催に合わせてホームカミングデイを開催した。両学部の卒業生20名以上の参加があり、卒業生と教員間の就業状況、採用情報などの情報交換ができた。

【分析結果とその根拠理由】

学生の課外活動に対して、大学として組織的支援が行われている。

観点7-2-⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、合同学生委員会・学部学生委員会、学生支援システム運営部会（学部学生委員長・学年担任・グループ担任により構成）を設け、事務局とともに生活支援等に関する学生のニーズに組織的に対応できる態勢をとっている。学生の健康相談の窓口としては、学生健康相談室が設置されている。構成員は、事務局管理部長を室長とし、両学部学生委員長、嘱託保健師、精神保健相談員（非常勤）、学校医（非常勤）からなる。

学生生活上の相談については、グループ担任、学年担任、学生委員長が個別に対応している。また、学習支援も

必要な場合は、担当 CA、学年 CA、教務委員長と連携を取り対応している。前期・後期セメスター開始前に、CA 会議と併せ学生支援システム運営部会も同時に開催し、情報交換を行い、支援体制をとれるようにしている。

キャリア教育に係る支援については、各学部学生委員会の下部組織としてキャリア形成支援室を置き、生涯にわたるキャリア形成の基盤獲得を念頭に、入学時から卒業時まで就職・進学活動や資格取得等を支援している。

ハラスメント防止に関する対策としては、ハラスメントの防止に関する規程と指針をホームページに掲載するとともに、教職員及び学生にパンフレットの配付及び学内にポスター掲示を行って周知している。また、ハラスメント対策室を設け、メールでの相談も受けられるようになっている。各々の利用状況については、「資料7-3-①-1」に示すとおりである。

合同学生委員会は、学生のニーズ把握のため、年一回の全学年を対象とした学生生活アンケート調査を実施し、平成 24 年度の回収率は全学で 80.5% であった。学生からの生活に関する要望を分析し、教員と学生に結果を公表すると共に、学生自治会と改善に向け協議した。

学生生活上の相談は、グループ担任、学年担任、学生委員長が個別に対応している。また、学習支援も必要な場合は、担当 CA、学年 CA、教務委員長と連携を取り対応している。前期・後期セメスター開始前に、CA 会議と併せ学生支援システム運営部会も同時に開催し、情報交換を行い、支援体制をとれるようにしている。

#### 資料7-3-①-1 学生支援に係る相談・助言体制の利用状況

##### ○学生健康相談室

###### <精神保健相談員による対応>

臨床心理士の資格を有する者を精神保健相談員として委嘱しており、原則として相談日を月3回設けている。

平成 24 年度は 33 回実施した。

のべ相談件数：49 件

のべ相談人数：49 件

###### <保健師により対応>

上記精神保健不在の際は、嘱託保健師（週 29 時間勤務）が応対しており、相談の内訳は以下のとおりである。

のべ相談件数：17 件

のべ相談人数：17 件

##### ○キャリア形成支援室利用状況

例年 1 月に 4 年生の就職・進学内定状況を調査するとともに、キャリア形成支援室の教員が個別相談態勢をとっている。また、3 年生を対象に国家試験合格及び進学・就職のための具体的な進路支援ガイダンスを 2 回実施している。2 年生には対象に進学・就職のための準備に必要な情報収集方法とキャリア支援室の使用方法についてガイダンスを実施した。

国家試験を終了した卒業前の 4 年生に対して、社会人としての心得、新人医療専門職者としての心得、困ったときの対応等についてガイダンスを実施し、支援室で作成したキャリア形成ガイドを配布した。

キャリア形成支援室室員が 4 年次の学年担任、グループ担任を兼任し、就職・進学、国家試験対策を行っている。

##### ○ハラスメント対策室利用状況

平成 22 年度はハラスメント対策室はアカデミック・ハラスメント対策室及びセクシャル・ハラスメント対策室に分かれていた。

平成 22 年及び平成 20 年度に 1 件ずつアカデミックハラスメント対策室の利用があった。セクシャル・ハラスメント対策室の利用

は今まで実績がない。

#### 【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談、助言体制が整備され、適切に行われている。

#### 観点7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

##### 【観点に係る状況】

本学では、本学独自の奨学金制度は有しておらず、(独)日本学生支援機構の奨学金等の斡旋を行っている。(独)日本学生支援機構の奨学金については、「日本学生支援機構奨学生選考内規（規程集P. 227）」を定めて運用している。学費の減免については、「授業料の減免等に関する取扱基準」（規程集P. 223）により、合同学生委員会で授業料減免等の審査をしている。（実績を資料7-2-⑥-1に示す）

なお、本学ではコニカミノルタエムジー(株)よりの奨学寄付金を活用して「学生研究に係る支援奨励金」制度を設けており、学生による学会発表等の費用を補助する取組を実施している。（その状況を資料7-2-⑥-2に示す）

##### 資料7-2-⑥-1 学生の奨学金受給状況等

###### ○日本学生支援機構奨学金受給状況

###### 【学部】

	看護学部				診療放射線学部				計
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	
平成24年度	26	35	44	40	13	22	18	24	222
平成23年度	36	42	38	34	20	17	23	20	230
平成22年度	40	39	30	42	16	21	21	20	229
平成21年度	39	29	43	27	16	21	21	14	214

###### 【大学院】

	看護学研究科		診療放射線学研究科		計
	1年	2年	1年	2年	
平成24年度	0	0	0	0	0
平成23年度	0	1	0	0	1
平成22年度	1	1	0	0	2
平成21年度	0		0		0

###### ○他の奨学金

病院が実施している奨学金などがあり、事務局にて公募案内があるので学生に周知し、学生が申込を行う。

###### ○授業料減免の状況

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期

看護学部	0	0	0	0	0	0	1	2	
診療放射線学部	0	0	1	1	0	0	1	0	
看護学研究科	0	0	0	0	0	0	0	0	
診療放射線学研究科	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	1	1	0	0	0	0	

## 資料7-2-⑥-2 学生研究に係る支援奨励金の活用状況について

訪問先	用務内容	参加学生	
オーストリア ウィーン	ヨーロッパ放射線学会	診療放射線学部：6名	
東京都	光脳機能イメージング研究会	診療放射線学部：4名	
北海道	7大学合同夏季研修会	診療放射線学部：6名	
東京都	第40回日本放射線技術学会秋季学術大会	診療放射線学部：8名	
栃木県	関東甲信越診療放射線技師学術大会	診療放射線学部：4名	
沖縄県	第22回日本乳癌検診学会	診療放射線学部：3名	

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の状況に応じて、学業を継続できるよう経済面の援助を適切に行っている。また、学生による研究活動を支援する補助制度を実施している。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- 施設面での地域に開かれた大学を目指した取り組みは、着実に地域住民や関係者に浸透してきており、年々図書館や大学施設の学外利用が増えている。
- L-L教室を全面的にリニューアルしてマルチメディア教室として利用することができるようになり、学生が最新のICT環境のもと学習できる環境整備ができた。
- 新学期開始に際して、教務関係だけでなく学生生活に関するガイダンスを全学年に対して実施している。
- 全学的な学生相談体制として、学生健康相談室、キャリア形成支援室、ハラスメント対策室を運用し、それに加えて学修支援のためのCA制度、生活支援のためのグループ担任制度を設けることで、学生のニーズの把握と相談・助言を適切に行う体制が整備されている。

## 【改善を要する点】

- これまで身体障害者等特別な支援を必要とする学生の受け入れ希望がなかったため、これらの対策は十分でない。

医療従事者に就かないが学修はしたいとの意思を持つ障害者学生の受け入れ等、特別支援体制を整える必要がある。

## 基準8 教育の内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

**観点8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るために体制が整備され、機能しているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学では教員の任期制をとっていることから再任用規程に基づき評価基準が定められている。評価基準の1項目である「教育活動」には授業評価や授業改善の状況が含まれ、教員は年度ごとに、自己の教育内容を評価し、教育の質の向上を目指している。なお、これをさらに発展させる形で教員による「教育研究活動自己評価」を平成24年度より実施予定であり、これにより教員自身はさら客観的に自己評価が可能となりにはその提出を受けることで大学として組織的に各教員の素質向上を図るまでの取組を実施しやすくなると言える。

学生が身につけた学習成果の自己点検については、GPAを通じて行っている。これを基にカリキュラム・アドバイザー（以下「CA」という。）と面談を行うことで、自己の学習成果について自己評価するとともにCAによる点検を受けることが可能となっている。（CA制度の詳細については観点7-2-②を参照のこと。）

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育の質の改善・向上を図る体制は整えられている。

**観点8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

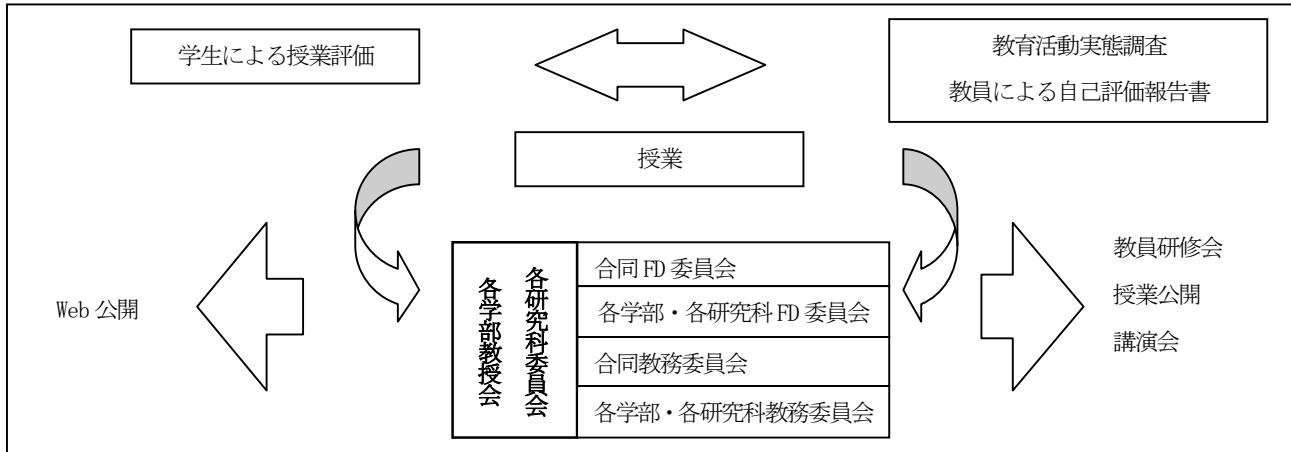
#### 【観点に係る状況】

学部、大学院とも平成22年度から学生による授業評価とその結果を踏まえた教員による授業の自己評価報告を併用し、学生と教員が評価結果を共有することにより、授業の質向上に取り組んでいる。平成24年度は、講義科目の授業評価の実施率は高いものの、実験・実習科目の授業評価実施率は50%代と低かった。

また、本学では教員の任期制をとっていることから再任用規程に基づき評価基準が定められている。評価基準の1項目である「教育活動」には授業評価や授業改善の状況が含まれ、教員は年度ごとに、自己の教育内容を評価し、教育の質の向上を目指している。

さらに、教員相互の教育活動の改善に資するため、学生の支障のない範囲において相互に授業を公開し、参観できる制度を設けている。

資料8-1-②-1 教育の質の向上、改善のスキーム



【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価や教員が自ら自己の教育内容を評価する制度が、教育の質の向上・改善に活かされている。

**観点8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

【観点に係る状況】

平成24年度には5期生を卒業生として送り出した。観点6-1-⑤に述べたとおり、卒業生と就職先等の関係者に対して看護学部においては聞き取り調査とアンケート調査を、診療放射線学部においてはアンケート調査を実施し、いずれも率直な回答を得ることができた。現在、調査結果に基づき、カリキュラムの見直しを行うとともに、教育の質の向上・改善に活かす方法を検討中であるが、卒業生の就職した医療機関において特段に問題視される状況は生じていないため、当面は現行のカリキュラムに沿って教育を推進していくこととした。

実習に関して、実習施設の管理責任者及び実習担当責任者、実習指導者等との打合せ会議及び評価会議を定期的に開催し、学習成果の確認や意見交換を行い、相互に意見をフィードバックしている。その結果、日々の実習では、教員と指導者間の実習指導体制の連携が強化され、実習修了時には学生が理論をそのまま患者に適用することなく、患者の現状に即した実践を提供できるように変化している。

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて活かされている。

**観点8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

【観点に係る状況】

平成24年度のFD研修会の実施状況は「資料8-2-①-1」に示す。

なお、日常的なFD活動としては、教員相互による授業参観の実施や、科目領域ごとの授業終了後のアフ

ターセッションを行うことで、授業の改善につなげている等の取組が報告されている。学内教員を対象とした合同FD研修会の終了後アンケートは「参考になった」「活用したい」との意見が80%であった。

さらに、前年度の検討事項であった非常勤講師が授業評価結果の全体と自己の科目の位置づけを理解できるように、24年度の年度末の非常勤講師会において、前年度の授業評価結果資料を提示し、説明した。また、評価結果資料を年度毎にファイリングして非常勤講師室にて閲覧できるようにした。

#### 【分析結果とその根拠理由】

ファカルティ・ディベロップメントにより、教育活動及び教受活動の現状と課題が共有でき、組織として教育の質向上につながっている。

資料8-2-①-1 平成24年度におけるFD研修会の実施状況

	形式／テーマ	概要
合同 FD 委員会	〔教員研修会〕	開催日：平成25年3月12日（火） 参加者：学内教員 40名 講師：以下の教員 看護学部 狩野太郎准教授：「実習における情報端末機器 I-Pad の活用」 行田智子教授：「学生がイメージしやすい授業の工夫」 診療放射線学部 斎藤享子助教：「初めて担当した授業を振り返って」 柏倉健一教授：「保健医療系大学におけるIT技術の活用」
看護学部 FD委員会	〔教員研修会〕 「看護学部カリキュラムの現状の理解」	開催日：平成25年3月18日（月） 参加者：学内教員 35名 講師：以下の看護学部教員 看護学部 山下暢子教授：「カリキュラムの評価」 斎藤 基教授：「保健師選択制移行にあたってのカリキュラムの考え方」

看 護 学 研 究 科 FD 委 員 会	<p>〔情報交換会〕</p> <p>「第1回 FD 情報交換会 -研究計画審査について-」</p> <p>「第2回 FD 情報交換会 -平成22年度論文審査に関する事後評価-」</p>	<p>実施せず</p> <p>平成21年度の大学院修士課程の開設に伴い、平成22年度と23年度修了生に対しては、教務委員会に関連する事項の集団ヒアリング調査を実施した。平成24年度修了生に対しては、教務・FD委員会合同の郵送法によるアンケート調査を実施することとした。</p> <p>アンケート期間：平成25年3月25日～5月10日</p>
---	--	--

資料8-2-②：教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るために研修等、その資質の向上を図るための取組が適切におこなわれているか。

#### 【観点に係る状況】

本学においては、助手が教育支援や教育補助を担当している。助手は教授の指導の下で教育活動の後に時間を設け、教育課程、成果を評価している。また、研究や学会活動、研修参加等を通し、教育能力向上に努めている。

平成21年度以降、大学院修士課程の開設に伴い、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を採用し、修士課程教育の一環として学部教育の補助を担当している。指導教授は、TAが学部教育への参加を通じて、大学教員に必要な教育的知識、技術、態度を素養できるように配慮している。（プレFD）

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育補助者としての助手は研究や学会活動、研修参加等を大学として奨励しており、教育能力向上に努めており、その資質を向上させることに役立っている。TA指導教授の下、資質向上を図るために取組が行われている。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

学生による授業評価と評価結果に基づく教員による授業評価という双方向の実施体制が確立し、その実施率は80%を維持できた。

##### 【改善を要する点】

実験・実習科目間の授業評価実施率を高めるために、評価表の配布時期を検討する必要がある。また、学内教員を対象としたFD研修会に非常勤講師が参加できるように働きかける必要がある。研究科の科目の授業評価については、科目責任者に一任されているため、学生の個人情報保護を考慮した評価システムを検討する必要がある。

## 基準9 財務基盤及び管理運営

### (1) 観点ごとの分析

**観点9－1－①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。**

#### 【観点に係る状況】

大学の教育活動を安定して遂行するための必要な校地、校舎、教育・研究用備品及び図書等を有している。群馬県を設置者とする公立大学であり債務は存在しない。

基本的には前身である旧群馬県立医療短期大学の資産を継承するものだが、適宜機器の更新をしており、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職者の養成という本学の目的を達成させるに不足のないものとなっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

**観点9－1－②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。**

#### 【観点に係る状況】

授業料、入学試験料、入学料の自主財源について安定的に確保している。毎年概ね3～4倍の志願倍率で定員を欠けることなく入学者を得ている。決算額に対する自主財源（特定財源）の割合は、平成18年度以降、毎年度概ね20%台を維持している（資料9－1－②－1）。

その他、科学研究費助成事業の競争的資金による研究費への申請を積極的に行い、平成24年度は22件の採択を受けた。また、企業との共同研究や学生支援に係わる企業からの寄附受け入れを積極的に行っている。

資料9－1－②－1 決算額に対する特定財源割合

(単位：円)			
区分	22年度	23年度	24年度
特定財源割合	27.2%	28.0%	25.3%

#### 【分析結果とその根拠理由】

群馬県を設置者とする公立大学として、群馬県一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を継続的に確保している。さらに、外部資金を積極的に受け入れ、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための収入を確保している。

**観点9－1－③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係わる計画等が適切に設定され関係者に明示されているか。**

**【観点に係る状況】**

群馬県が設置している公立大学であり、群馬県一般会計の歳入歳出予算県議会において審議・議決を経て、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

**【分析結果とその根拠理由】**

大学の収支に係わる計画等が適切に設定され、関係者に明示されている。

**観点9－1－④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。**

**【観点に係る状況】**

群馬県を設置者とする公立大学であり、公会計のため、収支超過となる状況はない。

**【分析結果とその根拠】**

支出超過はない。

**観点9－1－⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。**

**【観点に係わる状況】**

予算案について、全学委員会である企画運営委員会で行い、県財政当局へ重点的に要求する事業等を審議のうえ決定している。

教員研究費のうち、若手・共同研究費を学長裁量の競争的資金とし、教員の研究意欲を喚起している。

**【分析結果とその根拠理由】**

教育研究活動に対し、適切な資源配分を行っている。

**観点9－1－⑥：財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係わる監査等が適正に実施されているか。**

**【観点に係る状況】**

群馬県を設置者とする公立大学のため、財務諸表を作成していない。本学を含む群馬県一般会計の歳入・歳出予算及び決算書を作成している。

決算状況は資料の9－1－⑥のとおりである。

また、財務に係わる監査については県監査委員による監査が毎年度実施されている。（平成24年12月4日事務監査、平成25年2月5日委員監査）そのほか、県会計局による会計実地検査が毎年度行われている。

(平成 24 年 7 月 23 日実施)

## 参考資料 9-1-⑥ 決算の状況

区分				22年度	23年度	24年度
歳入	特定財源	使用料	授業料	261,112,200	265,576,300	261,646,100
			その他使用料	534,724	524,616	524,368
		手数料	入学試験料	6,544,000	7,614,000	6,987,000
			入学料	22,983,000	23,829,000	24,534,000
			その他手数料	55,600	76,000	76,000
		諸収入		4,369,208	4,898,627	11,496,173
		小計		295,598,732	302,518,543	305,263,641
		一般財源		797,190,032	786,125,207	912,919,348
		国庫補助金		0	0	4,635,000
		合計		1,092,788,764	1,088,643,750	1,222,817,989
歳出	経常的経費	教職員給与		836,639,831	823,661,495	825,788,093
		運営管理		128,717,950	134,602,862	280,382,297
		教務経費		60,464,091	54,355,412	49,728,760
		学生経費		6,324,410	9,920,673	6,214,420
		教員研究費		44,368,928	47,593,000	39,587,547
		図書館運営費		15,312,348	16,991,764	14,624,206
		大学院運営		961,206	556,512	249,000
		専任教員養成講習会		0	962,032	6,243,666
		合計		1,092,788,764	1,088,643,750	1,222,817,989

※専任教員養成講習会は、23 年度より事業開始。

## 【分析結果とその報告】

財務に係わる監査が適正に実施されている。

## 観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係わる体制が整備されているか。

## 【観点に係る状況】

本学の最高議決機関は評議会であり、その構成は資料 9-2-①-1 のとおりである。大学全体の運営に関する事項は大学運営会議で審議され、その構成は学内の評議会構成員である。

大学運営会議の下に全学委員会として、自己評価委員会、企画運営委員会、学術・情報委員会、国際交流委員会、倫理委員会、合同教務委員会、合同入学試験委員会、合同 FD 委員会を設置している。学部における管理運営上の最高意思決定機関として学部教授会があり、その構成員は、教授、准教授、専任講師及び助教である。教授会の下に総務委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会、FD 委員会を設置している。大学院については研究科長及び研究科教授を構成員とする研究科委員会が大学院の管理運営を行う体制にあり、その下に研究

科教務委員会、研究科入学試験委員会、研究科FD委員会を設置している。(資料9-2-①-2)

情報通信関係の設備維持管理については、専任の事務職員がおらず、学術情報委員会情報システム部会員である教員に過度の負担がかかっている。

事務組織としては、事務局に管理職として事務局長、管理部長、管理部次長を置き、その下に総務会計係、教務係、学生図書係を設置している。(資料9-2-①-3)

危機管理等として対応すべき分野は防火等に加え、情報管理、公金管理、外部からの侵入者対策、職員/学生医の罹災等が挙げられる。緊急事態に際しては、緊急連絡網を整備し、迅速かつ適切な対応が可能である。防火体制については防火管理規程に基づいて防火管理委員会を置き、消防計画を策定して、定期的に消防訓練を実施している。情報管理については、他大学での事案発生時などに、教職員に対して教授会等で、学生情報、入学試験情報等、各種情報の徹底管理を周知している。また、突発的な事案については、対策本部を設置して集中的に対処する体制を構築している。

また大学は基本的に開放型施設であるが、夜間等の不法侵入者防止のために防犯カメラを設置しており、教職員や学生の交通事故等の発生時には事務局職員が迅速に対応できる体制をとっている。

#### 資料9-2-①-1 評議会

役職	構成	備考
評議員（議長）	学長	
	看護学部長、看護学研究科長	
	診療放射線学部長、診療放射線学研究科長	
	附属図書館長	
	地域連携センター長	
	看護学部教授、看護学研究科教授	
	診療放射線学部教授、診療放射線学研究科教授	
評議員	事務局長	
	学外有識者で(県知事が委嘱)	(公社)群馬県看護協会 会長 群馬県会議 厚生文化常任委員長 国立大学法人群馬大学 学長 (公社)群馬県医師会 会長 群馬県中小企業団体中央会 会長 (公社)日本診療放射線技師会 会長
	県の職員のうちから知事が任命する者	群馬県 健康福祉部長

#### 資料9-2-①-2 群馬県民健康科学大学 委員会等組織図

(別紙)

## 資料9－2－①－3 事務職員に関する規程（「群馬県行政組織規則」抜粋）

## （内部組織）

第八十条 県民健康科学大学に事務局を置き、事務局に総務会計係、教務係及び学生図書係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

## 総務会計係

- 一 庁務に関すること。
- 二 式典に関すること。
- 三 大学諸規程の制定及び改廃に感すること。
- 四 大学の自己評価及び認証評価に感すること。
- 五 大学の施設整備に関すること。

## 教務係

- 一 学生の募集及び入学に試験に関すること。
- 二 教育課程及び保管に関すること。
- 三 単位の認定及び学業成績に関すること。
- 四 聴講生、特別聴講学生、研究生等に関すること。
- 五 学生の入学、休学、退学。転学、復学、卒業、懲戒その他学生の身分に関すること。
- 六 学籍簿の調整及び保管に関すること。
- 七 在学照明、成績証明、卒業証明等の各種証明書の発行に関すること。
- 八 その他教務に関すること。

## 学生図書係

- 一 学生相談に関すること。
- 二 学生の課外活動に関すること。
- 三 奨学生に関すること。
- 四 授業料等の減免及び徴収猶予に関すること。
- 五 学生の健康の保持増進に関すること。
- 六 学生の就職に関すること。
- 七 図書資料の収集、分類及び整理に関すること。
- 八 図書資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- 九 その他学生の厚生補導及び図書館に関すること。

## 【分析結果とその根拠理由】

大学の目的達成のために組織体制が整備されている。

ただし、情報関連の設備維持管理に対応できる職員配置が求められる。

**観点9－2－②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。**

## 【観点に係る状況】

学生からの意見、要望等は毎年実施している「学生生活アンケート」によって把握している。内容としては、施設・設備、図書館、教務関係、学生生活関係、アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどの分野から様々な意見、要望等が出されている。これらの意見、要望について合同学生委員会で取りまとめ、大学事務局、各学部、及び関係する委員会等に検討を依頼している。意見に対しての回答、要望事項への改善などの措置及び対応可能な要望への理由等をまとめて年度末に学生自治会に提示している。

教員のニーズに関しては教授会や各委員会で意見収集する体制になっている。

学外関係者の意見は、評議会による審議のほか公開講座・オープンキャンパス等の学校行事に関するアンケートによって把握され、また地域からの要望は、毎年定期的に開催している本学所在地区の自治会長、公民館長との地域懇談会を通して反映されている。なお、地域住民のニーズを反映して例としては、東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の原子力災害について、正しい放射線・放射能に対する知識を身につけたいという地域住民の要望にこたえ、「放射線・放射能とは何だろうか?」と題して緊急公開講座を県内2箇所で開催した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズは学生アンケートによって、教員のニーズは教授会や各委員会で適宜把握できている。また、地域懇談会等の地域住民との交流事業によって公式・非公式に地域住民よりの要望を取り入れ、ステークホルダーのニーズを運営に生かしている。

**観点9－2－③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。**

該当なし。

**観点9－2－④： 管理運営のための組織及び事務組合が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に係わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。**

#### 【観点に係る状況】

教員・事務局職員は県や公立大学協会等関係団体の主催する研修会等に組織的に参加している（資料9－2－④－1）。

資料9－2－④－1 平成24年度参加研修

研修機関	研修名
群馬県自治研修センター	新規採用職員研修、新任係長研修、新任所属長研修
	育児休業支援研修
	目標管理研修
	通信研修
公立大学協会	公立大学職員セミナー
千葉大学看護学研究科	看護学教育ワークショップ

#### 【分析結果とその根拠】

教職員は各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に組織的に取り組んでいる。

**観点9－3－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。**

【観点に係る状況】

本学では学校教育法第109条の規定にのっとり、毎年度「自己点検・評価報告書」を作成し公表している。本報告書作成のための基本的なデータは各学内委員会が企画する各種アンケート等によって収集され、自己評価委員会に設置される自己点検・評価報告書作成部会にて報告書の作成がなされる体制ができている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価を行う体制が整備されている。それをひろく県民の目に触れるように公開がなされている。また、教職員及び非常勤講師に配布することで、全学で課題等を共有できている。

**観点9－3－②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。**

【観点に係る状況】

平成23年度に開学7年が経過し、学校教育法第109条第2項の規定により、認証評価機関である独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審した。その結果、本学は同機構の定める大学評価基準に適合することが確認された。

また、学外評議員によって検証される体制にある。

【分析結果とその根拠理由】

平成23年度に初めての外部評価である大学機関別認証評価を受審した。

**観点9－3－③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。**

【観点に係わる状況】

大学機関別認証評価を受け、平成24年度から各委員会で「委員会活動の事業計画・執行・評価シート」を作成することにより、計画的な委員会運営及び振り返りを行った。また、各教員個人が「教員活動状況報告書」を平成24年度分から毎年度作成し、その活動状況を振り返るとともに、学部長および学長から評価・指導を受けることとした。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果がフィードバックされ管理運営の改善のための取り組みを行っている。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

【優れた点】

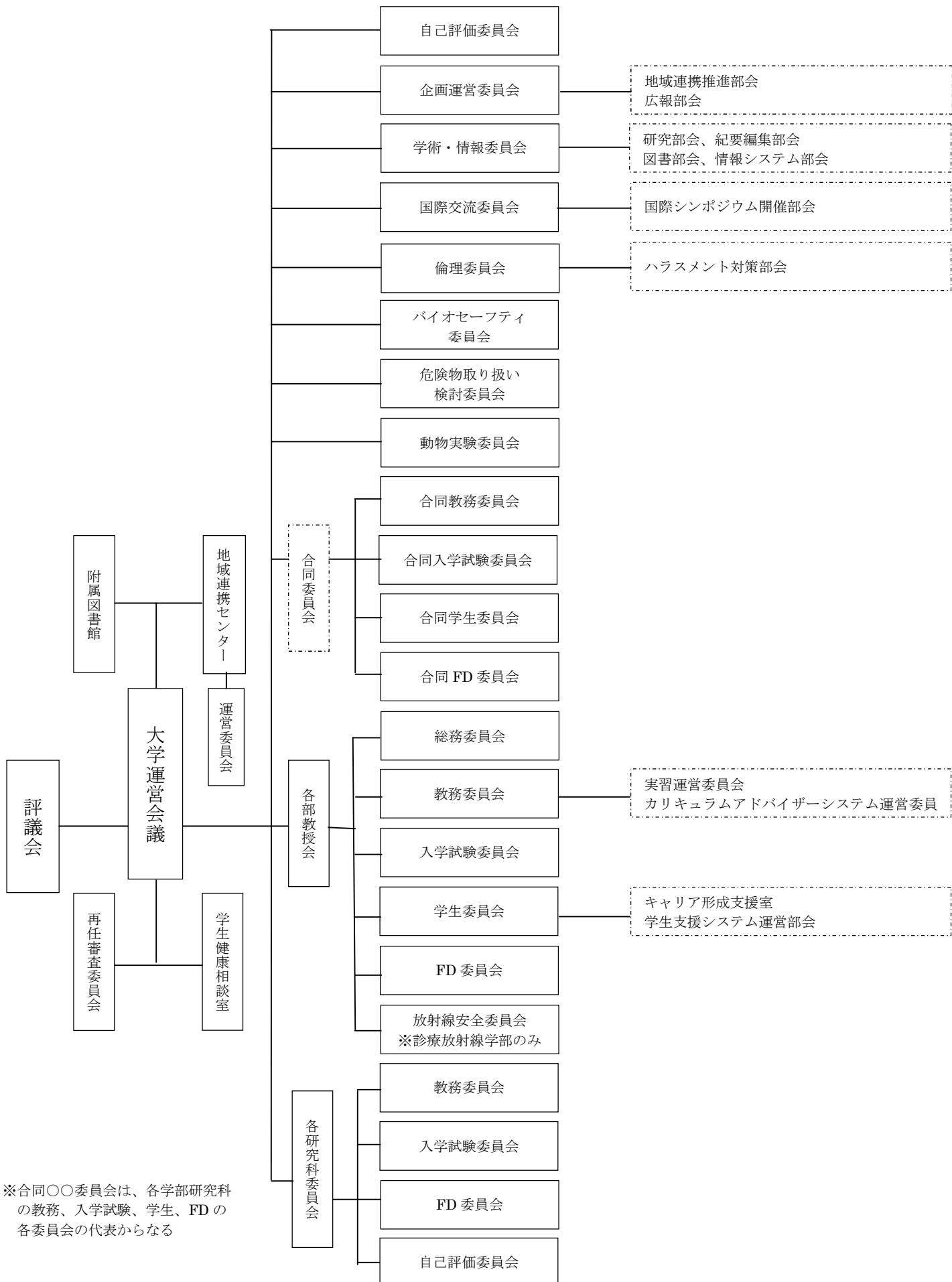
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、同機構の定める大学評価基準に適

合することが確認された。

- ・管理運営体制は、評議会を最高機関として全学的な問題を審議する大学運営会議およびそれに付随する各全学委員会、学部・研究科の問題を議論する各学部・研究科委員会およびそれに付隨する各委員会が整備され、適切な意思決定がなされる体制となっている。
- ・諸規程は体系的に整備され、いつでも閲覧できる状態にある。
- ・大学運営会議で学内運営の重要事項を審議するとともに、学長、両学部長、附属図書館長、地域連携センター長、事務局長からなる非公式な会合を開催し、学長のリーダーシップの元で効果的な意思決定を行うことのできる組織体制となっている。

【改善を要する点】

- ・情報関係の整備維持管理は、事務職員のみで対応できず、特定の教員に過度の負担がかかっている。



## 基準 10 教育情報等の公表

### (1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士であれば学部、学科又は課程ごと、大学院過程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

#### 【観点に係る状況】

大学公式 web サイトで公表しているほか、学内構成員には学生便覧への掲載及び配布で周知を図っている。

(掲載ページ) <http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/philosophy>

#### 【分析結果とその根拠理由】

学内外へ適切に公表・周知している。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

#### 【観点に係る状況】

大学公式 web サイトで公表しているほか、入学者受入方針については学生募集要項、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についてはシラバスへの記載・配布によって周知している。

#### (掲載ページ)

- 入学者受入方針

<http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/admissionpolicy>

- 教育課程について

<http://www.gchs.ac.jp/faculty/nursing/feature-nur> (看護学部)

<http://www.gchs.ac.jp/faculty/radiation/feature-rad> (診療放射線学部)

[http://www.gchs.ac.jp/graduateschool/of\\_nursing/feature-nurs](http://www.gchs.ac.jp/graduateschool/of_nursing/feature-nurs) (看護学研究科)

[http://www.gchs.ac.jp/graduateschool/of\\_medicalradiation/feature-rad](http://www.gchs.ac.jp/graduateschool/of_medicalradiation/feature-rad) (診療放射線学研究科)

- 学位授与方針

<http://www.gchs.ac.jp/study/education/toguide>

#### 【分析結果とその根拠理由】

学内外へ適切に公表・周知している。

観点10－1－③：教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法規則で規定されている事項について、「教育情報の公表」と題して大学公式webサイトで公表している。トップページにバナーを設置し、閲覧者の目に触れやすいようにしている。

（掲載ページ） <http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/kyouikujouhouunokouhyou>

平成24年度は、本学教員の研究成果等を発信するため、本学のリポジトリ運用指針を策定した。また、大学公式webサイト大学附属図書館のトップページに、群馬県地域共同リポジトリAKAGI（Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes）のバナーを設置し、教員の学術論文を公開した。その結果、半年で約9000回のダウンロード数を確認している。

（掲載ページ） <http://gchs.opac.jp>

【分析結果とその根拠理由】

教育情報の公表は適切になされている。

（2） 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

群馬県地域共同リポジトリを通して、本学教員の研究情報を発信した。

【改善を要する点】

リポジトリを活用した学術情報の発信を積極的に行う必要がある。

## 基準 11 研究活動の状況

### (1) 観点ごとの分析

**観点 11-1-①： 研究の実施体制及び支援・推進体制は適切に整備され、機能しているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学における研究活動は、県費により措置される個人研究費並びに共同研究費・若手研究費及び海外発表旅費や、日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）等の外部資金の導入によってなされる。

個人研究費については、全国の医療系学部を有する公立大学の実験系教員研究費予算単価と同等の研究費が確保されている（一般社団法人公立大学協会実施の『平成 23 年度公立大学実態調査』より）。なお職位別配分額を資料 11-1-①-1 に示す。

共同若手研究費（旧共同研究費及び若手研究費）については、学長裁量による競争的な研究費制度としている。両制度ともプロジェクト形式になっており、提出された申請書を各学部の審査委員会が審査し、その審査結果を基に学長が採択課題を決定することとなっている。採択の際に考慮する点は 1) 地域の健康問題に寄与する内容か、2) 先駆的または独創的で、医療の発展に寄与する内容か、3) 国際的な学術の発展に寄与する内容か、4) 本学の教育・研究の発展に寄与する内容か、といったことが挙げられる。海外発表旅費については、教員の国際的な学会等での発表等を支援するものとなっており、申請に基づき、経費の実費額を補助するものとなっている。これらは、毎年度、各学部総務委員会で予算配分及び制度設計を含めたあり方が検討されている。

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等の外部資金の導入についても、教員の研究費充実の面から積極的な申請を促している。公募開始の時期に合わせて、事務局外部資金導入担当が説明者となって、公募にかかる変更点・留意点等を説明する教員向けの研修会を開催するとともに、応募に際しての教員からの e-RAD 操作等に関する問い合わせに対応する窓口を設置している。

科研費以外の外部資金や企業等との共同研究の導入・実施については、隨時教員に対して電子メール等で募集内容を周知し、積極的な応募を促している。

資料 11-1-①-1 職位別個人研究費配分状況（平成 24 年度の状況）

職位	配分額
教授	444,000
准教授	410,300
講師・助教	309,800
助手	198,100

※ 配分額については、当該年度予算の本学への配分額を基に、総務委員会で決定する

#### 【分析結果とその根拠理由】

個人研究費は十分に準備され、また競争的な学長裁量研究費を設定するなど、教員の研究意欲を高める工夫がなされている。

科学研究費助成事業等の外部資金の導入についても、必要な情報の教員への周知等、教員が積極的に応募でき

るよう取組がなされている。ただし、応募状況については科研費に採択されていない教員の全員が応募するまでには至っておらず、引き続き積極的な応募を促していく必要がある。

#### **観点 11-1-②： 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。**

##### 【観点に係る状況】

個人研究費及び共同若手研究費海外発表旅費は教員の自由な発想に基づく研究活動に活用されており、その成果は毎年度紀要という形でまとめられている。また、地域社会への還元を目的として一般県民向けあるいは専門職者向けの公開講座を開催している（開催状況については基準 12 を参照のこと）。

科研費等の外部資金による研究費・奨学寄付金の導入状況については資料 11-1-②-1 のとおりとなっている。ただし、これら外部資金に応募をしていない教員が存在することから、さらに積極的な応募を促す必要がある。

なお、平成 24 年度においては企業等との共同研究による研究費の受入はなかったが、独立行政法人放射線医学研究所等との研究費の受入のない共同研究が実施されている。

##### 資料 11-1-②-1 外部資金による研究費・奨学寄付金の導入状況

###### ○平成 24 年度 採択課題一覧

	研究種目	採択課題名	採択金額
看護学部	科研費 基盤研究 (B)	入浴事故の実態解明と入浴の安全性および危機管理システム構築に関する研究	6,100,000
	科研費 基盤研究 (C)	看護学実習における学習状況自己評価システムの開発 一看護学生の学士力の育成に向けて	500,000
	科研費 基盤研究 (C)	親となる課程におけるアセスメントツールとその査定に基づく妊娠期からの支援	1,000,000
	科研費 基盤研究 (C)	小児看護に携わるジェネラリストナースを支援する教育プログラム立案モデルの開発	500,000
	科研費 基盤研究 (C)	E ラーニングを活用した潜在看護師の再就業と職務継続を支援するシステムの構築と評価	1,200,000
	科研費 基盤研究 (C)	慢性腎臓病ステージ 1~4 における患者教育システムの開発とソフトウェア化	200,000
	科研費 基盤研究 (C)	温存術後に放射線治療を受ける乳がん患者の回復を促進する看護の質評価指標の開発	700,000
	科研費 基盤研究 (C)	訪問看護における皮膚排泄ケア認定看護師による褥瘡コンサルテーションシステムの拡充	700,000
	科研費 基盤研究 (C)	細胞モデルを用いたミオシン 1 分子計測の試み：より生体に近い状態での解析を目指して	1,400,000
	科研費 基盤研究 (C)	新人看護師の指導を担当するプリセプターを対象とした問題対応型教育プログラムの開発	800,000

	科研費 基盤研究 (C)	緩和ケア病棟に従事する看護師への支援体制の構築と評価	1,500,000
	科研費 基盤研究 (C)	味覚変化を抱える外来化学療法患者に対する ICT を活用した支援システムの開発	800,000
	科研費 基盤研究 (C)	終末期がん患者を見取った壮・中年期男性遺族の心理支援プログラムの作成と評価	1,200,000
	科研費 基盤研究 (C)	腹圧性尿失禁治療女性の予防・改善プロセスに関する研究	400,000
	科研費 基盤研究 (C)	心筋梗塞の2次予防のためのキャンパス心臓病支援プログラムの効果	1,700,000
	科研費 挑戦的萌芽研究	小児がん経験者のナラティブからみた医療 PTSD 予防に向けた介入プログラム	500,000
	科研費 若手研究 (B)	児童思春期病棟における看護支援モデルの開発	600,000
	科研費 若手研究 (B)	がん患者に適応した包括的呼吸困難インパクト評価スケールの開発	300,000
	健康づくり研究助成 「あさを賞」	前向きコホート研究に向けた県内潜在看護師の再就業に関する意思調査	477,000
診療放射線学部	科研費 基盤研究 (C)	R1アンチセンス化学療法の研究	1,100,000
	科研費 基盤研究 (C)	急性期脳梗塞のMR1画像における表示階調自動統一化システムの開発	600,000
	科研費 基盤研究 (C)	環境放射線測定とチーム医療の推進における診療放射線技師の業務のあり方に関する研究	1,600,000
	科研費 基盤研究 (C)	仮想顎部内視鏡を用いた嚥下メカニズム教育システムの構築	800,000
	日本核医学会ワーキンググループ	原子力緊急事態における被ばく医療に係る核医学専門医の人材育成のあり方について	200,000
	放射線影響協会研究奨励助成金	原子力災害時における安定ヨウ素剤服用の開始の判断について	350,000

## ○科研費への応募及び採択の状況（直近3カ年分）

	学部	応募者数	採択数(採択率)	継続結果題数	合計採択数
平成24年度	看護学部	14	10(71.4%)	8	18
	診療放射線学部	4	2(50.0%)	2	4
平成23年度	看護学部	10	5(50.0%)	10	15
	診療放射線学部	7	1(14.3%)	2	3
平成22年度	看護学部	8	1(12.5%)	13	14
	診療放射線学部	7	1(14.3%)	4	5

## 資料11-1-②-2 他機関との共同研究の実施状況（平成24年度分）

学部	相手先	研究課題名	備考
診療放射線学部	(独)放射線医学総合研究所	医療用放射線の線質測定による医療被ばく算定と診断情報（電子密度、実効原子番号分布）の導出	研究分担金等はなし
診療放射線学部	(独)情報通信研究機構	超臨場コミュニケーションに関する実験研究	研究分担金等はなし

## 【分析結果とその根拠理由】

個人研究費は教員の研究環境整備に役立っている。共同若手研究費は教員による独創的なプロジェクト研究を推進する役割を果たし、海外発表旅費については教員の国際的な活躍を支援している。

ただし、科研費をはじめとする外部資金の導入については、これまで以上に多くの教員の応募を促す必要がある。

他機関との共同研究については、診療放射線学部を中心に研究者間のネットワークを通じて活発に行われている。

**観点11-2-③： 研究活動の成果は、広く社会一般に還元されるものとなっているか。**

## 【観点に係る状況】

本学の研究成果については、紀要としてまとめられ、社会に広く公表されており、学会での発表について記載されている。また、科学研究費助成事業による研究については「Kaken -科学研究費補助金データベース」に登録されることによって広く社会に公表されている。

また、各職能団体等の依頼に応じて講師派遣として本学教員が研修会を行い、あるいは群馬県出前なんでも講座の講師として、研究成果を一般県民等に還元する取組が積極的になされている。(講師派遣・出前なんでも講座等の状況については、基準12を参照のこと)

## 【分析結果とその根拠理由】

紀要及びデータベース、研修会・「出前なんでも講座」等を通して、研究成果の社会一般への還元は適切になされている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・県費による研究費のうち、一定割合を共同若手研究費として申請に基づく競争的資金として設定し、教員の研究意欲を高める取組を行っている。
- ・教員が群馬県主催の「出前なんでも講座」等に講師として依頼されるケースが多く、研究成果の一般県民への還元が積極的に行われている。

## 【改善を要する点】

- ・科学研究費助成事業等の外部資金の導入について、積極的に応募する教員がいる一方、消極的な教員も少なく

ないことから、より多くの教員の応募を促す取り組みを行う必要がある。

## 基準 12 地域貢献活動

### (1) 観点ごとの分析

観点 12-1-①： 大学の教育サービスの目的に照らして、地域貢献活動を適切に実施していくのにふさわしい体制整備がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

地域社会への貢献活動は、教育・研究活動と合わせて本学が果たすべき重要な役割の一つである。そのような中、県立の医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果等を、地域に対し還元し、県民福祉の向上を目的として、「地域連携センター」を平成24年4月に開設した。

地域連携センターの運営は、地域連携センター長を中心とした全学委員会である「地域連携センター運営委員会」が行っている。地域連携センター運営委員会は、各学部長、事業担当教員及び事務局で構成されていて、地域貢献活動を全学的に取り組む体制が整っている。また、地域連携センター運営委員会の審議事項等は、適宜、大学運営会議に報告され、地域連携センターの運営が円滑に行われるようなシステムが構築されていることに加え、群馬県看護協会会长、群馬県病院局看護主監、群馬県医師会事務局長、群馬県放射線技師会会长の4名を外部委員とした「地域連携センター運営会議」を開催し、地域連携センターの事業計画や評価について、適切に助言を得る機会が確保されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

地域連携センターでは、地方公共団体が設置・運営する県立大学として求められる水準にふさわしい事業が計画され、実施され始めた。地域連携センターの運営については、地域連携センター長の指揮が発揮できる体制が構築され、地域連携センター運営委員会を実行組織として、全学的な取り組みが行われている。また、学外の意見を聞く場も適切に設けられている。

観点 12-1-②： 地域貢献活動は目的に照らして適切に実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

地域連携センターは、これまで県民向けに開催してきた公開講座のほか、看護師養成所等の看護学教員や医療現場で看護学教育の実践指導を担当する者を対象とした講習を行う「看護学教員養成課程」、4つの県立病院が抱える課題の解決を支援する「県立病院連携事業」、県内の看護師・保健師・助産師の看護学研究の支援を行う「看護学研究支援事業」、放射線治療講習会、学校における放射線教育支援事業や診療放射線技師の技術力向上のための講習会を行う「放射線教育・研修事業」と「放射線測定評価事業」の6つの取り組みを行った。その事業実績については、資料 12-1-②で示すとおり。

## 資料 12-1-② 地域連携センター事業実績一覧（平成 24 年度実績）

事 業 名	実 績	内 容
1 看護学教員養成 課程	課程生 16名 聽講生 1名	・20科目（基礎分野5科目、専門科目15科目） ・修了した16名は、全員看護師等養成所教員として勤務（県内所属13名）
2 県立病院連携事業	<p>【実施】</p> <p>看護部門 4病院共通 1テーマ 病院別 4テーマ 延べ42回、411名参加</p> <p>【検討・調整】</p> <p>診療放射線部門 4病院共通 2テーマ 病院別 7テーマ</p>	<p>(1) 看護部門</p> <p>①「4病院共通看護管理者養成コースの設置 —望ましい看護師長像の検討」 4病院共通</p> <p>②「新人看護師への支援力向上 —教育上の問題解決に向けて」 心臓血管センター</p> <p>③「看護ジレンマへの対応方法 —チームリーダー・副師長の育成支援」 がんセンター</p> <p>④「医療観察法病棟での看護実践 —対応困難事例の検討」 精神医療センター</p> <p>⑤「先輩看護職全員による新人看護職教育への参加 —新人研修プログラムの検討」 小児医療センター</p> <p>(2) 診療放射線部門</p> <p>①「共同研究などを通じた人材育成と大学への 知の還元」 4病院共通</p> <p>②「備品の共有化・長期貸出」 4病院共通</p> <p>③「専門職者向け講演会の開催」 心臓血管センター</p> <p>④「専門資格の取得及び更新に関する支援」 がんセンター</p> <p>⑤「福島第1原発事故についての講演会の開催」 精神医療センター</p> <p>⑥「放射線に関する医療安全研修等への講師派遣」 精神医療センター</p> <p>⑦「一人勤務職場における技術支援」 精神医療センター</p> <p>⑧「放射線に関する講演会の開催」 小児医療センター</p> <p>⑨「放射線に関する安全管理教育講習への講師派遣」 小児医療センター</p>

3 保健師・看護師研究支援事業	保健師の保健指導スキルアップ支援 3件（3名） 看護師の研究支援 1件（5名）	保健師向け事業及び看護師向事業を実施
4 放射線教育・研修事業	放射線治療講習会 1回	「国際協力型がん臨床指導者養成拠点」事業への参画 ①「放射線治療物理におけるスキルセミナー」開催 ②「国際協力型先端医療医学物理学指導者コース」の設置 ③実践型粒子線治療人材育成コース（インテンシブ）の設置支援
5 放射線測定評価事業	講演会 7回 ※学校からの要請により実施	①「放射線の基礎知識—放射線の副読本に沿って」 ②「放射線の基礎知識—防護対策を正しく理解するために」 ③「放射線の基礎知識—放射線を正しく理解するために知っておきたいこと」 ④「放射線の基礎知識—放射線を正しく理解しよう」
	MR I 設置（12月） 群馬 MR 研究会の研修会への支援 1回	・群馬 MR 研究会協賛研修会の開催
	放射線測定支援 4市町村 講演会 2回	• 放射線測定支援は、前橋市、館林市、みどり市、川場村が対象 • 他に県内市町村空間線量測定及びデータの取りまとめを実施
6 教育普及事業	公開講座 3回（参加者数 99名） 出前なんでも講座 113回 （参加者数 6,641名） ※申込者申告	<公開講座> ①「メタボリックシンドローム もっとよく知り、しっかり予防」 参加者：37名 ②「クリスマスには英語の物語を」 参加者：22名 ③「中高年のためのパソコン学」 参加者：40名 <出前講座> 群馬県広報課「出前なんでも講座」に登録した中から実施

【分析結果とその根拠理由】

各事業の実施にあたっては、社会全体の状況や地域ニーズ等を適切に捉え、企画・実施がされている。また、医療専門者向けの企画にとどまらず、県民向けの公開講座なども積極的に開催されている。

観点 12-1-③： 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

地域連携センターの各事業の実施にあたっては、入念なニーズ調査を行った上での実施であることに加え、積極的な事業の PR により、課程・講演会・セミナー等各取り組みに対して、一定の参加者を確保している。また、参加者の満足度等については、事業によってはアンケート調査や振り返り等を行っており、参加者は一定の満足度を得ていると考えられる。しかし、全ての地域連携センター事業において、参加者のアンケート調査等を実施しているとは限らず、参加者の満足度調査や事業評価が必要である。

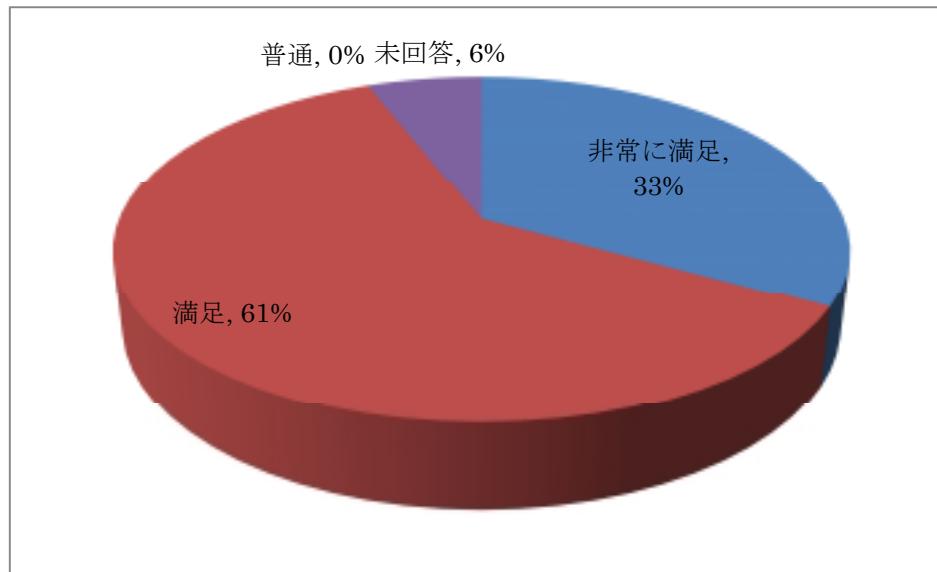
一例を挙げると、公開講座終了後に参加者へアンケート調査を行なっているが、第1回公開講座の結果の概要としては資料 12-1-③-1 のとおりとなっており、高い満足度を得ることができている。

資料 12-1-③-2 公開講座のアンケート集計結果（例）

平成24年度第1回公開講座「メタボリックシンドローム もっとよく知り、しっかり予防」

平成24年10月21日（日） 一般県民を対象に実施

○第1回公開講座に対する受講者の満足度



【分析結果とその根拠理由】

地域連携センター事業のうち、教育普及事業における公開講座などは、参加者の満足度が高くなっている。また、その他事業についても、参加者及び事業関係者からは、一定の評価が得られている。

観点 12-1-④： 改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

地域連携センター運営委員会では、平成24年9月末現在の各事業の事業実績・評価を中間評価として取りまとめた。中間評価では、各事業の実績を振り返るとともに、改善点などを抽出し、平成24年度下期以降の事業展開に活かしている。

また、外部委員4名を構成メンバーに含む「地域連携センター運営会議」を開催し、地域連携センターの事業計画や評価について、意見聴取を行っている。

なお、本学では毎年度、公開講座や講師派遣の状況を報告し、意見聴取を行うために「地域貢献活動報告書」を作成しており、これを設置者である県当局や公立大学協会、更には県内の各自治会や公民館に配布している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

地域連携センター運営委員会内での事業評価の取りまとめ、及び外部委員を含む地域連携センター運営会議での意見聴取の学内外での評価・事業の振り返りを行い、適切に事業の改善を図っている。また、事業実績を活動報告書として取りまとめ、適切に公表している。

#### （3）優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

- ・大学の第3の役割として地域貢献が位置付けられたことに伴い、より充実した活動体制を構築するため、平成24年度に地域連携センターを開設し、地域のニーズに応えるべく、主な6事業を展開した。
- ・地域連携センターの事業評価については、全学委員会の地域連携センター運営委員会、及び外部委員を含めた地域連携センター運営会議で行い、事業の改善に活かしている。また、事業実績については、活動報告書として広く公表している。

##### 【改善を要する点】

- ・地域連携センター初年度の事業評価について、数値で定量的に評価を行うことが困難な事業もあるため、事業評価の方法の検討が必要である。